

平成30年 朝日村議会

## 9 月 定 例 会 会 議 録

平成30年 9 月 5 日 開会

平成30年 9 月 19 日 閉会

朝 日 村 議 会

## 平成30年朝日村議会9月定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

### 第 1 号 (9月5日)

○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸般の報告	6
○請願・陳情の報告	6
○報告第5号及び議案第51号から議案第66号までの上程	6
○議案提案説明	7
○健全化判断比率等報告	23
○決算審査報告	24
○議案内容説明	29
○散 会	30
○署名議員	31

### 第 2 号 (9月14日)

○議事日程	33
○出席議員	33
○欠席議員	33
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	33

○事務局職員出席者	3 3
○開 議	3 4
○議事日程の報告	3 4
○会議録署名議員の指名	3 4
○諸般の報告	3 4
○一般質問	3 5
上 條 昭 三 君	3 5
北 村 直 樹 君	4 0
小 林 弘 幸 君	5 0
塩 原 智 恵 美 君	6 1
林 邦 宏 君	7 8
高 橋 廣 美 君	9 2
上 條 俊 策 君	9 8
齊 藤 勝 則 君	1 0 3
○散 会	1 1 3
○署名議員	1 1 5

### 第 3 号 (9月19日)

○議事日程	1 1 7
○出席議員	1 1 7
○欠席議員	1 1 8
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 1 8
○事務局職員出席者	1 1 8
○開 議	1 1 9
○議事日程の報告	1 1 9
○会議録署名議員の指名	1 1 9
○諸般の報告	1 1 9
○常任委員長の報告	1 2 0
○常任委員長報告の質疑、討論、採決	1 2 1
○議案第51号から第66号までの質疑、討論、採決	1 2 2

○発議第4号から第6号までの上程	129
○議案提案説明	129
○議案内容説明	130
○発議第4号から第6号までの質疑、討論、採決	130
○日程の追加	132
○議員辞職願の取り扱いについて	132
○日程の追加	133
○副議長選挙	133
○日程の追加	135
○常任委員会委員の選任について	135
○日程の追加	136
○議会運営委員会委員の選任について	136
○日程の追加	137
○一部事務組合等議会議員の選挙	137
○閉会中の継続調査の申し出について	138
○村長挨拶	138
○閉 会	140
○署名議員	141

平成30年朝日村告示第67号

平成30年朝日村議会9月定例会を次のとおり招集する。

平成30年8月29日

朝日村長 中 村 武 雄

1 期 日 平成30年9月5日

2 場 所 朝日村役場

○応招・不応招議員

応招議員（10名）

1番	高橋廣美君	2番	中村賢郎君
3番	上條俊策君	5番	齊藤勝則君
6番	上條昭三君	7番	北村直樹君
8番	小林弘幸君	9番	塩原智恵美君
10番	林邦宏君	11番	清沢正毅君

不応招議員（なし）

## 平成30年朝日村議会9月定例会 第1日

### 議事日程(第1号)

平成30年9月5日(水) 午前9時開会

開 会

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 (1) 会期の決定

(2) 審議日程表

第 3 諸般の報告

第 4 請願・陳情の報告

(付議事件)

第 5 報告第 5号 村の義務に属する和解及び損害賠償の額の専決処分について

第 6 議案第51号 専決処分の承認を求めることについて

(平成30年度朝日村一般会計補正予算(第2号)について)

第 7 議案第52号 専決処分の承認を求めることについて

(平成30年度あさひプライムスキー場事業特別会計補正予算(第1号)について)

第 8 議案第53号 朝日村県営土地改良事業分担金徴収条例の制定について

第 9 議案第54号 朝日村税条例等の一部を改正する条例について

第10 議案第55号 平成29年度朝日村一般会計歳入歳出決算認定について

第11 議案第56号 平成29年度朝日村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

第12 議案第57号 平成29年度朝日村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

第13 議案第58号 平成29年度朝日村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

第14 議案第59号 平成29年度朝日村簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について

第15 議案第60号 平成29年度朝日村下水道特別会計歳入歳出決算認定について

第16 議案第61号 平成29年度あさひプライムスキー場事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 第17 議案第62号 平成30年度朝日村一般会計補正予算（第3号）について
- 第18 議案第63号 平成30年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 第19 議案第64号 平成30年度朝日村介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 第20 議案第65号 平成30年度朝日村簡易水道特別会計補正予算（第2号）について
- 第21 議案第66号 平成30年度朝日村下水道特別会計補正予算（第2号）について
- 第22 議案提案説明
- 第23 健全化判断比率等報告
- 第24 決算審査報告
- 第25 議案内容説明
- 

出席議員（10名）

1番	高橋 廣美 君	2番	中村 賢郎 君
3番	上條 俊策 君	5番	齊藤 勝則 君
6番	上條 昭三 君	7番	北村 直樹 君
8番	小林 弘幸 君	9番	塩原 智恵美 君
10番	林 邦宏 君	11番	清沢 正毅 君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	中村 武雄 君	教 育 長	二茅 芳郎 君
代表監査委員	上條 孝也 君	会計管理者兼 総務課長	上條 晴彦 君
住民福祉課長	上條 文枝 君	住民福祉課 健康づくり 担当課長	原 貞子 君
建設環境課長	塩原 康視 君	産業振興課長	上條 靖尚 君
会 計 課 長	林 さとみ 君	教 育 次 長	清沢 光寿 君

---

事務局職員出席者

議会事務局長 高山 義教 君



開会 午前 9時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（清沢正毅君） 皆さん、おはようございます。

この台風21号、昨晚、最もこの朝日村に接近するというので、報道によりますと全国各地では大変大きな被害を被っているわけですが、幸いにして当朝日村には特に大きな被害がなくて、予定どおりこの定例会が開催できることを幸いだと思います。

それでは、ただいまから平成30年朝日村議会9月定例会を開催をいたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（清沢正毅君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（清沢正毅君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

5番 齊藤勝則 議員

6番 上條昭三 議員

を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（清沢正毅君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月19日までの15日間としたいと思いま

すが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

よって、会期は9月19日までの15日間と決定いたしました。

次に、審議日程は別紙のとおり行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

よって、審議日程は別紙のとおり決定いたしました。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（清沢正毅君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会の説明員は、村長、代表監査委員、教育長、各課長、課長補佐、副主幹、係長であります。

入札結果及び例月出納検査結果が別紙のとおり報告されております。

また、報道関係者から取材の申し出ありましたので、これを許可いたしました。

これで諸般の報告を終わります。

---

#### ◎請願・陳情の報告

○議長（清沢正毅君） 日程第4、本日までに受理した請願・陳情は、お手元に配付しました請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

---

#### ◎報告第5号及び議案第51号から議案第66号までの上程

○議長（清沢正毅君） この際、日程第5、報告第5号及び日程第6、議案第51号から日程第21、議案第66号までの議案を一括上程いたします。

提出されました議案は、お手元に配付のとおりです。

---

### ◎議案提案説明

○議長（清沢正毅君） 日程第22、ただいま提出されました議案について、提案理由の説明を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 本日ここに、朝日村議会9月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはおそろいでご出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

まず初めに、ただいま議長からも話がありましたが、昨日、四国、近畿地方に上陸いたしました大型台風21号は、各地に暴風雨が猛威を振るい甚大な被害となっております。当地域は、昨夜半に暴風雨が通過し、村内では公民館の健康センター入り口のシダレザクラの大きな枝が欠けてしまいました。そのほか村内の被害につきましては、今朝までに報告が入っておりませんが、職員が現在各地を回って確認をしているところでございます。

次に、本年7月、九州、四国、中国地方での観測史上記録的な豪雨災害に見舞われ、西日本地域は10県以上に及ぶ甚大な被害が発生しました。犠牲者は200人以上となり、大規模な土砂災害氾濫となっております。今回の西日本地域での災害発生箇所は、近年、10年間の我が国年間発生件数を1回で超えてしまい、人的被害は平成年号では最大規模となっております。これによりまして交通ネットワークも甚大な被害となり、支援を進める物流に多大な影響が出ております。

改めて犠牲者の皆様に心からお見舞いを申し上げます。

被災された皆様には同じく心からお見舞いを申し上げ、そして、一刻も早い復旧・復興を願うものでございます。

これを受けまして、当村では早速、平成30年7月豪雨災害義援金を役場窓口及びかたくりの里社会福祉協議会の窓口で村民の皆様にご支援を願いましたところ、8月末現在、41万円の貴重な浄財を賜りました。このうち22万3,000円を日本赤十字社長野県支部を通じて、18万7,000円を共同募金長野支会を通じて、それぞれ被災地に送らせていただきました。

また、6月18日に発生しました大阪府北部地震災害の義援金につきまして、1万1,000円

を日赤長野支部を通じ、同じく1万1,000円を共同募金長野支会を通じまして、それぞれ送らせていただいております。

これらの義援金につきまして、村民の皆様の温かい心遣いと、災害に遭ったときはお互いさまというその心に感謝を申し上げるところでございます。

そこで、当村では、去る2日の日曜日に、朝日村地震総合防災訓練を実施いたしました。一昨年から松本広域圏の各市村が歩調を合わせて訓練を実施したところでございます。私どもの中信地域に大災害が発生しますと、道路網は遮断をされ、電線は切断して停電が続き、通信は途絶え、広域消防の応援体制も難しく、なおかつ国の支援は人口密集地を優先しますので、私どもの田舎は救援がおくれるものと自覚していなければなりません。

このような状況の中でも、命にかかわる方、出産を迎えている方など、最優先対応の取り組みや負傷者救護の対応は極めて重要な事項でございます。当村では、そのことを踏まえながら新役場庁舎の一面にヘリポート用地を計画しておりまして、この事業実施は2年ぐらいの時間が必要と捉えております。

本年度の訓練は、災害時における対応力の向上と防災意識の高揚を目的に、訓練を通して村民一人一人が災害発生時において自分が何をするか、何をすべきかを身につけられる訓練といたしました。これを受けまして、近年は防災会ごとにテーマを決め訓練がされているところがございます。

いずれにいたしましても、まずは自分の身は自分で守るこの自助と、近隣の皆さんとの助け合い、いわゆる共助が重要でございまして、防災部会ごとの意識の共有が求められているところがございます。当村におきましても核家族化が進んでおりまして、近年は隣組の交流が希薄化していると言われておりますが、日ごろから日常生活の中で、近隣とのかかわりやつながりを深めていただくことを願うものでございます。

これらを踏まえ、各防災会ごとに取り組みましたうち、古見防災会は火災家屋救出訓練を、針尾防災会は土砂災害訓練を、西洗馬防災会は倒壊家屋救出訓練をされました。また、第一分団ではすでに倒壊家屋救出訓練及び行方不明者の搜索、救出訓練を実施されているところがございます。

本年度、訓練参加者は957人でございまして、昨年は1,031人でございましたので、対前年比74人の減となっております。一方、村の災害対策本部では、新役場庁舎で初めての訓練でございました。このため、初期対応の重要性に鑑みまして防災行政無線網の確認を初め、県及び広域消防局、医療機関との連携、そして村民への周知、村内各13カ所からの双方向施設、

いわゆるアンサーバックでございますが、これによります防災会、防災部会との情報伝達の確認、対応と、新庁舎での機能確認を実施いたしたところでございます。加えまして、役場職員の訓練では、初動マニュアルに基づきまして役割分担の再確認とともに、新庁舎対策本部での機能が発揮されているかチェックしたところでございます。

さらに、救護所の設置につきましては、本来は健康センターでございますが、本年はより多くの地域の皆さんに理解いただくため、古見集落センターで、三村内科医院のご協力をいただき、連携したトリアージ訓練をいたしたところでございます。

そのほか、6月には土砂災害防止月間にあわせまして、御馬越地区で独自訓練によりまして年3回ぐらいの会議をもって、独自の防災マップ作製を計画しているところでございます。

次に、本年夏、6月から8月でございますが、この3カ月の天候についてでございます。

気象庁は、去る3日に、本年6月から8月の夏の気候状況を発表いたしました。これによりますと、昭和21年の統計開始以来、東日本、これは関東、甲信、東海、北陸でございますが、平均気温は最も高く、西日本、これは近畿、中国、四国、九州でございますが、ここは過去2番目の高温と発表をされました。最高気温は、埼玉県熊谷市で41.1度、これは7月23日でございますが、岐阜県では下呂市と美濃市で41度、新潟の胎内市と東京の青梅市で40.8度という猛暑が記録をされたところでございます。

また、降水量につきましては、西日本の太平洋側が平年の1.3倍を記録し、北海道、東北地方の北日本の日本海側は、平年の1.6倍を記録したというように報道をされております。

一方、長野地方気象台によりますと、当松本地方の本年6月から8月の平均気温は24.4度で、明治31年の観測開始以来最も高い記録となっております。最高気温は、松本空港の地点の36.6度及び同じく36.5度という記録がございまして、これも過去最高を記録した年となりました。

特に7月の西日本豪雨を初め、台風による暴風雨が多く、まさに日本列島は猛暑と豪雨の夏となりました。この猛暑と豪雨は、気象庁によりますと30年に一度より発生確率が低いと言われておりまして、ことしの夏はまさに異常気象であったと発表され、記録づくめの年であったと言われております。

この間、国内では熱中症に起因します逝去者、お亡くなりになった方の報道がされておりますが、当松本広域消防局管内では、8月末までの熱中症の救急搬送は236件で、昨年より120件多くなっております。このうち、住宅内での発生は全体の38%ということでございます。当朝日村の救急搬送は3件ございました。昨年、一昨年はゼロ件でございましたので、

やはり異常な年の酷暑の影響があったものと思われます。この3件の内容につきましては、自宅での発生が1件、業務中が1件、鉢盛登山マラソンで1件でございました。この内容から見ますと、当村での熱中症発症状況は良況でありまして、村民の皆様の健康管理に対する意識の高さが判断をされ、健康村活動が活かされていることに敬意を表するものでございます。

一方、当地方の気象は、6月が空梅雨で、7月、8月は酷暑が続いたことによりまして、鎖川の水量は大丈夫かというぐらいに水量が低くなりました。そこで全村民の生活に欠かせない上下水道につきましては、当村の水源は村独自で確保し、主に針尾、大尾沢の質の高い湧水を利用しておりまして、本年のように渇水期が長期化しますと水源が極めて心配になるところでございます。ちなみに水源の状況を申し上げますと、本年4月の配水状況は大尾沢水源で100%を賄い、8月の配水状況は大尾沢水源が71%で、舟ヶ沢からの補給水が29%となっております。本年の空梅雨、そして猛暑でも村民生活の上下水道が確保されてきており、安堵しているところでございます。

また、農業の稲作では、7月下旬の幼穂形成期、8月の出穂期に多量の水が必要となりますことから、8月下旬の落水までの間は、鎖川の水量についていつも気にとどめているところでございます。おかげさまで、国営中信平農業水利事業によりまして、当朝日地区は、昭和50年から水田の補給用水と畑地かんがい用水の整備がされたことによりまして、鎖川下流域で水利権のあります今井、神林地区とのトラブルが発生しないことに感謝しているところでございます。

そして、古見原、西洗馬原では秋野菜定植期を迎えておりますが、定植時の植えつけ補給水が完備されておりまして、朝日農業に多大な効果と貢献をしております。このことは、まさに梓川水系によります中信平土地改良区連合で取り組まれました先人の皆様のご尽力に感謝の念を忘れてはならないものでございます。

さらに、平成26年から県のモデル事業として稼働しております西洗馬原調整池の太陽光発電施設は、シミュレーションどおりの経過となっておりますが、夏の少雨及び晴れの日が多かった7月は前年度の120%、8月も同じく前年度の121%の発電量となっております。本年夏の天候状況が太陽光発電にあらわれた年でございます。

それでは、この際、当面しております懸案事項等につきまして若干申し上げます。

まず初めに、平成29年度の決算についてでございます。

私は就任以来、朝日村を朝日村として持続していくため、また村民の皆様が安心して暮ら

せる村づくりのため、財政の健全化、安定化は極めて重要な課題として一貫して取り組んでまいりました。しかも、懸案でありました役場庁舎、百年の計の新築に多額な投資が必要でありましたので、このことには十分意を注ぎ、財政健全化を維持した事務事業の執行をすることができました。今定例会は、前年度、平成29年度の決算認定議会でもございますので、国が示します自治体の健全化指標、これは5項目でございますが、これらを含め財政状況のポイントを若干申し上げます。

まず、借金の返済比率をあらわします実際公債費比率につきましては7.1%で、昨年度より0.2ポイント上昇をしております。昨年度、公表されました県内77市町村の平均は6.0でありますので、当村は県の平均値より1ポイント高い状況であります。特別議論が必要な数字とはなっておりません。

また、将来負担比率、実質赤字比率、連結実質赤字比率は、前年同様数値なしとなっております。この中で財政運営の重要なポイントは経常収支比率でございます。平成29年度決算が73.5%で、前年度対比2.4ポイントの改善をいたしたところでございます。

ちなみに、県が発表しております平成28年度の町村平均数字は79.5%でございます。県内77市町村の平均は89.5%でありますので、県内市町村の中では上位にランクをされておまして、これから見ますと財政状況は弾力性のある財政運営となっております。このことが庁舎建設の大型事業以外にも積極的に取り組める原資となっているところでございます。

一方、村の借金であります村債と将来にわたり負担が義務づけられております債務負担を合わせました借金の合計は全7会計で49億円でございます。昨年度より4億円の改善がされております。

また、貯金に当たります積立金の総額は23億円でございます。昨年度より9億円が減額となっておりますが、これは役場庁舎建設基金を取り崩したものでございます。このことは、昨年度、新役場庁舎という大型事業に投資しても健全財政が維持できているあかしでございます。これは画期的であり、私の意を酌んだ日々の事務事業に取り組んでおられます職員の努力に、この場をかりて感謝を申し上げるものでございます。

これら財政の健全化を維持する私の基本姿勢は、人口減少時代を迎え、役場庁舎、かたくりの里、保育園と、大型投資については次代に負担を引き継がない、また次代へのツケは最小限にして引き継ぐことが私に与えられました責務として捉え、村民の皆様のご理解を賜り、職員とともに日々精進しているところでございます。

それでは、次に、朝日村開村130周年記念事業についてでございます。

前回の6月定例会で日程等につきまして申し上げておりますが、その後の追加事業及び執行した事業等につきまして、一部申し上げます。

まず、追加内容につきましては、来る10月20日の土曜日に記念式典を予定しておりますが、当日は県警音楽隊及び自衛隊第12音楽隊の協力をいただけることになりました。当村ではふだん経験のできない、レベルの高い生演奏が聞ける機会となりますので、村民の皆さんには多数の参加を期待しているところでございます。

同時に計画をしておりました、全国朝日町村の友好親善協定につきましては、前々日の10月18日、これは木曜日ではありますが、この日の午後、調印式を行うこととなりましたので、職員の皆様にはご協力を賜りたいと存じます。

また、去る7月22日の日曜日に実施しました小学生緑の少年団によります、中俣の三区生産森林組合所有地の植林につきまして、急傾斜地にもかかわらず一生懸命植林体験をされ、皆さんの心に残る記念植林になったと存じております。

そして、去る8月1日に締結しました西尾市との災害時相互応援協定は、これを機会に海と山との市村民交流が進むことに期待をするものでございます。

さらに、8月5日の日曜日に実施しました鉢盛登山マラソンは、参加者から大変好評をいただきました。この参加者は、北は北海道から南は九州、福岡県まで、全国各地から203名の参加がありまして、このうち村民参加は3名でございました。鉢盛登山コースは、ご案内のとおりロード、林道、登山道で大きな変化があり、私的には過酷なコースだと認識しておりますが、現代は普通のマラソン以上の変化に富んだ難しいコースにチャレンジするファンが多いことを認識させていただきました。なお、当日は3コースに318名がエントリーされ、村民の皆さんからは声援や散水等の協力があり、出場者からは感謝の言葉をいただいております。後日、実行委員会で総括され、今後の対応等について協議がされるものと捉えております。

次に、新役場庁舎についてでございます。

まず、懸案でありました役場庁舎併設のミニスーパーの出店につきまして、おかげさまで去る8月1日の水曜日に、ファミリーマート朝日村店がオープンをいたしました。いつか、いつかと待ちわびていました村民の皆さんには朗報であり、しかもプレミアム商品券を利用できますので、今後は村民の皆さんに愛され、順調に推移することを期待するものでございます。

去る5月7日の月曜日から執務を開始いたしました新庁舎は、村産木材使用に加え、先駆



的工法の取り組みが評価をされまして、庁舎視察者が多数訪れております。この状況は、庁舎建設の工事期間中も、その道の専門家の皆さんが工法の過程等を視察に、25組400の方が訪れ、執務開始後は5月から8月末までに46組723人の視察者が訪れております。これを踏まえ、庁舎竣工につきましては、視察対応専任職員を1人配置しまして対応を図っているところでございます。

また、平成28年にスタートいたしました地域包括支援センターの活動で、去る6月と8月の2回にわたり、新庁舎村民交流ホールであさひオレンジカフェが開催をされました。参加者は双方で79人の皆さんが、高齢者や介護にかかわられている方々及びボランティアの皆さんが利用をされ、和やかに楽しまれておりました。新庁舎の目的であります地域交流の拠点、にぎわいの場として活用となっております、うれしい限りでございます。

なお、このオレンジカフェに塩尻警察署、塩尻市役所、筑北村、山形村、ゆめの里朝日及び朝日新明館から担当職員が参加をしまして交流を深められ、広域対応ができる機会になったことに意義を感じたところでございます。

次に、松塩地区広域施設組合を運営しております小野沢の最終処分場についてでございます。

ご案内のとおり、塩尻朝日衛生施設組合が平成18年に供用開始をしました。最終処分場は、地元小野沢区と河川放流水質の協定を結び、順調な運営をしてまいりました。そこで、協定締結後、処分場の排水は村の下水処理場施設で処理をいたしておりますが、処分場排出協定は当初どおりとなっております。

その後、平成24年から、ごみ焼却を2市2村によります松塩地区広域施設組合が運営を行い、焼却灰の飛灰を、塩尻朝日から搬入された可燃ごみ相当を最終処分場で埋め立ててきました。この飛灰が、雨水等によりまして流出しますので、最終処分場の水処理施設で公害にならない処理をしてきたところでございます。平成26年中途から協定数字を上回る状況があらわれ始めたため、担当者が希釈をして報告をしてしまいました。

本年6月末にこの事実の報告を受け、直ちに最終処分場連絡会議で陳謝を申し上げ、経過報告を行い、対応について幾多のご意見を聞き、再度、最終処分場連絡会議で重ね重ねのおわびと報告をさせていただきました。

これによりまして、小野沢区と締結しました協定に基づき、最終処分場への飛灰の搬入を7月10日から停止をいたしております。さらに、最終処分場の処理水の村の下水道放流も停止をいたしているところでございます。このことによりまして、飛灰の処分は当分の間、民

間委託業者に委託をしております。今定例会に処理料の補正予算をお願いいたしてございます。

なお、現在、処理水のメーカーや焼却施設のメーカー及び最終処分場排水処理専門家と、現施設の適正な水処理について鋭意取り組んでいるところでございます。

次に、飛騨・信濃直流幹線新設工事についてでございます。

このことは機会あるごとに申し上げておりますが、平成23年に発生しました東日本大震災に伴います福島第一原発の大災害によりまして、全国に59基稼働していました原子力発電所は、現在、安全が確保された7基の稼働となっております。これによりまして、国内の電力需給が逼迫をし、電力の有効利用は重要な課題となっております。

そこで、平成25年から国内9電力会社で、東京中部間連携設備の増設について7年をかけて取り組むこととなりました。内容につきましては、電気の周波数が東日本は50ヘルツ、西日本は60ヘルツでございまして、50と60の周波数変換設備を、新信濃変電所と岐阜県に設置します変電所で、現在より90万キロアワーを増設して、国内需要の効率化を図るものでございます。

この工事の進捗と同時の平成28年に、工事名が飛騨・信濃直流幹線新設工事と名称が変更され、事業主体の東京電力株式会社の名称が、東京電力パワーグリッド株式会社と変更になっております。

当村としましては、国内電力の需給危機に鑑みまして、当初から全面的に協力をしてきたところでございます。そこで、今後の計画につきましては鉄塔工事となりますが、本年3月議会で申しあげました、山形村との村界の山林に鉄塔の基礎工事を施工し、古見原の3カ所については平成31年度の予定で、朝日村分4基の鉄塔組み立ては平成31年度中に完成したいとのことでございます。

なお、この件にかかわります地権者及び関係者の皆さんには、後日説明会を行い、ご協力願いたいとのことでございます。

次に、通学路の安全対策についてでございます。

本年5月に、新潟市で下校中の児童が誘拐をされ犠牲となり、6月には大阪府北部地震によりまして、登校中の児童がブロック塀の下敷きで犠牲となる痛ましい事件等を踏まえ、国は各自治体に対しまして通学路緊急合同点検を行い、安全確保の改善について通知がされました。

これを受けまして、当村では、10の団体で組織します朝日村通学路安全推進協議会で、

小・中学生が使用しております通学路等を、通学路点検チェックリストによりまして、合同点検調査をいたしたところでございます。今後は、この協議会で集約をし、改善すべき項目等につきましては、積極的な対応が必要と捉えております。

なお、ブロック塀の改修につきましては、個人所有でありますので、補助制度等、改善しやすい施策が必要と捉えております。

それでは、ただいま上程されました議案につきまして、ご説明を申し上げます。

本日提案いたしました議案は、報告 1 件、専決 2 件、条例 2 件、決算 7 件、予算 5 件の計 17 件でございます。

まず初めに、報告第 5 号につきましては、小学校の草刈り作業中に破損しました乗用車の損害賠償の額の決定につきまして、専決処分をいたしましたので報告するものでございます。

次に、議案第 51 号 平成 30 年度朝日村一般会計補正予算（第 2 号）の専決処分につきましては、既定の予算に 1,269 万円を追加し、予算総額を 28 億 8,826 万円としたものでございます。

主な内容は、あさひプライムスキー場事業特別会計への繰出金 1,200 万円が主なものでございます。

次に、議案第 52 号 平成 30 年度あさひプライムスキー場事業特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分につきましては、既定の予算に 1,200 万円を追加しまして、予算総額を 4,385 万円としたものでございまして、主な内容は、先ほど申し上げましたスキー場リフトの電動機の修繕 1,200 万円でございます。

次に、議案第 53 号につきましては、県営土地改良事業を実施するに当たり、分担金徴収条例を制定するものでございます。

次に、議案第 54 号 朝日村税条例の一部改正につきましては、地方税法の改正に伴いまして所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第 55 号から 61 号につきましては、平成 29 年度の決算についてでございます。

まず、一般会計を含みます全 7 会計の決算総額は、歳入が 63 億 9,384 万円、歳出が 61 億 3,961 万円でございます。繰越財源を除きました実質収支は 1 億 6,915 万円となりまして、全 7 会計で黒字決算となっております。

このうち一般会計では、歳入が 47 億 548 万円ございまして、歳出が 44 億 8,850 万円となり、繰越財源を除きました実質収支は 1 億 3,242 万円の黒字決算となります。

この際、昨年度一般会計で取り組みました主な事業について若干申し上げます。

まず、百年の計であります新庁舎建設事業につきましては、庁舎棟の建設に 10 億 5,943 万

円、公用車車庫棟に4,806万円、太陽光設備工事に2,970万円、地中熱工事に2,214万円など、12億4,055万円を投入してございます。

次に、地方創生交付金事業につきましては、アグリビジネスセンターの設置による新たな農業の担い手創出事業に2,175万円、木質資源循環自立創生事業に2,301万円、滞在型体験プログラム構築事業に836万円、また、動画製作、インターネット配信による村のPR事業に290万円を投入してございます。

また、空き家活用のための改修費補助金、家財整理補助金利用契約支援助成につきましても、それぞれ3件の活用をされております。

防災関係では、役場庁舎防火水槽設置工事に634万円、指揮広報車の更新に349万円、防火水槽の看板と防火水槽の補修工事に301万円、第1分団詰所の外構工事に327万円を投入したほか、消防団員の安全装備としまして切創手袋と防じんゴーグルを購入してございます。

公共交通事業につきましては、村営バス広丘線、デマンドタクシーを合わせまして、運行開始以来最多の3万8,868人から利用をいただいております。

住宅関係につきましては、経済の活性化と村民の住環境の一助といたしました住宅リフォーム補助事業は19件、自然エネルギー活用による環境保全のための太陽光発電設備補助事業は15件が利用をされております。

農政関係では、平成21年度から取り組んでおります鳥獣被害防止策につきまして、御馬越地域の鎖川右岸で678メートルを設置し、全体計画の87%が完了したほか、外山沢から内山沢までの緩衝帯整備1,250メートルを実施いたしました。また、中山間地域総合整備事業の計画書策定に2,198万円を投入してございます。

林務関係では、林道檜俣線の改良工事に1,414万円、野俣沢の岳沢地点及び檜俣の入り口の雨量観測システムの更新に4,104万円を投入したほか、松くい虫の樹幹注入補助につきましては、12件が利用をされております。

商工関係では、村内の商工業の振興と経済の活性化を図るため、20%のプレミアムつき商品券を年2回合計4,000セットを発行し、868万円を投入いたしております。

観光関係では、武居城公園のトイレ改修に622万円を投入しました。

土木関係では、社会資本総合整備事業により、前年度からの繰越事業として、公民館、あさひ保育園周辺の道路改良事業に5,854万円、庁舎南側の道路改良事業に1,820万円を投入してございます。

教育委員会では、小学校体育館の屋根の改修事業に2,395万円、公民館報縮刷版の発行166

万円、グラウンド整備用トラクターの購入224万円を投入してございます。

なお、新たな出産祝い金については29人に支給をいたしております。

また、将来の財政負担の軽減を図るため、地方債6億5,157万円の繰上償還を実施いたしました。

次に、特別会計の主な内容について若干申し上げます。

国民健康保険特別会計につきましては、医療費の伸びが抑制され、今年度から始まりました国保制度改革に備え、1,000万円を財政調整基金に積み立てております。

介護保険特別会計につきましては、今後3年間の事業計画を定めた第7期介護保険事業計画を作成しております。

簡易水道特別会計では、古見地区の水道管布設工事の舗装復旧工事で2,021万円を投入いたしております。

また、下水道特別会計では、新田バイパス歩道への下水道管布設に伴います舗装復旧に831万円、ピュアラインの長寿命化計画の策定に574万円を投入してございます。

これらにつきましては、監査の結果、別冊の決算明細書の会計別総括表どおりとなりましたので、監査委員の報告を添え、提出をいたしております。

なお、監査委員からいただきました意見は、今後、行政運営に活かしてまいる所存でございます。

次に、議案第62号から66号につきましては、本年度、各会計の補正予算でございまして、このうち平成30年度一般会計補正予算（第3号）につきまして申し上げます。

予算規模につきましては、540万円を追加しまして、予算総額を28億9,366万円とするものでございます。

そこで、歳入の主なものは、国庫支出金472万円、地方交付税274万円、県支出金214万円等でございます。

歳出の主なものにつきましては、新庁舎の案内看板設置に55万円、開村130周年の記念新聞広告に150万円、最終処分場の排水問題に伴います焼却灰の処理費用に183万円、中間管理機構関連事業計画の策定に226万円、林道鉢盛山線の災害復旧事業205万円等でございます。

特別会計では、国民健康保険特別会計につきましては、平成29年度事業の精算に伴う交付金の返還金、介護保険特別会計につきましては、嘱託職員の人件費の増額が主な内容でございます。

簡易水道特別会計、下水道特別会計につきましては、財源の組み替えが主な内容でござい

ます。

以上、本日提案いたしました議案につきましてご説明を申し上げましたが、決算につきましては会計課長から、条例、予算等につきましては担当課長及び担当者より補足説明をいただきますので、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君）　ここで決算書について説明があります。

林会計課長。

〔会計課長 林 さとみ君登壇〕

○会計課長（林 さとみ君）　会計課長の林でございます。

私からは、一般会計並びに特別会計の決算書の中の決算明細書に沿って説明をさせていただきます。

最初に、決算概要でございますが、平成29年度も第5次総合計画後期計画に沿って村政を運営してまいりました。平成29年度は、平成23年度から始めてまいりました百年の計であります庁舎建設事業が竣工いたしました。一般会計の決算額は高額の決算となりましたが、着実な推進を図るため、財源確保を図り、行政改革に努め、住民に密着した事業に取り組むことができました。

一般会計においての村債は、新たに7億3,810万円の借入れをしましたが、繰上償還6億5,157万円を含む8億9,570万円を償還し、残高は21億9,144万円となっております。

一般会計においての基金は、庁舎建設基金から6億1,164万円、文教施設基金からは小学校体育館屋根改修工事等に9,143万円、保健福祉基金からはかたくりの里既存陸屋根改修のため52万8,000円、ふるさと応援基金からは、小学校の楽器購入のため85万4,000円、財政調整基金からは、村政繰上償還のため4億5,620万円の取り崩しを行いました。

年度末には財政調整基金、ふるさと応援基金に積み立てをし、総額は21億3,338万円となっております。

3月末には、資金運用上5億円の一時借入金を必要としましたが、29年度も前年度に引き続き健全財政を維持することができました。

それでは、決算書の添付資料の決算明細書により説明申し上げます。

決算書の後ろのほうにあります8-2ページをお開きください。

一般会計、特別会計、歳入歳出総括表ですが、先ほど村長から特別会計を含む総決算額及び一般会計の歳入歳出決算の報告がありましたので省略させていただき、私からは会計別に

説明させていただきます。

まず、一般会計です。

歳入歳出総額は報告がありましたので、前年度との比較についてのみ申し上げます。

歳入総額は10億7,848万円の増、前年対比29.7%の増です。

歳出総額は10億2,839万円の増、前年対比29.7%の増となりました。

以下、特別会計につきましては後ほどご説明させていただきます。

続きまして、8－9ページをお開きください。

一般会計款別決算額でございます。歳入の内容については8－10ページで説明させていただきますので、ここでは未収入額についてのみ説明させていただきます。

未収入額総額3億2,228万円は、前年度より2億3,141万円の増でございます。

詳細を申し上げます。

1款村税241万5,674円、主に固定資産税、村民税でございます。

12款使用料及び手数料1万7,900円は督促手数料です。

13款国庫支出金の6,606万5,000円、14款県支出金の1,451万1,000円、17款繰入金の1,787万4,000円、20款村債の2億2,140万円は、それぞれ新庁舎情報基盤整備事業、社会資本整備総合交付金道路事業、向陽台連絡道路整備事業、鉢盛山線林道施設災害復旧工事等に伴う特定財源で、翌年度への繰り越しとなっているものでございます。

続いて、8－10ページをお開きください。

一般会計決算状況で、前年度との比較です。

歳入の主なものを説明させていただきます。29年度決算額、比較対前年比、比較内容の順で申し上げます。

1款の村税は6億5,246万4,000円、1,225万、0.2%の増でございます。法人村民税、軽自動車税の増によるものです。

6款の地方消費税交付金は7,507万8,000円です。消費税配分増により150万8,000円、2%の増となりました。

9款の地方交付税は14億3,862万9,000円で、4,547万8,000円、3.1%の減となりました。普通交付税、特別交付税の減によるものです。

11款の分担金及び交付金は1,361万8,000円、427万9,000円、23.9%の減となりました。東日本大震災派遣職員負担金の減が主なものでございます。

13款の国庫支出金は2億7,249万8,000円、649万7,000円、2.4%の増となりました。庁舎

建設事業による二酸化炭素排出抑制補助金、サステナブル建築物等先導事業補助金が主なものでございます。

14款の県支出金は1億1,357万1,000円、644万5,000円、6%の増となりました。

16款の寄附金は819万1,000円、698万円、576.4%の増となりました。ふるさと応援寄附金の増によるものです。

17款の繰入金は10億7,836万1,000円で、9億646万8,000円、527.3%の増となりました。財政調整基金、庁舎建設基金繰り入れ分の増でございます。

8-14ページをごらんください。

歳出を説明申し上げます。前年と比較しまして大きく増減したものを申し上げます。

2款の総務費は15億8,071万8,000円、6億9,959万7,000円、79.4%の増となりました。庁舎建設事業によるものです。

3款の民生費は6億188万8,000円、1,362万6,000円、2.3%の増となりました。障害者自立支援給付費、介護保険特別会計繰出金の増によるものでございます。

8款の土木費は3億9,543万3,000円、1億6,466万8,000円、29.4%の減となりました。向陽台住宅団地内道路整備事業の減によるものでございます。

10款の教育費は2億7,088万7,000円、2,916万円、12.1%の増となりました。小学校体育館屋根改修工事による増でございます。

12款の公債費は8億9,599万2,000円、6億147万8,000円の増となりました。繰上償還6億5,157万3,000円の実施によるものでございます。

続く以下のページにはさらに詳細な説明がございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

続いて、水色の仕切りの次になります、9-1ページをお開きください。

国民健康保険特別会計でございます。

歳入総額は5億7,113万7,257円、前年に比べて6,633万2,726円、10.4%の減です。

歳出総額は5億5,600万8,808円、前年に比べて4,875万9,686円、8%の減でございます。

歳入歳出差引額は1,512万8,449円で、実質収支額も同額でございます。

歳入の主なものは、1款の国民健康保険税、収入額は1億4,409万2,889円で、489万2,003円の減となりました。加入世帯は30年3月末で671世帯、被保険者数は1,214人、加入世帯、被保険者数とも前年より減少しております。収入未済額は225万3,049円で、前年より11万2,489円減少しております。



次に、9-2ページをお開きください。

歳出の主なものは、2款の保険給付費3億183万7,388円で、1,460万2,179円の増となりました。療養諸費の一般被保険者療養給付費は前年度より2,070万円の増、高額療養費も673万円の増となっております。

7款の共同事業拠出金は1億3,364万242円、585万6,464円の減となりました。基金につきましては、平成30年度の保険者統合後の保険税の激変緩和に備えて1,000万円を新たに積み立て、総額8,299万8,000円となっております。

次に、10-1ページをお開きください。

介護保険特別会計でございます。

歳入総額は4億9,026万5,345円、2,408万2,730円の増、歳出総額は4億8,661万5,620円、3,049万7,899円の増、歳入歳出差引額は364万9,725円で、実質収支額も同額でございます。

歳入の主なものは、1款の介護保険料で8,703万2,830円、45万5,470円の増でございます。65歳以上の被保険者は29年度末1,408人で、11人の増で、増加傾向にあります。

3款の国庫支出金は1億2,743万1,369円、4款の支払基金交付金は1億2,539万9,065円です。

歳出で主なものは、2款の保険給付費で4億3,284万4,839円、1,902万2,793円の増でございます。

4款の地域支援事業費は3,492万1,970円、351万8,916円の増となっております。サービスを利用する人は年々増加し、平成29年度は特に施設サービス利用者が前年度より44件増加しております。

次に、11-1ページをお開きください。

後期高齢者医療特別会計でございます。

歳入総額は5,130万3,777円、217万6,192円の増、歳出総額は5,130万3,777円、226万5,596円の増、歳入歳出差引額はゼロ円でございます。

歳入の主なものは、1款の後期高齢者保険料で3,839万3,900円、140万9,400円の増です。後期高齢者医療制度加入者数は30年3月末で800人、前年度より18人の増となっております。

歳出の主なものは、2款の広域連合納付金で5,064万2,282円、190万4,388円の増でございます。

次に、12-1ページをお開きください。

簡易水道特別会計でございます。

歳入総額は1億3,592万2,026円、4,846万181円の減、歳出総額は1億2,935万153円、4,649万516円の減、歳入歳出差引額は652万2,000円ですが、翌年度繰り越し分20万円がございいますので、実質収支額は637万2,000円でございます。

歳入の主なものは、2款の使用料及び手数料で7,754万3,340円、124万9,320円の増、徴収率は99.94%でした。収入未済額は4万6,330円です。村債の収入未済額1,570万円は、公営企業会計システム導入事業、県道中組バイパス水道管布設事業に伴う特定財源で、翌年度へ繰り越しとなっているものでございます。

歳出の主なものは、3款の公債費8,134万8,574円で、433万9,897円の増でございます。村債は新たに2,020万円借入れをし、残額は7億3,990万7,000円となりました。基金は447万5,000円を積み立て、172万2,200円となっております。

次に、13-1ページをお開きください。

下水道特別会計でございます。

歳入総額は4億379万3,733円、4,972万6,794円の減、歳出総額は3億9,214万1,995円、5,016万9,496円の減、歳入歳出差引額は1,165万2,000円ですが、翌年度繰り越し分が270万円でございますので、実質収支額は113万8,200円となります。繰越事業は新田バイパスの下水道管布設工事です。

歳入の主なものは、2款の使用料及び手数料で9,537万6,389円、211万4,225円の減でございます。徴収率は99.91%でございました。収入未済額は8万4,100円です。

4款国庫支出金の収入未済額8,330万円と8款村債の収入未済額3,550万円は翌年度繰り越し分の特定財源です。

歳出の主なものは、1款の経営管理費で4,600万4,206円、2款の建設改良費で5,438万2,520円です。長寿命化計画策定と路面復旧工事です。

3款の公債費は2億7,375万2,993円で、116万8,985円の増でございます。村債は新たに3,200万円を借入れし、残額は19億3,664万4,000円となっております。

次に、14-1ページをお開きください。

あさひプライムスキー場事業特別会計です。

歳入総額は3,593万8,077円、576万1,556円の減、歳出総額は3,573万1,546円、587万9,924円の減です。歳入歳出差引額は20万6,531円で、実質収支額も同額でございます。

歳入の主なものは、3款の繰入金で3,285万円、640万円の減でございます。

歳出の主なものは、1款の事業費で503万200円でございます。第二リフトワイヤー切り詰

め修繕188万円と土地借り上げ料です。

2 款の公債費は3,070万1,332円、303万7,539円の増でございます。来場者数は2万1,246人で、前年度より1,993人減少しております。

以上で、一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算の補足説明を終わらせていただきます。

---

### ◎健全化判断比率等報告

○議長（清沢正毅君） 日程第23、ここで財政の健全化判断比率等について報告があります。  
上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、私のほうから健全化判断比率及び公営企業会計にかかわります資金不足比率につきましてご報告をさせていただきます。

議案書のほうでございますけれども、一番最後に平成29年度の決算審査報告書をつけてございますけれども、その前に日程23ということで報告書がございますので、そちらのほうをごらんをいただきたいと思っております。

それでは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定によりまして、平成29年度決算に基づきます健全化判断比率及び公営企業会計にかかわります資金不足比率につきましてご報告をさせていただきます。

裏面の横長の表をごらんをいただきたいと思っております。

平成29年度決算に基づく健全化判断比率等でございますけれども、まず最初に、実質赤字比率でございますけれども、算定比率はございません。同じく連結実質赤字比率につきましても算定比率なし、実質公債費比率が7.1%、将来負担比率につきまして算定比率はございませんでした。

また、公営企業会計の資金不足比率でございますけれども、簡易水道特別会計、下水道特別会計、スキー場事業特別会計、それぞれ不足比率はございませんでしたので、ご報告申し上げます。

以上でございます。

## ◎決算審査報告

○議長（清沢正毅君） 日程第24、ここで議案第55号から議案第61号までの決算審査結果について、代表監査委員から報告を求めます。

なお、高橋議員は監査委員席へ移動し、着席願います。

上條代表監査委員。

[代表監査委員 上條孝也君登壇]

○代表監査委員（上條孝也君） それでは、平成29年度決算審査の報告をいたします。

ただいま上程されました平成29年度朝日村一般会計並びに朝日村国民健康保険特別会計ほか5つの特別会計の各会計決算につきまして、地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定に基づき決算及び基金の運営状況について、また地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第2項及び第22条第3項の規定による健全化判断比率などの審査も、高橋監査委員と私の2名で、去る7月23日から7月31日までのうち延べ7日間を審査期間として審査を行いました。

代表して私からご報告申し上げます。

審査に当たりましては、村長から審査に付されましたそれぞれの決算及びその附属書類並びに基金の運用状況に関する調書がそれぞれの法令で定める様式を基準として作成されているか、計数は正確であるか、予算執行はその目的に沿って適正かつ効率的になされているか、財務に関する事務は関係法令を遵守し、適正に執行されているか、各基金はその設置目的に沿って適正かつ効率的に運用されているかなど、各会計事務を所管する関係部署から説明を聴取するなどして検証をいたしました。

その結果、決算及びその附属書類並びに基金の運用状況に関する調書は、いずれも関係法令の定めるところにより作成されており、計数等につきましても関係する帳簿類及び証書類と符合し正確であると認められました。各基金も所期の目的に沿って運用され、適正に管理されているものと認められました。また、財務に関する事務執行についても、適正に処理されているものと認められました。

なお、財政健全化判断比率は、実質赤字比率なし、連結実質赤字比率なし、実質公債費比率7.1%、将来負担比率なし、資金不足比率なしでありました。実質公債費比率につきましては、前年度比0.2ポイント上がっております。

それでは、最初に、朝日村一般会計決算の概要と意見について申し上げます。

なお、各会計の決算の具体的な内容や計数については、先ほど会計課長より詳しい説明がございましたので、私から申し上げることは省略させていただきます。

朝日村の一般会計の歳入決算額は、前年度に比べ10億7,848万円の増で、増減率29.7%増の47億548万円、歳出が前年度に比べ10億2,839万円の増で、増減率が29.7%増の44億8,850万円となり、実質収支額は翌年度への繰越事業である8,457万円を除き1億3,242万円の黒字決算となりました。

歳入のうち村税は6億5,246万円で、前年度に比べ微増の122万円増となりました。歳入の特徴的なものは、庁舎建設基金及び財政調整基金等からの繰入金が10億7,836万円で、前年度に比べ9億647万円増、村債が役場機能緊急保全事業債等の借り入れにより、前年度に比べ4億9,580万円増となっています。

歳出の特徴的なものは、役場新庁舎建設事業であり12億4,055万円を支出しました。平成29年度は前年同様に、朝日村第5次総合計画後期基本計画に沿った財政運営がなされてきました。

主な経営指標は、経常収支比率73.5%、財政力指数0.310、基金残高23億円と堅調に推移しています。実質公債費比率も、3カ年平均で昨年度より0.2ポイント上がっていますが、役場新庁舎建設という大型投資をするも、起債の繰上償還6億5,000万円などを実施し、財政の健全化に努められたことは評価に値するものです。

その役場新庁舎も平成29年度末に村民待望のもと、関係各位の並々ならぬ熱意と努力により立派に完成しました。職員の働く職場環境も大きく変わり、なお一層の住民サービス向上を目指して頑張ってほしいと思います。

今後ますます朝日村職員は村民に信頼され、みずから考え行動し、誠実かつ公正な職員でなくてはなりません。そのために朝日村職員服務規定が行動基準として定められています。具体的行動基準として、コンプライアンスを遵守、実現するために、職員一人一人がその意欲、能力を最大限に発揮し、朝日村役場を活力ある組織として運営し、コンプライアンスを重視する職場風土をつくり上げる必要があると考えます。引き続き各種研修やOJTなどを通して、朝日村村民の大きな期待に応えていくよう要望するものでございます。

また、新庁舎のハード面では、地元木材を利活用した先駆的木造建築で、しかも店舗併設ということもあり、私たち利用する村民は日増しに利便性や木のぬくもりを肌で感じ、親しみも増してきています。しかしながら、村民の利用の経過とともにふぐあい箇所も出てくるのではないのでしょうか。特に村民交流ホールにおいては、本来、村民憩いの広場というコン

セプトのもと計画されたものであり、細部にわたり使い勝手のよいホールに今後改善することを要望いたします。

次に、国民健康保険特別会計決算について申し上げます。

歳入決算額 5 億7,114万円、歳出決算額は 5 億5,601万円で、実質収支額は1,513万円の黒字決算となっています。前年度と比較して、歳入が6,633万円、10.4%、歳出が4,873万円、8.1%の減となっております。

主な歳入は、国民健康保険税 1 億4,409万円で、歳入全体の25.2%を占めています。

また、主な歳出は、保険給付費 3 億184万円で、歳出全体の54.3%を占めています。

平成29年度末基金積立残高は8,300万円で、前年度と比較して1,000万円の増ですが、平成30年度の保険者統合後の国民健康保険税額の激変緩和に備えての積み立てです。

当村では、昭和39年から医療機関と連携し健康村朝日村の地位を確立してきました。時代の変遷とともに住民の生活習慣も変わり、当局の対応も難しくなってきました。その中で、各家庭を回っての住民の健康チェックや、特定健診受診者率向上に向けた努力は評価に値します。今後は、人間ドック助成のPRや村民の健康に対する意識を高めるため、さまざまなアイデアと企画力を持って、引き続き健康村づくりに取り組んでほしいと思います。

国保の1人当たりの医療費は県下でも低いほうですが、諸事情により収入増は見込めず、国保運営は今後とも厳しいと予測されます。一方、平成29年度の特定健診受診者数は355人で、前年と比較すると24人増加しています。さらに受診率の向上を目指して、村民の理解を得ながら疾病予防に力を入れていただき、成果として医療費の抑制に反映されるよう要望するものでございます。

次に、介護保険特別会計決算について申し上げます。

歳入決算額 4 億9,027万円、歳出決算額 4 億8,662万円で、実質収支額365万円の黒字決算となっています。

主な歳入は、国庫支出金 1 億2,743万円、支払交付金 1 億2,540万円、歳出は保険給付費 4 億3,284万円です。

国の介護保険制度の改正により、自治体の取り組み次第で介護予防や日常生活支援に大きな差が出てきます。平成29年度の国のモデル事業、我が事・丸ごとの地域づくり推進事業に参加し、地域力強化に努めていることはよかったですと思います。今後は社協、特にえべやかたくりの里等の利用を促進し、地域の介護予防の意識向上に取り組んでほしいと思います。

次に、後期高齢者医療特別会計決算について申し上げます。

歳入決算額5,130万円、歳出決算額5,130万円で、実質収支額はゼロとなっております。

主な歳入は、後期高齢者医療保険料3,839万円、歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金5,064万円です。

1人当たりの医療費は県下で中位に位置していますが、医療費は年々増加傾向にあります。より積極的に疾病予防を推進し、健康寿命が延びるよう努めてほしいと思います。

保険料は滞納がなく、引き続きの取り組みをお願いをいたします。

次に、簡易水道特別会計決算について申し上げます。

歳入決算額1億3,592万円、歳出決算額1億2,935万円で、実質収支額は637万円の黒字決算となりました。

主な歳入は、使用料及び手数料7,754万円、歳出は、公債費8,135万円、経営管理費2,331万円で、村債残高は7億3,991万円です。また、水道使用量の徴収率は、全体で99.9%と高率です。

経営の健全性、効率性においてほとんどの項目について、類似の団体平均値より良好な数値であり、評価に値します。今後は、平成31年度からの公営企業会計移行に当たり、的確な経営改善をし、老朽化した施設の更新も含め耐震化率を上げる等、計画的に遂行されることを望みます。

次に、下水道特別会計決算について申し上げます。

歳入決算額4億379万円、歳出決算額3億9,214万円で、実質収支額は1,138万円の黒字決算となりました。

主な歳入は、繰入金2億3,455万円、歳出は、公債費2億7,375万円で、村債残高は19億3,664万円です。前年度と比較して1億7,833万円の減です。また、使用料の徴収率は全体で99.91%と高率です。

下水道経営は、赤字補填として一般会計から繰り入れることなく独立採算を堅持していますが、簡易水道と同じく平成31年度から公営企業会計への移行に備えるとともに、下水道の広域処理なども検討され、中長期を見通した事業運営を要望するものでございます。

次に、あさひプライムスキー場事業特別会計決算について申し上げます。

歳入決算額3,594万円、歳出決算額3,573万円で、実質収支額は21万円の黒字決算となりました。

主な歳入は、繰入金3,285万円、歳出は、公債費3,070万円で、村債残高は1億730万円で、3,006万円の減となっております。

平成29年度の来場者数は2万1,246人で、前年度より1,933人減となっています。原因は種々あると思いますが、指定管理者とも緊密に連携し、今年度来場者数を歯どめとし、あさひプライムスキー場での小学校スキー学校実施には最適であるという特徴を生かした取り組みを要望いたします。そして、安全なスキー場、楽しいスキー場を前面に打ち出し、各種イベント企画を織り込みながら、さらなる来場者数の増加につなげる努力をあわせて要望するところです。

終わりに際し、一言申し上げます。

平成29年度は、朝日村第5次総合計画後期基本計画の4年目に当たります。基本計画をもとに、村長以下全職員が一丸となって、朝日村政並びに行財政改革に熱意と行動力を持って取り組んだ結果、健全財政を維持できたことは評価できるものでございます。

特に、自治体運営の中でも大事な指標である経常収支比率は73.5%であり、弾力性ある財政運営がなされていることを示しております。それに伴って村独自の施策が容易になり、特に100年に一度という大事業、役場新庁舎建設を立派になし遂げたことは特筆すべきであり、高く評価するところでございます。

平成29年12月には朝日村観光協会が発足し、ことし3月には待望の新庁舎もでき、そして平成30年は朝日村開村130周年という節目の年に当たります。それを契機に1年を通して各種イベントが開催されます。

朝日村は、一般的に観光資源が少ないと言われていています。しかしながら近年の観光は、場所・ものからこと、すなわちその場所でのおもてなし、体験等のソフト部分が注目されてきます。当村の森林面積率87%に加え、キャンプ場、コテージ等、潜在的に大きな観光資源がありますが、利用率にも課題が見受けられます。既存の観光概念にとらわれることなく、新しい発想で朝日村を見直し、グローバルな視点も加味しながら、幅広い村民の参加で観光振興を図り、なお一層、活力ある村にさせていただくよう願うものです。

朝日村まち・ひと・しごと総合戦略は、東京一極集中の是正、若い世代の就労、結婚、子育てなど、地域の特性に即した地域課題の解決を目的としています。朝日村としても、人口減少を食い止め、朝日村として持続していく必要があると考えます。その施策として、朝日村の財産でもある人並びに土や森林を生かした取り組みが必要です。持てる資源を生かし、さらに農林業、商工業や観光産業の充実と発展、空き家対策、住宅団地の整備などを含め、村全体としてのネットワークを構築し、それぞれの相乗効果が発揮できるよう、積極的に推進されることを望みます。



あわせて、平成28年度より始めた、村の魅力を伝えるプロモーション事業やホームページなどで、全国的なPR活動も力強く継続、実施を要望するところでございます。

そして、朝日村が目指す基本方針「新しい感覚で人と自然と産業が共生するむらづくり」を引き続き力強く前進させてください。熱意はアイデアの泉と申します。熱い思いをいつまでも持ち続け、シュウシを集めた全員経営で村民が生涯現役で活躍でき、住民福祉がなお一層増進され、一人一人がいつまでも健康で若々しく幸せに暮らせるような行政を期待し、以上をもちまして決算審査報告といたします。

○議長（清沢正毅君） 高橋監査委員は自席へお戻り願います。

---

#### ◎議案内容説明

○議長（清沢正毅君） 日程第25、議案内容説明を求めます。

お諮りいたします。議案内容説明は全員協議会において行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

したがって、議案内容説明は本会議を閉じ、全員協議会で行いますので、暫時休憩いたします。

それでは、全員協議会は11時10分から開催をしたいと思いますので、よろしく願います。

休憩 午前10時42分

〔全 員 協 議 会〕

再開 午後 4時37分

○議長（清沢正毅君） それでは、本会議を再開をいたします。

---

◎散会の宣告

○議長（清沢正毅君） 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時37分

平成30年朝日村議会9月定例会 第2日

議事日程(第2号)

平成30年9月14日(金) 午前9時開議

開議

議事日程の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 諸般の報告

第3 一般質問

---

出席議員(9名)

1番	高橋 廣美 君	3番	上條 俊策 君
5番	齊藤 勝則 君	6番	上條 昭三 君
7番	北村 直樹 君	8番	小林 弘幸 君
9番	塩原 智恵美 君	10番	林 邦宏 君
11番	清沢 正毅 君		

欠席議員(1名)

2番 中村 賢郎 君

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	中村 武雄 君	教育長	二茅 芳郎 君
会計管理者兼 総務課長	上條 晴彦 君	住民福祉課長	上條 文枝 君
住民福祉課 健康づくり 担当課長	原 貞子 君	建設環境課長	塩原 康視 君
産業振興課長	上條 靖尚 君	会計課長	林 さとみ 君
教育次長	清沢 光寿 君		

---

事務局職員出席者

議会事務局長 高山 義教 君

開議 午前 9時01分

◎開議の宣告

○議長（清沢正毅君） 皆さん、おはようございます。

初めに、中村副議長から、本日の会議を欠席する旨の届けが提出されておりますので、報告を申し上げます。

ただいまの出席議員数は定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（清沢正毅君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（清沢正毅君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

7番 北村直樹 議員

8番 小林弘幸 議員

を指名いたします。

---

◎諸般の報告

○議長（清沢正毅君） 日程第2、諸般の報告を行います。

報道関係者より取材の申し出がありましたので、これを許可いたしました。

---

◎一般質問

○議長（清沢正毅君） 日程第3、これより一般質問を行います。

質問は申し合わせ順に行います。質問席にて議員番号、氏名を告げてから発言してください。

なお、議員1人の持ち時間が答弁を含めて50分と決められています。簡潔にお願いをいたします。また、時間5分前になりましたら、事務局よりリンでお知らせいたしますので、お含みおき願います。

---

◇ 上 條 昭 三 君

○議長（清沢正毅君） それでは、最初に、6番、上條昭三議員。

〔6番 上條昭三君登壇〕

○6番（上條昭三君） 6番、上條昭三でございます。

本日は3問の質問をさせていただきます。

1番、朝日村の人口対策について。

平成29年度の決算報告があり、その中で平成30年3月31日の決算時の朝日村の住民基本台帳の人口は、前年の決算時の人口の4,614人に対して16人減の4,598人と報告がございました。平成29年度の人口の増減を見ますと、出生届が29人であり、死亡届が53人でありますので、差し引き自然増減は24人の減となります。一方、転入転出の社会増減では、転入が転出を8名上回り、8名の増となります。

平成29年度の朝日村の人口が8名の社会増があり、全体で16人の減少にとどまったのも、向陽台2期分譲による転入者がふえたためと思われます。向陽台2期分譲も残り2区画となり、そのうち1区画は商談中で、この商談中の分は決まったようでございますので、残りは1区画となり、完売間近と思われます。朝日村の人口を維持していくために、2期分譲で勢いがついているうちに向陽台3期分譲の実施をお願いいたしたいと思っております。向陽台3期分譲の計画があれば教えてください。

以上が1問目の質問でございます。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 上條議員の人口対策であります、そのうち、具体的に向陽台3期分譲の計画はということでございます。

おかげさまで、議員ご指摘のとおり、向陽台2期の分譲地につきましては、32区画のうち残り2区画が現在商談中ということございまして、順調に推移をしております、感謝をしているところでございます。

そこで、3期分譲計画ということでございますが、過日の土地開発公社理事会でこのことについて決定をいたしまして、地権者の皆様から内諾をいただきましたので、来る18日に地元の上組地区、それから中組地区等々関係する地区の地元説明を行いまして、議員の皆さんには19日の議会の最終日にご説明を申し上げる予定でございます。ちなみに、2期分譲の居住予定者は32区画で95人ございまして、このうち村内からの移住が2世帯ございまして、この2世帯で5人ございまして、実質は90人の人口増が見込まれるところでございます。

なお、それ以外に、やはり私といたしましては、就任以来、財政の健全化、それから人口問題は一番重要課題として取り組んでおりますので、平成22年にスタートいたしました空き家バンク、いわゆる空き家の有効利用であります、この制度によります活用者は、本年度まで9カ年に41世帯、94の方が転入をされてございまして、この空き家活動につきましては、防犯上の問題、それから近隣の安全の問題を含めまして、今後とも不在所有者等のご理解をいただきながらご協力をいただいております。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 上條議員、再質問ございますか。

上條議員。

〔6番 上條昭三君登壇〕

○6番（上條昭三君） 村長、説明ありがとうございました。

3期分譲も地権者の内諾をいただいて、近々計画が進むということでございますので、1問目の質問はこれで終わらせていただきます。

○議長（清沢正毅君） 上條議員の1問目の質問は終わりました。2問目の質問をどうぞ。

上條議員。

〔6番 上條昭三君登壇〕

○6番（上條昭三君） それでは、2問目でございます。結婚支援対策について。

人口対策の一つに少子化対策があり、また、結婚支援による少子化対策もございます。麻績小学校の1年生は5人だけだそうでございます。5人だけではと、少人数から来る不安の声が保護者から上がっているという新聞記事を読み、朝日村の将来はどうかと心配になってきます。

長野県が2017年に行った長野県民の結婚・出産・子育てに関する調査によると、未婚者の6割が結婚したいと考えている、結婚の希望があるのに実現していない人が多い、結婚できない最大の理由として適当な相手にめぐり合わないを41.4%の人が上げています。そこで、結婚支援が必要になってきます。新聞に載っていたある学者の意見です。行政は少子化対策として、より重要な視点が軽視されていると思う。それは結婚対策だ。行政が結婚を強制してはいけない。しかし、結婚を望んでいる人にチャンスを与える取り組みを行うことに問題はなかろうと言って、結婚支援をやれとこの学者は言っています。

ことしの6月の時点で、結婚支援対策に携わる地域おこし協力隊員を募集していましたが、応募はありましたでしょうか。また、応募がなければ、現在も募集中でしょうか。また、現在いる協力隊員を結婚支援に充てる考えはできないでしょうか。朝日村の未来は多くの子供たちにあると思います。

以上が2問目の質問でございます。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條文枝君登壇〕

○住民福祉課長（上條文枝君） 住民福祉課長の上條でございます。

上條議員ご質問の結婚支援対策についてお答え申し上げます。

しあわせ信州・朝日の皆様には、今年度も結婚支援のためのイベントの企画、運営等をいただき、村の婚活支援活動にご尽力をいただいておりますことに、まずもって感謝申し上げます。村といたしましても、非婚化や晩婚化の進行が少子化の要因であることを十分に認識し、行政の立場から皆様の活動について支援をさせていただいているところでございます。

村では、去る7月に、国の組織であります農林水産業活性化構想研究会のご紹介で、地方創生さわやかサポーター認定協会の婚活支援にかかわられておられる皆様に朝日村においていただき、しあわせ信州・朝日の皆様と情報交換等の懇談の機会を持たせていただきました。この席では、双方の活動についての意見交換やイベントでのPR協力など具体的な話し合いもなされまして、貴団体で今月末に開催予定であります秋のイベントの参加者につきまして

首都圏で募集のご協力をいただくなど、村としましても橋渡しをさせていただいているところでございます。

今回は、結婚支援対策にかかわります地域おこし協力隊の募集状況等についてご質問を頂戴しました。協力隊員の募集につきましては、総務課を窓口といたしまして、村外の人材を積極的に受け入れ、移住・定住をいただくことで地域の活性化及び維持を図る趣旨で行っております。これまでの募集状況等につきましては、国の組織であります移住・交流推進機構 JOINのホームページにてことし2月から随時募集を行っておりますが、残念ながら、現在採用にまでは至っておりません。引き続きまして募集を行うとともに、協力隊員が着任しました折には、その具体的な活動につきまして、先進事例の実施団体や事業内容、実績等の情報収集を行いまして検討してまいりたいと存じます。その際には、上條議員、しあわせ信州・朝日の皆様にもぜひご協力をいただきたく思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

また、現在活動をしております協力隊員を結婚支援対策に充てられないかというご質問でございしますが、協力隊員の採用に当たりましては、国の地域おこし協力隊推進要項に基づき、村が委嘱し、活動いただいております。その主たる活動内容につきましては、ウェブサイトの企画、制作、運営など、新たな視点から朝日村の移住情報の発信、相談、内容について専門的に行うことを主としております。結婚支援の分野におきましては、イベントの募集、案内など、村ホームページの充実の分野で活動いただいておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 上條議員、再質問ございますか。

上條議員。

〔6番 上條昭三君登壇〕

○6番（上條昭三君） 結婚支援を主として仕事をする協力隊員、募集中でありますということです。ボランティアの段階では支援が不十分と思われまますので、ぜひ早急に協力隊員を見つけていただいて活動に当たらせていただきたいと思います、このように思います。

以上をもちまして2問目の質問は終わらせていただきます。

○議長（清沢正毅君） 上條議員の2問目の質問は終わりました。3問目の質問をどうぞ。

上條議員。

〔6番 上條昭三君登壇〕



○6番（上條昭三君） それでは、3問目の質問でございます。村営墓地公園についてでございます。

村外からの移住者も多くなり、村営の墓地公園の必要性は高まっております。村営墓地公園についてのアンケートをとりましたが、その結果と今後の予定についてわかりましたら教えてください。

以上が3問目の質問でございます。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

塩原建設環境課長。

〔建設環境課長 塩原康視君登壇〕

○建設環境課長（塩原康視君） 建設環境課長の塩原です。

上條昭三議員ご質問の、村営墓地公園についての村営墓地公園アンケートの結果と今後の予定についてお答えいたします。

村営墓地公園アンケートは、少子高齢化や核家族化の進行などの社会情勢の変化が進む中で、お墓に対する考え方やニーズの変化を把握するために、公共墓地検討アンケート調査として実施しております。

調査概要は、調査対象を朝日村全世帯1,485件の世帯主、アンケートは、ご家族が集まる機会が想定されるお盆を挟んだ期間に実施し、回収期限を8月27日といたしました。

調査の内容は、村内墓地に所有者の墓地移転、取得のニーズ、公共墓地、樹木葬、合葬墓等のニーズ、墓地所有者への墓じまいのニーズの3項目に絞りました。この回収アンケートは743通で、回収率50.03%でした。今後、アンケート結果の分析を行い、10月上旬に報告書としてまとめる予定です。

墓地の社会情勢は、将来の承継者がいなくなるといった不安や、承継者を必要としない墓地といったニーズの変化に対応し、墓地に使用権期限を設けることや、合葬式墓地や樹林型合葬式墓地といった形態もあらわれてきております。

アンケートの分析結果は、総合審議会において朝日村総合計画に基づいた墓地整備の検討の基礎データとし、さまざまご意見を伺いながら進めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 上條議員、再質問はございますか。

上條議員。

〔6番 上條昭三君登壇〕

○6番（上條昭三君） 墓地公園についてのアンケート結果の分析はこれからということですので、10月上旬をもちましてまとめましたら、また報告を聞きたいと、このように思います。

以上をもちまして私の質問を終わらせていただきます。

○議長（清沢正毅君） これで上條昭三議員の一般質問は終わりました。

---

◇ 北 村 直 樹 君

○議長（清沢正毅君） 次に、7番、北村直樹議員。

北村直樹議員。

〔7番 北村直樹君登壇〕

○7番（北村直樹君） 7番、北村直樹でございます。

私は、本日2つの質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、1つ目の質問に入らせていただきます。

平成29年度朝日村決算における資産状況について。

開村130周年を迎えた当村。現在、各種イベントが開催され、にぎわいを見せております。役場新庁舎も完成し、これで一段落というところですが、このタイミングでいま一度財布の中身（財源）や、将来かかると考えられる経費を確認する意味合いでこの質問をさせていただきます。

現在、9月定例会が行われており、主としては平成29年度の朝日村歳入歳出決算を中心に審議されており、各部署から報告を受け、ある程度の状況は確認できております。村では、会計の記帳を単式簿記による方法を選択しているかと思えます。単式簿記は入と出がわかりやすく、最終収支を把握するには最適であると考えております。しかし、肝心の資産・負債が見えにくい点があります。しかし、当村ではしっかりとその点については把握していると私は感じております。

民間企業でも必ず年に一回決算を組むのですが、その際は複式簿記により、資産・負債・純資産を明記した貸借対照表（バランスシート）と期中の取り引きで生まれた売り上げ・経費・収支を明記した損益計算書（プロフィットロス）を作成します。貸借対照表とは、わかりやすく言えば、その企業の体力数値をあらわしており、一方の損益計算書は、1年間の成

績をあらわしております。今回は、その貸借対照表（バランスシート）にスポットを当てて、幾つか質問をいたします。

改めてお尋ねいたしますが、1、平成29年度決算における一般会計における預金・借金（流動性現金預金と固定負債）の数値をお聞かせください。

2、29年度一般会計における未収入金（税込・手数料等）、また未払金の数値をお聞かせください。

次に、流動・固定資産の状況についてお尋ねいたします。

先ほど申し上げた貸借対照表には、建物や土地、車両といった資産も計上し、負債と差し引きをして純資産がどうなのかといった分析を行います。当然、純資産が多ければ健全運営、純資産がマイナスであれば債務超過とって、不健全運営になります。そこで、当村の資産状況についてお尋ねいたします。こちらは、わかる範囲で結構ですが、わからない場合はその理由をお聞かせください。

1、29年度朝日村における村保有の車両の数と、その評価額をお尋ねいたします。

2つ目、29年度における村保有の建物の数とその評価額。

3、29年度における村保有の村道、土地、森林等の公有財産の評価額。

4つ目、29年度における繰延資産（建物や退職給付金等）、資産計上しなくてはならない資産があればお答えください。こちら、不明であれば回答は不要でございます。

以上のことから、ある程度の体力数値はわかってまいります。それを踏まえて、次年度以降の予測についてお尋ねいたします。

1、一般会計の向こう5年に向けた歳入（税込）の傾向。基金や繰入金を除いてお答えください。

2つ目、一般会計の向こう5年将来の投資的経費。現在把握している、修繕が必要と思われる建物、構築物、道路関係等、あれば教えてください。

以上が1つ目の質問になります。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、北村議員ご質問の、平成29年度決算におけます資産状況のご質問でございます。

まず初めに、平成29年度決算における一般会計の基金、それと借金の数値でございますけ

れども、一般会計の基金残高につきましては、庁舎建設、それと繰上償還による取り崩しを行いまして、前年度末に比べまして9億7,837万減少しまして、21億3,338万円となっております。また、内訳につきましては、財政調整基金が8億2,460万円、庁舎建設基金など特定の目的のために積み立てられた特定目的基金が13億877万円でございます。

次に、借金につきましては、平成29年度に行いました6億5,157万円の繰上償還によりまして、前年度末から1億4,541万円減額の21億9,144万円となりました。

次に、一般会計における未収入金と未払金でございますが、未収入金のうち、事業の繰り越しに伴いまして収入時期を翌年度に繰り越したものを差し引いた未収入金の額は243万円でございます。このうち、村税が241万円、督促手数料が2万円となっております。

なお、市町村の会計は単式簿記のため、支払い時期が翌年度になるものは繰り越し処理となりますので、未払金という項目はございませんので、よろしく願いいたします。

続きまして、流動固定資産の状況についてでございます。初めに、村における固定資産台帳の整備につきましては、新公会計制度に基づく貸借対照表等の財務書類を作成するために、平成25年度から整備を進めてまいりました。また、平成27年度には全国の統一的な基準による公会計マニュアルが公表になりまして、村の固定資産台帳もその基準に基づき整備を行ってきております。有形固定資産の評価につきましては取得原価で評価をしておりますが、取得原価が不明な場合は、再調達価格で評価をしております。また、昭和59年以前の村道、林道、農道などインフラの土地は、備忘価格1円としまして、昭和60年度以降新たに取得した道路用地は、取得価格で評価を行っております。また、公用車などの物品につきましては、取得価格が50万円以上のもののみ計上を行っているところでございます。また、平成29年度の資産台帳につきましては、現在移動作業を行っておりますので、北村議員のご質問につきましては、平成28年度の評価額でお答えさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、初めに平成28年度における一般会計と特別会計の車両の数と評価額でございますけれども、車両につきましては、村の公用車、それと消防団の積載車等になります。合わせて30台でございます、評価額は1,203万円でございます。

続きまして、村保有の建物の数と評価額でございますけれども、建物につきましては107棟でございます、評価額は18億4,062万円でございます。

次に、村有の村道、土地、森林等の評価額につきましては、橋梁が7億375万円、村道が36億8,544万円、林道が6億1,311万円、農道が296万円でございます。全ての土地につま

しては、全体で4,846筆でございます、14億2,393万円となっております。

なお、森林の流木につきましては、現在評価の対象となっておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、繰延資産でございますけれども、繰延資産につきましては、国の統一的な基準マニュアルにより原則として計上はしておりません。また、ほかに資産計上しなくてはならない資産として構築物がございまして、これにつきましては、公園、防火水槽、消火栓、保育園、公園の遊具などが当たります。

続きまして、次年度以降の試算でございますけれども、まず最初に、今後5年間の税収の見込みでございます。昨年策定しました財政計画では、今年度予算の村税の計上額は5億8,700万円となっておりますが、今後は村内企業が有する大型償却資産の減価償却によりまして、年々約2,700万円ずつ減少していく見込みでございます。

なお、今年度の財政計画につきましては現在見直しを行っておりますので、12月の予算編成前に策定していく予定でございます。

続きまして、今後5年間の投資経費でございますけれども、これにつきましても、昨年策定しました財政計画では15億1,700万円でございます、単年度の平均約3億円となっております。こちらにつきましても、現在財政計画の見直しを実施しておりまして、今後は、先ほど村長から話がありました向陽台の第3期分譲の関係、それと公共施設総合管理計画に基づく個別施設計画を策定中でございます。その関係の施設改修費等が加わってくるものと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 北村議員、再質問はございますか。

北村議員。

〔7番 北村直樹君登壇〕

○7番（北村直樹君） 回答のほう、ありがとうございました。

今、率直に村の財政状況というのを確認して、評価額等々いろいろな部分で本当に詳しく調べていただいて、資産のほうの把握は十分されているというところでひとつ安心すると同時に、資産がこれだけあるということがこれでわかりましたので、しばらく財政の部分については、問題はなかるうかなというふうに私は今率直に思いました。

その中で、またちょっと質問のほうをさせていただければと思っておりますけれども、先ほど一般会計の預金のほうが約21億3,000万円と。借金のほうが21億9,000万円という説明だ

ったんですが、負債のほうで交付税措置と言われる、国のほうで面倒を見ていただけるとか、そういった金額が含まれているのかどうか。純粋にその21億9,000万円が村の借金かどうかというところをお尋ねしたいのが1点。

それから、先ほど評価額のほうは丁寧にご説明いただいたんですが、これは一口ということなんですけれども、これはぜひ今後の参考にしていただきたいんですけれども、年々車両であったりですとか、土地建物というものは評価が変わってくると思うんです。特に車両に関しては、1年たつとかなり車両のほうはかなり変わってくると思いますので、通称、会計のほうでは洗いがえと言いますけれども、そういった方法を採用して、よりその資産の評価額に近づける方法を採用していただきたいなというふうに思いますけれども、その1点の考えについてお尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（清沢正毅君） ただいまの再質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、北村議員の2回目のご質問でございますけれども、先ほどの借金の額の中で、交付税措置が含まれているかどうかということでございますけれども、先ほどお答えさせていただきました21億3,338万円の一般会計の地方債の借金につきましては、これは生の数字というか、借金のものでございまして、交付税措置のものは差し引かれておりませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

一般会計の借金につきましては、実質公債費率の計算のところで、この借金から交付税措置されるものを差し引いて、それを分子として計算をしておりますけれども、一般会計のこの21億の交付税措置につきましては、繰上償還したこともございまして、ほぼ交付税措置がされる見通しとなっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、2つ目の北村議員の減価償却の方法等についてでございますけれども、こちらにつきましては、先ほども申し上げました、国のほうで平成27年に全国の統一的な基準による公会計マニュアルというものが公表になっておりますので、全各自治体、そのマニュアルをもとに同じ基準で減価償却を行うということになっておりますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（清沢正毅君） 北村議員、再質問はございますか。

北村議員。

〔7番 北村直樹君登壇〕

○7番（北村直樹君） ありがとうございます。

以上をもちましてこの質問を終了させていただきたいと思いますが、これはすぐに使えるような流動性預金、それから村の財産というものがいかにたくさん蓄えられているのか、また評価のほうもされているかというところで、安心いたしました。引き続き健全運営のほうに努めていただければなというふうに思っております。

以上をもちまして1つ目の質問を終了させていただきます。

○議長（清沢正毅君） 北村議員の1問目の質問は終わりました。2問目の質問をどうぞ。  
北村議員。

〔7番 北村直樹君登壇〕

○7番（北村直樹君） それでは、2つ目の質問をさせていただきます。

福祉バスの必要性ということでお願いいたします。

この質問は、3年前、平成27年9月定例議会時において一般質問させていただいた内容であり、また、同僚議員も過去において質問をした内容になります。その後、村の取り巻く環境等も変化している昨今において、改めてその必要性を問うものになります。

この質問は、私一議員としての思いではなく、村民の皆様のご意見を代表して発信するものになります。当村は山間に面しており、移動には自動車による移動手段は必要不可欠な状況です。しかし、この実情は当村だけではなく、長野県内の小さな町村はどこでも同じではないでしょうか。

ここに、これは交通安全協会のほうで発行しているんですけども、長野県交通安全協会が発行している運転免許証の保有実績が記載されております。平成29年度時点における我が国の運転免許証の保有者は、全国で8,225万人おり、その保有率は64.8%になります。それに占める65歳以上の保有率は22.1%になります。長野県下においては、運転免許保有者は148万人であり、その保有率は71.6%、全国の保有率より6.8%高い数値となっております。また、65歳以上の免許保有率は、長野県は27.9%、全国平均より5.8%高い数値であり、この2つ、運転免許保有率と65歳以上が占める保有率は、全国でともに3位という結果となっております。

以上のことから、長野県下では車社会であることが伺えるかと思えます。そこで、将来高齢化がますます進む中で、高齢者の移動手段、公共交通にいま一度スポットを当て、対策を練る必要があるのではないのでしょうか。

当村においては、公共交通として村内を巡回するデマンドタクシー、朝日村村営バス広丘線、山形村村内へアクセスする山形村福祉バス、松本市内へは西部地域コミュニティバスやアルピコ交通空港、塩尻地域へは振興バスがあり、公共交通は充実していると考えております。しかし、この多くの路線は商業施設や医療機関へ直接アクセスするものは少なく、利便性について問われると、まだまだ検証を行う必要があるかと思えます。

そこで、下記の提案がございます。村内（65歳以上、特に後期高齢者対象の考えをもとに）独自ルート路線を考案し、その便を試験的に運転し、利便性や乗車率が確保できるのであれば、これを村営にて運営する。そこで問題になってくるのがその財源であります。この負担を軽減するために、下記の質問をいたします。

1、村の一般財源で全てを補填するのではなく、社会福祉協議会と連携して運営する方法はいかがでしょうか。

2つ目、今後、障害者福祉支援で障害者の方の公共交通に力を注ぐと思いますが、そこと連携してルートを考案できないでしょうか。

3つ目、地域おこし協力隊をドライバーとして雇用し、考案したルートを巡回することはできないでしょうか。

以上になります。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、北村議員の福祉バスの必要性についてのご質問でございます。

まず初めに、当村の公共交通の状況でございますけれども、この公共交通につきましては、10年前の平成20年の4月でございました、民間バス事業者の村内路線の全てが廃止されることになりまして、松本市、塩尻市へつながる交通機関が一切なくなるという危機的な状況に陥りました。このため、村では国の法律に基づく法定協議会でございます、朝日村地域公共交通協議会を設置しまして、高校生以上の全村民を対象としたアンケート、出前村政で村民の皆様のご意見をお聞きする中、交通不便者の移動実態に沿った最もふさわしい交通体系として、村営バス広丘線、それと村内デマンドタクシーを構築してきたものでございます。

現在、JRに接続する村営バス広丘線でございますけれども、朝夕の通勤、通学者の移動手段として、また日中の高齢者の通院、買い物の移動手段として利用されております。また、



村内デマンドタクシーにつきましても、村内全域のアクセスが可能でございまして、近隣市村の公共交通と連携を図ることで、高齢者の通院、買い物に利用をされております。また、利用者は年々増加をしております、平成29年度は運行開始以来過去最高の3万8,868人から利用をいただいております。

そこで、北村議員ご質問の、近隣市村の商業施設や医療機関へ直接アクセスする福祉バスの必要性についてでございますけれども、これにつきましては、現在の公共交通システムの構築を図るときに検討を行っております。その中で、まずはアンケートによる高齢者の移動実態の中で、高齢者の最も多い移動目的は通院でございましたけれども、多くの方が通院に公共交通を利用する反面、月に数回程度と頻度が低いのが現状でございました。また、通院先は塩尻市、松本市、山形村と広範囲に広がり、アンケートの中では48の医療機関に通院をしている状況でございました。村外の買い物につきましても、古見地域は山形村、松本市方面、小野沢、西洗馬地域につきましては洗馬、塩尻方面と広範囲にわたっておりまして、高齢者にとって公共交通はなくてはならないものの、利用頻度が低く、目的先が広範囲に広がっているため、公平なルートの設定が難しく、また、現在の公共交通の費用負担は約2,800万円でございますけれども、そのときのアンケートでは、それまでの公共交通の負担額でございました1,600万程度、2,000万円以内としてほしいとする意見が全体の87%を占めておりまして、アンケートの結果からも、税金を投入する事業である以上は、利用されないものであっては村民の理解が得られない状況でございました。

こうしたことから、近隣市村へのアクセスにつきましては、近隣市村の公共交通に接続をさせていただき、広域連携を図る中で高齢者の移動手段を図ったものでございます。また、現在、昨年8月には山形村の福祉バスのダイヤが大幅に改正されまして、当村のデマンドタクシーとの接続で、山形村の商業施設や医療機関も半日の日程で利用できるようになりまして、4月1日に発行しました公共交通ガイドでもその周知をしているところでございます。

しかしながら、この公共交通のデマンドタクシーにつきましては、高齢者の皆さんが利用方法や乗り継ぎ方法がわからないという状況があるようでございます。このため、高齢者の皆さんから公共交通の利用や駅での乗り継ぎ方法を教えてほしいとの要望が多く寄せられ、昨年度、デマンドタクシーのPR動画とパンフレットを作成させていただき、本年は乗り継ぎ方法などにつきましても、高齢者学習などで普及PRをさせていただきたいと考えております。

現在、社会福祉協議会でも職員が付き添い乗車をしまして、公共交通の利用の仕方、それ

と乗り継ぎ方法などを教える地域福祉事業を行っていただいているところでございます。このように、公共交通の高齢者の皆さんの利用につきましては、広域交通網の充実を図るよりも、まずは現在ある公共交通が使えていない状況を改善し、高齢者の皆様にしっかりと使っていただくことが重要であると思っております。

なお、高齢者の皆様の買い物につきましても、村では新庁舎にミニスーパーを併設いたしました。このミニスーパーの建設につきましても、村民の皆様の村内の買い物の便をよくするというご要望に応えたもので、高齢者の皆様にとっては、村外に出なくてもデマンドを利用して村内で買い物ができる状況になり、高齢者の皆様の買い物支援、外出支援にもつながっているものと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上が公共交通の経緯、現状でございまして、北村議員ご質問の1つ目と2つ目の質問につきましては、住民福祉課長のほうからお答えをさせていただきます。私からは3つ目の地域おこし協力隊をドライバーとして雇用し、考案したルートを巡回することはできないかのご質問にお答えをさせていただきます。

地域おこし協力隊をドライバーとして雇用し、考案したルートを巡回することはできないかというご質問でございますけれども、地域おこし協力隊員がドライバーとして運行する場合は白ナンバーでの運行となります。運転手の体調管理を初め、運行の全ての責任は村が負うこととなります。近年、ドライバーの運行管理に関する事故等の社会問題もございまして、白ナンバーでの運行は行わないものと捉えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條文枝君登壇〕

○住民福祉課長（上條文枝君） それでは、私のほうからは、北村議員ご質問の障害者、それから要介護者、ハンディをお持ちの方の現在の公共交通手段につきまして補足説明をさせていただきます。

まず、2番の関係でございますが、現在、村と社会福祉協議会で事業を行っております。1つ目は、村で行っております障害者の外出支援についてでございます。こちらは、障害者移動支援事業、それから村の単独事業ということで行っております。まず、障害者移動支援事業についてでございます。この事業は、地域生活を送る上で必要なサービスとして、障害者自立支援給付事業の中で居宅介護、こちらは通院等の介助つきのものがございます。それからもう一つ、地域支援事業の移動支援事業の2つがございます。この事業の財源につま

しては、それぞれ国が2分の1、県と村が4分の1ずつ負担をさせていただいております。

それぞれの事業内容につきまして申し上げますと、居宅介護、通院等の介助につきましては国の制度により行われるサービスで、医療機関に通院、入院をする際に、ヘルパー等の専門職が送迎と介助をあわせて行うもので、利用に当たりましては、認定調査を行い、障害者支援の区分2という比較的重い方についてのみが利用できるものでございます。現在、対象者は8名いらっしゃいます。もう一方の移動支援事業につきましては、1人で外出をされる場合に移動困難な方を支援する事業で、対象者は身障手帳や療育手帳の交付者で、一定の条件に該当される方、かつ村民税非課税世帯の方となっております。現在、対象者は22名いらっしゃいます。この事業につきましては、村の移動支援実施要項で定められております。

なお、サービス単価につきましては、県のほうで圏域ごと、この辺では松本、塩尻、安曇野市、当地区で単価が統一をされております。

次に、村単独事業としましては、村社会福祉協議会へ委託をしております福祉輸送サービスがございます。この事業は、障害者及び高齢者の方で公共交通機関の利用が困難な方を対象とさせていただいております。村の福祉輸送サービス実施要項に基づきまして行っております。

運行エリアは村内に限られまして、利用目的は生活に欠かせない機関、医療機関、それから金融機関への移動のみの対象となっております。利用対象者は、要介護認定を受けている方など、単独では公共機関の利用が困難な方で、こちらも非課税世帯の方となっております。

また、村の社会福祉協議会としまして、近隣市町村への医療機関への送迎サービス、また、平成27年6月からは、車椅子対応の福祉車両の貸し出しも行いまして、交通弱者の方の支援に努めておるところでございます。いずれの事業につきましても、民間事業者に比べまして低料金でのサービス提供となっております。

1番の、社会福祉協議会として新たな運営方法をというご質問に際しましては、先ほど総務課長が申しましたとおり、現在の公共交通、まだ周知がなかなかできていないということで、福祉課としましても、いろんな高齢者が、または障害者の方がお集まりの席で詳しくご説明をさせていただいてPRに励むとともに、利用に当たりましては、社会福祉協議会でも初めてのお出かけということで、昨年は村営バスを使って、JRを使い松本市へ、ことしは村営バスを使って塩尻市へということで、具体的に職員も付き添いながら、そういったサービス利用の向上に努めておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

私からは以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 北村議員、再質問はございますか。

北村議員。

〔7番 北村直樹君登壇〕

○7番（北村直樹君） ご回答のほう、ありがとうございました。

今回、一般質問をさせていただく中で、まず必要なことは周知をされていて、それが必要が出てきた場合の機運が必要なのかなというふうに、ちょっと私なりに解釈したわけであります。

昨今、よくテレビ、メディアを見ますと、高齢者による交通事故というのも取り上げられて、皆さんよく目に見る機会が多いと思います。その中で、免許の自主返納ということをよく耳にするんですが、都会ですとか、そういった商業施設が多いところはそれで公共交通も充実していることもありますので、自主返納もいいのかないかなというふうにも考えるんですけども、以前、これは村長ともお話しさせていただいたと思うんですけども、免許の返納、田舎ではちょっとなかなか判断しづらいと。免許を返納するイコール、免許だけではなく自分の持っている車、それから軽自動車、そういった処分の問題。また、もし免許を取り上げてしまった場合に、村内で畑仕事をしている人たち、じゃ、どうやってそこに行くのか。無免許で行くわけにはいきません。そう考えると、私のこれは考えで今回質問させてもらったんですけども、村内を運転する、近場の畑に行く、これは高齢者は本当になれていると思うんですけども、市街地、比較的車の交通量が多いところですね、そういったところになるとなかなか心配になられる高齢者ドライバーはいるのではないかという観点から、こういった福祉バスの必要性を一般質問させてもらったんですけども、そこに到達するまでに、まだまだ今生きているこの公共交通のよさというのを知ってもらって、そしてさらに必要性があるということであれば、また今後、大きな課題として捉えていただければなというふうに思っております。

今回の質問はこれで終了させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（清沢正毅君） これで北村直樹議員の一般質問は終わりました。

---

◇ 小林 弘 幸 君

○議長（清沢正毅君） 次に、8番、小林弘幸議員。

小林弘幸議員。

〔8番 小林弘幸君登壇〕

○8番（小林弘幸君） 8番、小林弘幸です。今議会では2つの質問をしたいと思います。

平成29年度は、村長いわく、100年の計である役場新庁舎の建設があり、一般会計は近年にない大型予算執行の年でありました。実質収支は1.3億円の黒字となり、決算状況の数値からもしっかり仕事をしていただいたと評価できるものです。

一方、仕事の中身の評価、これは品質ですとかコストですとか納期、それはどうであったのか、各種協議会等に参画する中、気になっていることがありますので、確認の意味でお聞きしたいと思います。

まず1点目の質問ですが、外部委託事業の管理と成果についてであります。

役場職員の仕事の中身は、日常的なルーチンワークと新規プロジェクト的な仕事に大別されます。仕事量を推測しますに、現在の職員47名では労働力的、技術面的に対応できるわけがなく、おのずとして外部の力を借りることになります。外部委託事業を委託料の切り口で見ますと、発注テーマの総数は、全会計で29年度220テーマ、30年度225テーマを数えます。

29年度の220テーマを私なりに層別いたしますと、IT・システム関係が41、コンサルタント関係が28、保守点検関係が84、その他67となり、コンサルタントの多くは将来の村づくりのための主要事業であり、今後特に必要となるIT・システム技術関係も大きなウェイトを占めます。

改めて思いますに、乱暴な言い方をいたしますと、村政の中核の仕事は大方外部委託され、職員はその管理業務を日々こなしているということになります。幾つかの協議会に参画し、気になったことは、職員の管理能力による差、外部委託業者の力の差によって、仕事の出来栄え（品質）、仕事の進捗（納期）に大きな差が出るのではということでもあります。

そこで、外部委託事業における仕事の成果と管理等の現状をお聞きいたします。

1つ目として、29年度、各課で取り組んできた主要事業で外部委託されている各テーマの目標達成度はどうであったか。

2、委託料を支払っている委託業者は何社になりますか。そのうち、システム関係、コンサルタント関係は何社になるか。業者選定はどのようにされているか。

3、関係職員は平均幾つのテーマを持っているか。

4、業者の管理、仕事の管理はどのようにされているのか。

5、職員は仕事の管理能力が問われますが、人材育成はどのようにされているのか。

以上、宜しくお願いいたします。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、小林議員のご質問でございますけれども、最初に私のほうから2つ目、3つ目と5つ目の項目につきましてお答えをさせていただきまして、1つ目と4つ目の質問につきましては、あわせて総務課と産業振興課のほうからお答えをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、最初に小林議員2つ目のご質問でございます。委託料を支払っている委託業者は何社になるのか。そのうちシステム関係、コンサルタント関係は何社か。業者選択はどのようにされているかのご質問でございます。

平成29年度に委託料を支払った業者、個人につきましては、おおむね230になります。住民福祉課の予防接種や地域生活支援事業の委託先が多いため、外部委託業務の項目に比べて委託支払先が多い状況になっているかと思っております。このうちシステム関係の業者は7社でございまして、コンサルタント関係の業者は10社でございまして、コンサルタント関係業者のうち、道路や建物の設計を行う建設コンサルタントが5社となっております、全体の半分を占めております。業者選択につきましては、地方自治法、それと地方自治法施行令、村の財務規則の規定によりまして選定することになっておりまして、予定価格で50万円以上の委託を行うときは2社以上の競争入札を行うこととしております。入札参加者につきましては、村に指名参加願いが提出されている業者の中から選出することになっております。また、予定価格で50万円未満のほか、地方自治法の施行令で定められている9つの規定に該当する場合は、指名参加願いが提出されていない業者を随意に選ぶことができます。この場合でも、2社以上での競争入札としますが、例外的に村の財務規則により契約の目的、また性質により契約の相手方が特定されるときは、1社の見積もりで契約ができることになっております。

続きまして、関係職員は平均幾つのテーマを持っているかのご質問でございますけれども、委託項目につきましては、先ほど申し上げましたとおりおおむね230項目でございまして、現在職員は再任用を含めて52名でございまして、事務に直接携わらない給食調理員、それと保育園長を除く保育士5名を除くと46名でございまして、職員1人当たり平均5つのテーマを持っているということになると思っております。

続きまして、職員は仕事の管理能力が問われるということで、人材育成はどのようにされ

ているかのご質問でございますけれども、職員の人材育成につきましては職員研修を実施しております。これにつきましては、役職の研修と事務の研修をそれぞれ行っているものでございます。役職の研修につきましては、長野県市町村研修センターで行う合同研修に参加をしております、新規採用時から新規採用職員研修、一般職員研修、係長研修、中堅職員研修、管理職研修を全職員が受講することとしております。事務研修につきましては、長野県町村会などで開催する研修がございまして、それぞれ参加をしているほか、松本広域連合で実施する職員合同研修にも参加をしております。本年度は10月の25、26日の両日に行われます個人情報保護、コンプライアンス研修に職員全員が参加する予定となっております。

それでは、1つ目のご質問と4つ目のご質問についてでございますけれども、総務課の関係の部分につきましてお答えをさせていただきたいと思っております。

平成29年各課で取り組んできた主要事業で外部委託されている各テーマの目標達成はどうだったかということでございますけれども、平成29年度の総務課の委託業務は110項目でございましたが、総務課の委託業務の大部分は公共施設、またはシステムなどの保守管理等の委託でございまして、コンサルタント的な委託業務につきましては、庁舎建設の設計監理、村のプロモーションビデオの作成、デマンドタクシーくるりん号のPR動画作成の3項目でございます。

評価につきましては、おおむね村や担当者の意向に沿った業務を行っていただいたと思っております。このうち、昨年度の総務課の主要事業は庁舎の建設事業であり、設計監理を建設コンサルタントに外部委託して取り組んでおります。業者の管理や仕事の管理につきましては、監督員である村の担当者と設計業者、そこに工事の施工業者を加えて週1回の工程会議を行ってきております。工程会議では工事の進捗を確認し、設計や工法の変更、使用部材の選定などは全て村の担当者の指示で行っております。また、指示内容が的確に設計監理業者や施工業者に伝わったか漏れがないかを確認するために、それぞれが協議書を作成し、これは確認書に当たるものでございますけれども、工程会議では1週間前の協議書の読み合わせを必ず行うようにして管理を行っております。

また、デマンド交通のPR動画作成につきましても、村の担当者がストーリーと申しますか、コメントを作成しまして、業者とのすり合わせを行い、撮影も同行して指示をするなど、委託業務でも業者任せにならないよう村の担当者が主体的にかかわっておりますので、お願いいたします。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） 私からは、小林議員ご質問の産業振興課関係に関する1番目と4番目にお答えをさせていただきます。

29年度、産業振興課の取り組んだ主要事業で外部委託を行った事業は、地方創生交付金事業で、農業関係ではアグリビジネスセンターの設置による新たな農業担い手創出事業と、林業関係では木質バイオマス循環自立創生事業、観光関係では滞在型体験プログラム構築事業の3事業でございます。林業関係は27年度から6年間、農業関係は28年度からの6年間、観光関係については28年度からの3年間の事業となっております、それぞれ事業開始当初から調査、運営支援を中心とした一部の業務について、委託を毎年度行ってきたところでございます。

議員ご質問の業務委託の関係につきましては、業務委託の仕様を作成いたしまして、それに基づき委託業者と協議を行い、進めているところでございます。業務の進め方、管理については、各担当が業務内容について委託業者と必要に応じ打ち合わせを行い、指示をした内容で業務が行われております。基本的な管理につきましては、先ほど総務課長のほうから答弁したとおりではございます。

したがいまして、各年度の目標達成については、仕様と協議に基づいた業務について事業報告書の提出を求め、確認を行っており、年度ごとの業務については達成し、完了しております。しかしながら、各事業とも当村の将来を見据えた事業であるため、各事業とも検討協議会、あるいは委員会を設置し進めており、各事業の将来像をそれぞれの協議会で模索し、議論がされ、実施しているところでございますので、最終的な一定の評価は今後出るものと捉えております。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 小林議員、再質問はございますか。

小林議員。

〔8番 小林弘幸君登壇〕

○8番（小林弘幸君） 現状をお聞きしてわかりました。

それで、二、三、ちょっと気になるところがあるものですから、ちょっと追加でお聞きしたいことがあります。

そもそも私が何でこの質問を取り上げたかという、先ほどの説明でも申し上げましたけ



れども、本当にうまくいっているのか、いっていないのか、非常に疑問であるというところが私の率直な考えです。これは大変失礼な言い方をするかもしれませんが、進捗がよく見えない。もし問題があるならば問題があるとして、ちゃんと修正していけばいいことで、その進捗自体がよく見えないというところが私のそもそもの質問の発端であります。

その中で回答いただくに、総務の関係の、当然のことかもしれませんが、新庁舎の進捗。これは週1回の検討会議が持たれて進捗が確認されて、本当によくやってくられたなと思います。ただ、それは3月末に完成させるという大きな目標なり、ケツが決まっているわけですね。ですから当然といえば当然ですが、それはミスのないように進行されてきたということで、なるほどなと思った次第です。それと同時に、あれが村のホームページで庁舎の進捗状況が日々村民に伝わる形、目に見える形でアップされたということも、ひとつ安心感につながってきているのではないかということです。

それと比較しますと、言いにくいことで申しわけないんですが、アグリ関係、それと木質資源の関係、観光関係、非常に長い、6年越しのテーマ、3年越しのテーマという中で、非常に進捗が見えにくい、それを私はひとつの問題かというふうに思っております。それで、そもそもその仕事の成果はどうであったかということ聞いたのは、そういった見えにくいところを自分たちなり、職員たちなりに評価をして、目に見える形で次のステップに着実に進んでいくという、ぜひステップを私はとっていただきたいというふうに思っております。

そういったことで、幾つかの質問もちょっとあるんですが、2社以上の入札でやるルールになっているということは、それはそれでいいんですが、私が最初に取り上げた業者の能力の力が本当にあるのか、その辺をどのように評価されて入札に加えているのか。それをまずお聞きしたいと思います。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） 小林議員の2つ目のご質問ですけれども、業者の能力という部分でございますけれども、先ほども言いました、50万円以上の事業につきましては競争入札をしなければいけないことになっておりまして、村に指名参加願が出されている業者の中から選ぶということになっております。この指名参加願の中にこれまで同じ業務の実績とか、そういったものが全てつけられて、指名参加願ということで提出をされております。担当職員につきまして、そういった、実際に同じような業務の実績があるのか、それと、

建設工事につきましては全国統一の基準点というか、点数付けがございまして、A級とかB級とか、ランクにある程度分かれておりますので、そういったものを判断して職員のほうで業者を選定しておりますので、お願いしたいと思います。

その指名参加願でなかなか判断ができない場合には、やはりプロポーザルとか提案型で選出をする、そういったものもございまして、よろしく願いいたします。

○議長（清沢正毅君） 小林議員、再質問はございますか。

小林議員。

〔8番 小林弘幸君登壇〕

○8番（小林弘幸君） ありがとうございます。

建設、建築関係は非常に明快でいいと思います。私が一番心配しているのは、コンサルタント関係とシステム関係です。非常にこのアグリにしても、木質資源にしても、観光にしても、それなりきの専門業者、それに長けた業者を選定されていると思いますが、その辺がもうちょっと力不足、力があるのかないかわからない、そんなものを感じておりますので、その辺の実績、能力、または始めてお付き合いする会社に対してはどのような評価をされているのか。特に今の3つのようなテーマで業者選択の特筆するところがあったら教えてください。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） 私からは、小林議員のコンサル関係の業者の能力についてでございますが、先ほどお話しさせていただきまして、農業関係、観光関係、それから林業関係の業務の内容について委託を行っているところでございますが、それぞれ業者選定の際には、これまでの実績等を加味した中での選定をさせていただき、それに基づいて業者委託を行っております。ですので、それなりの実績を見ての委託ということで、能力はあるということ判断をし、委託を行っているところでございますので、お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 小林議員、再質問はございますか。

小林議員。

〔8番 小林弘幸君登壇〕

○8番（小林弘幸君） 能力がないからだめだということは私は言いませんが、そういった判

断のもとにされているということでわかりました。

それと、最後に少し私なりの意見を申し上げますと、やっぱり、多分あるかとは思いますが、そういった業者選定をするための評価基準とか作業標準書的なものが、私いろいろ調べてみたら、評価基準みたいなものがあるかということで、村の例規集を見たら、朝日村の行政評価実施要綱というようなものは見受けられましたが、そのほかの業務処理基準、または評価基準的なものは見当たりませんでしたので、その辺、誰が評価してもちゃんとした点数付けができる、そのような評価基準的なものが欲しいなということを感じました。

それと、これからますます難しくなるITですとかシステム関係、これに関しては、庁舎内、横串の部署、そういったものを専門的に評価、判断し、フォローしていく横串の部署も何か必要なんじゃないかなということを感じた次第です。

そういった大きな機構改革というのは、また村長がいろんな面で考えることだと思いますが、そんなものがあつたらいいのになということを感じました。もし何か、村長コメントがありましたらお願いいたします。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 小林議員の村の行政の進め方、まさに、現在の社会は職員だけでは全てできない、これははっきりしています。しかも、先ほどから言われていますように、職員が全てエキスパートでもない、これも実態でありますから、職種により、仕事により、内容によって委託をし、効率を上げる、これは大前提であります。その中で小林議員が心配されておりますソフト面、IT面につきましては、一例を挙げますと、私が村長に就任しまして、私もコンピューター、30代に6年間対応した経緯がありますから、村が全面的に委託している電算に何でこのような大きい金をかけるのか。たった一例です。毎年税法が変わりまして、税法は、プログラムはあるスペルをちょっと変えるだけで簡単にできるのに、何十万円も金がかかっている、私はそこにおかしいとしましたら、県下の町村長会議でみんなおかしい、おかしいという話になりまして、私は電算だけがコンピューターの世界ではないということで、実は、英断を下してもう5年ぐらい前に競争をさせました。そうしましたら、要はこの世界、やはり5年ぐらいの契約をしなければいけないので、それで1,000万円浮いたという経過がありますが、まさにそれには、その道のエキスパートがいなくてその対応もできないのが実態であります。これはご理解いただきながら、あと、ソフト面の、先ほどアグリだ

とかいろいろな分野が出ていますが、まさにこれにつきましても職員がエキスパートでは誰もいない、これは実態であります。そういう中であって、それじゃ、そういうことを、これは国がお金を出して、補助金を出して取り組みなさいという国の施策でありますから、やはり村をよくするにはそういうものを、村としては、行政としては取り組まなければいけない。その上になって、それじゃ業者はどうでしょうか。はっきり言って、指名参加も出ていない職種もあります。じゃ、そのときどうするか。これにつきましては、先ほど指名参加の中には、指名参加願を出すには今までの実績というのが記録してありますから、そういうものを見て判断をするんですが、全くないわけでありまして、そういうことにつきましては上部団体であります松本地域振興局の担当のところ、そして近隣のそういうものに取り組んでいるところからアドバイスをいただいたり、勉強させていただいて取り組んでいるのが実態であります。でありますから、それでは人数が少ないとか言いますが、これを人数をふやしたら、まさに税金は人件費だけで終わってしまいますので、これはあくまでも、私は村民のための村の発展のためには人口を減少していかなければならない、人口というか、職員を減らしていく、そういう社会になっています。

私は、毎年、1年に2回、職員研修で私が直に話をしておりますが、これからはよしあしにかかわらず人口が減少するのははっきりしています。そのときに今の職員体制で、それで村がよくなるのか、ならないんです。人件費だけを払って、それが村政になってしまいます。それが前村政でありましたから、これは私は大英断を下したんですが、そういう中にありまして、これからはそういう意味では、職員がまさに小林議員の思いと同じように、シンクタンクの事業に取り組まなければいけない。現場方の職員は、これからはやはり現場方はそれぞれの専門の皆さんにお願いし、行政は村民のために、そして村のためにはシンクタンクにならなければいけない。まだまだそこまで資質が上がっていないのが実態でありますから、私は二言目にこの話をしています。でありますから、職員数はこれからも減りますよとはっきり言っていますが、そういう意識を持った職員体制で今後とも進めていきたいと思っています。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 小林議員、再質問はございますか。

小林議員。

〔8番 小林弘幸君登壇〕

○8番（小林弘幸君） ありがとうございます。

村長の思いなり、役場の幹部スタッフの皆さんの思いはよくわかりました。

最後に、ぜひ必要な人材育成、そのための教育をどうするか。本当にシンクタンクのため  
の人材育成ということをぜひお願いしたいというふうに思います。

1 問目の質問を終わりにします。

○議長（清沢正毅君） 小林議員の1 問目の質問は終わりました。2 問目の質問をどうぞ。

小林議員。

〔8 番 小林弘幸君登壇〕

○8 番（小林弘幸君） 2 問目の質問ですが、今議会は決算議会というようなこともあり、あ  
えて取り上げさせていただきました。経費削減の推進であります。

これは、先ほどの前述で述べた仕事の中身の評価、このコストに当たると思っております。  
民間企業は、1 円でも利益を上積みさせることが命題であり、そのため、開発、生産、サー  
ビスに至る全部門がコストダウン活動に取り組み、成果で評価をされます。

決算書の不用額欄の数字こそ実質収支額ということで簡単に記載されていますが、並々な  
らぬ努力の結果であると思っております。そこでお聞きしたいことは、不用額捻出のために  
されてきたよい事例をご紹介ください。それと、コストダウン活動、経費削減活動はどのよ  
うにされているのか、お聞かせください。お願いいたします。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、小林議員ご質問の経費削減の推進につい  
てでございます。

最初に、不用額捻出のためにされてきたよい事例をご紹介くださいということでございま  
すけれども、決算の不用額の多くは委託料や工事の入札の際に生じる差金が主なものでござ  
います。入札する際は、村長が予定価格調書を作成しておりますが、工種事業費ごとに一定  
の割合を引き下げて予定価格を調整し、入札を行っております。また、このほかにも需用費、  
備品購入費等ございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、全てが2 社以上の競争  
をすることになっておりますので、そういったところから不用額が出てきておりますので、  
よろしく願いいたします。

続きまして、コストダウン活動、経費削減活動はされているかというご質問でございます。  
このコストダウン、経費削減活動につきましては、予算編成の段階で行いまして、余分な予

算は計上しないこととしております。特に物件費や役務費など、職員の努力で削減可能な項目がございますので、予算編成会議におきまして、予算編成の取り組み事項として職員に徹底をし、予算編成を行ってきております。

具体的には、以前もちょっと申し上げさせていただきましたけれども、この具体的な取り組みにつきましては、出張については必要性を厳選し1名とする。また、長野市への出張は2名までは高速バスを使用する。県内名古屋、東京の出張は日帰り。講師等の謝礼は必ず見直しを行う。需用費は前年度の決算数値以内を基本に削減、事務用品は補助事業で買えるものを全庁で使用。ペーパーレス化、リサイクルの取り組み。食糧費は原則前年度計上した項目のみ。書籍の購入は控え、インターネットで情報収集をすること。印刷物は業者発注せず、原則自庁印刷。節電・節水の徹底。会議通知はファクスを利用。委託料は競争入札とし、随意契約によるものは、原則前年度決算額以内とする。団体の助成金は財務状況等を確認し、助成の必要性、妥当性を検証するということでコスト削減に取り組んでおりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（清沢正毅君） 小林議員、再質問はございますか。

小林議員。

〔8番 小林弘幸君登壇〕

○8番（小林弘幸君） 現状ありがとうございます。わかりました。

私の聞いたかった不用額捻出、これは先ほどの入札の価格を下げる、または2社と競争させてというようなこと以外に、先ほどもう村長のほうでお答えいただきました。いわゆる、今までやってきたやり方をがらりと変えて、新しい切り口で取り組むという、新しいアプローチの仕方ができるかどうか、やはり全てにかかってくるものだと思いますので、それは先ほどの1,000万円云々という例もありましたので、ぜひ今後ともそういうアプローチを変えろということで、新しい事業、または通常の仕事に取り組んでいただきたいというふうに思います。

それともう一点、ぜひ、職場間で経費削減活動、本当に簡単な活動で結構ですので、今年度は1%昨年度より下がったというような、ぜひ競い合いをするような楽しい、そんなような仕事の工夫も取り入れていただいて、ペーパーレス云々から始まって、大きな予算、または大きなこともあるはずですので、コストダウンの何かネタはないかという思いで、日々楽しく仕事をしていただきたいというふうに思います。

以上で私の質問を終わりにします。

○議長（清沢正毅君） これで小林弘幸議員の一般質問は終わりました。

それでは、ここで一旦休憩を入れさせていただきます。

再開は10時50分から再開したいと思います。よろしくお願いします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時50分

○議長（清沢正毅君） それでは、時間になりましたので、引き続き一般質問に入りたいと思います。

---

◇ 塩原智恵美君

○議長（清沢正毅君） それでは次に、9番、塩原智恵美議員。

塩原智恵美議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） 9番、塩原智恵美でございます。

私は、今回2つ質問を用意いたしました。では、早速お願いいたします。

まず、10年先の朝日村公共交通のあり方についてでございます。

朝日村は、平成20年4月、民間事業者による路線バスが廃止となりました。このことは、村民にとって通勤、通学、医療機関、買い物などが塩尻市や松本市に深くかかわっていたことから、日常生活が脅かされる危機的出来事でした。村は、この重大事を直ちに解決するため、朝日村に最もふさわしい独自の公共交通構築に取り組み、平成21年7月、村営バス広丘線とデマンドタクシーくるりん号の実証運行を開始しました。これらは村民の生活路線を十分考慮したもので、村営バス広丘線は村とJR広丘駅を結ぶ路線、くるりん号はその名のとおり、村内のデマンド運行と近隣の市村の公共交通と接続するという役割をしています。

いずれの交通も村民の生活に深く根付き、年を追うごとに利用者は増加し、去年の広丘線は過去最高、約3万人が利用したと報告されています。また、この路線は高校生アンケートを実施し、ニーズのあった土曜日運行を現在試行中です。

一方、くるりん号も年間約1万人が利用しており、数字が示すとおり朝日村公共交通は村民の交通インフラとしてその役割を十分果たし、評価に値するものと考えます。

ことは、こうした取り組みから10年を迎えています。ここを一区切りとして、これから先の10年を見据えたとき、本格的な人口減少、少子高齢化は避けて通れません。しかし、そのような状況のときこそ、公共交通の果たす役割は今以上に重要になると考えます。目指す姿を明確にし、村民生活に安心と利便性をもたらす持続可能な公共交通を検討する時期を迎えていると考え、以下質問します。

1、10年を迎え、利用が順調になった理由と、課題があるとすれば何か。

2、今後急速に進む人口減少と高齢化を考えたとき、現在のシステムで機能するのか。また、見直しの場合、どのように取り組むか。

3、持続可能で最適な公共交通の手段として、広域連携による公共交通のあり方を探れないか。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、塩原議員の、10年先の朝日村公共交通のあり方についてのご質問でございますけれども、塩原議員の、朝日村の公共交通が10年を迎え、利用が順調になった理由と、課題があるとすれば何かのご質問でございます。

これまでの公共交通の経緯につきましては、先ほど北村議員のご質問に答えさせていただきましたとおりでございますので、よろしく願いいたします。

10年を迎え、利用が順調になった理由としましては、JRに接続する村営バス広丘線につきまして、通学で利用頻度の多い高校生のアンケートの中で要望が多かった、朝夕1便ずつの増便を行った結果、その増便効果が昨年度から顕在化したものでございます。初めて年間を通じて運行を行った平成22年度は、朝日村の高校生は約200名でございました。そのときの年間の村営バス広丘線の利用者は1万6,700人でございました。昨年は、高校生の数は146人というところ、平成22年度の7割程度に減少をしておりましたが、年間の利用人数は2万9,800人と、平成22年度の約1.8倍となっております。また、高校生に対して実施した平成29年の高校生アンケートの満足度は回答者の約62%、不満度は約13%という結果で、高い満足度を維持しているところでございます。



課題につきましては、公共交通につきましてはさまざまな方からさまざまな要望がございます。ただし、税金を投入する以上、利用されないのであっては村民の理解が得られないこともあり、全ての村民の要望をかなえることは難しいと思っております。

続きまして、今後急速に進む人口減少と高齢化を考えたとき、現在のシステムで機能するのか、また、見直しの場合、どのように取り組むかのご質問でございます。

公共交通につきましては毎年見直しを行ってきておりまして、村営バス広丘線につきましては、高校生の人数が減少する中、運行開始以来過去最高の利用者がある状況です。また、デマンドタクシーにつきましては、北村議員のご質問でも回答させていただきましたとおり、まずは現在ある公共交通が使えていない状況を改善し、高齢者の皆様にしっかりと使っていただくことが重要であると思っておりますので、現在、根本的な見直しにつきましては考えてはおりません。今後、根本的に見直しをすれば、現在の公共交通の利用者が減少した場合、もしくは満足度が低下した場合が考えられます。根本的に見直す場合には、現在の公共交通を構築したときと同様に、国の補助事業である地域公共交通再編推進事業に取り組み、地域のデータの収集分析、住民の利用者アンケート、専門家による分析、協議会の開催、実証運行などを行うことになると思います。この国庫補助金は2分の1になっておりますが、おおむね事業費としましては1,000万円程度の費用がかかると思われま。

続きまして、持続可能で最適な公共交通の手段として、広域連携による公共交通のあり方を探れないかというご質問でございます。

公共交通の広域連携につきましては既に行ってきております。村のデマンドタクシーにつきましても、近隣市村の公共交通との接続を図り、相互利用ができるよう連携を図っているところでございます。松本市では、今井道の駅で松本市西部地域コミュニティバスと接続し、松本市立病院、それと村井の松本病院方面へ行けることになっております。塩尻市では、旧原口郵便局のバス停で塩尻市振興バスとの接続を行い、塩尻駅方面へ。また、山形村では、上大池のバス停で山形村の福祉バスと接続を行いまして、山形村内へとそれぞれ交通機関を利用できるよう、広域連携を図っているところでございます。

また、村では接続場所の上大池と原口郵便局前には待合所やベンチを整備し、高齢者の皆様に使いやすい対応も行っております。なお、近隣の市町村全体での連携につきましては、平成27年度に松本広域の地方創生に係る広域的施策を検討します、地方創生に係る松本地域戦略会議におきまして、松本地域における広域的課題として検討をいただきましたが、広域市町村の中では時間をかけて検討をしていくものとして整理されまして、計画書のほうには

明記はされませんでした。現時点で、広域の共通課題として連携を検討していくことにつきましては大変難しい状況でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、広域市町村で連携して公共交通を共同運行ということになれば、当村の費用負担は増額することも想定されますので、共同運行についても非常に難しいと捉えております。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 塩原議員、再質問はございますか。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） 少し、現状における課題というところで、いろいろととにかくデマンド関係を村内でしっかりやっていくことに重点を置いていきたいという村の考え方はわかりました。

ちょっと、これは高校生の視点でお願いといいますか、提案があります。実は、この質問のきっかけが高校生を持つお母さんの声でした。梓川高校へ通っているけれども、1本でいいから広丘線のようなバスがあれば助かるという内容です。波田へ通じる方法、ただいま総務課長がおっしゃったとおりです。道の駅で松本の公共バスを利用する。でも、そのバスは行きは1本だけ。駅到着が8時48分、登校に間に合わない。また、帰りは2本ありますが、これも駅発12時と15時台ということで、高校生が利用する時間とかなりかけ離れています。保護者によると、鉢盛中学校卒業の梓川高校進学 of 学生は多く、塩尻志学館高校と同じぐらいいるようです。

ところで、松本市が運行する西部地域コミュニティバスですが、これは松本市がダイヤ編成する。そこに朝日村の意向を反映するということは、今は無理です。そこで、仮に朝日村が直行便を出した場合、高校生以外の利用者が見込まれ、免許証を持たない一般の方が山形村の医療機関、買い物に使うなど、はるかに利便性が高まるかと想像します。また、新築移転、これが松本市立病院ですが、今朝新聞にも載っていました。この病院は、地域に密着した在宅療養支援病院として平成34年に開院予定です。このことは、村にとっても期待は大きいはずで、間近に迫った高齢者の免許証返納対策として、通院など外出支援の路線として検討に値すると思ひますが、いかがでしょうか。これは10年先のことも見据えてということで申し上げます。

ただ一つ、これから2つちょっとお話ししますが、これは現状でもできるかなと思ひような課題ですので、ちょっとお聞きください。

広丘線です。高校生からぜひにと2つ声が寄せられています。1つはテスト期間中のダイヤです。現在組まれている広丘発13時を14時台に組みかえてもらえないかと。これは、テスト期間は年間に20日ぐらいあるそうですが、塩尻方面、松本方面、両方へ通う高校生の大きな声です。2つ目は、広丘発帰りの便で最も多く利用しているのが19時55分です。これを朝と同じ2便にできないかと。その理由は、とても、最後に降りる人が1時間かかると。朝の2倍かかっていると。そういったことの、現在、声が寄せられております。これについての答弁をお願いします。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 塩原議員の今の質問の中で、まず梓川高校の件ですが、これはこの公共交通をスタートしたときに、2年ぐらいたってこの話が出ました。この公共交通は、くるりん号につきましては全面的に、いわゆるタクシー業界の仕事を取ってしまう話ですから、塩尻市のタクシー協会、3社ありますが、そこに委託をして運営しております。その皆さんが、タクシー協会が梓川へ出しますと言って、当時、梓川高校の保護者と話し合いをしたがドローになってしまった。そういう経過があります。

それから、ただいま広丘線の試験のときはということですが、これは先ほど来から総務課長が言っていますが、毎年高校生にアンケートをとっていますので、その中で対応しているということをご理解いただきたい。

以上であります。

○議長（清沢正毅君） 塩原議員、再質問ございますか。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） 理解いたしました。

高校生の利便性を図る。そういったところに、アンケート結果にもよるんでしょうけれども、ぜひその結果に基づいて対応をお願いしたいと思います。

もう一点、接続箇所の課題ということでお願いします。

塩尻方面へ通学する高校生は多いということですが、原口バス停での利用は皆無に近いことがわかりました。この理由が、くるりん号の運行時間が8時からということで、原口発の塩尻の公共バスに7時1分というスタートのダイヤがあるんですが、これは15分で塩尻の駅

へ到着します。これとくるりん号の運行時間が合わないために使えないという現状があります。その点について。そのため、実は塩尻方面へ向かう高校生は広丘線を使って、そこから塩尻方面へ移動しているという実態があります。私もちょっと、現実には広丘駅に行って見てみました。そうしたら、やっぱりそういう現実が起きているということで、もう少し内容をしっかり、ちょっとまた検討をいただく部分は検討いただく必要があるかなということです。

それで、塩尻の地域振興バスですが、これがやはり松本市と同じで、独自のルートを自分たちで計画しているために、村の意向は反映できないということが、波田方面のと同じことが起きていることがわかりました。それで、ただ、今原口駅に接続するくるりん号ですが、一番利用しているのがその原口でございます。先ほど総務課長がおっしゃったとおりです。これは一般の方が利用しているんです。高齢者は、医療機関へ通っているというようなことだそうです。そこで、高齢者が必ず利用する待合所ですが、そこが最適な場所かどうか、これが重要だと感じます。トイレの問題、あるいは急にぐあいが悪くなったときに気軽に声をかけられる環境かどうか。

非常時に対応できる場所は大きな安心につながります。例えば、原口バス停を妙義保育園前にすれば、近くにJAの関連施設があり、天候を気にせずに過ごせ、不安の解消につながります。また、2番目に多い車庫前です、山形ですが。これを山形村福祉バスの発着所としているいちいの里、そこに設ければ安心・安全が確保できるのではないかと。

それで、村では現在、くるりん号の利用者アンケートをしばらく実施していないと聞いております。この利便性を高めた利用促進のために、調査の実施が必要と感じますが、いかがでしょうか。接続箇所2カ所とアンケートの実施について、お答えください。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、塩原議員のご質問でございますけれども、最初に塩尻方面、塩尻市振興バスとの接続、7時1分のものでございますけれども、これに接続すれば高校生が利用されるのではないかとございまして、これにつきましては、やはりそこまでの原口の郵便局前まではデマンドに乗っていかねばいけないということがございます。やはり高校生なんかは、非常に定時定路線のほうが使いやすいということもございます。ですので、バスで広丘へ出て、それで列車で広丘駅へ行く。わざわざ毎日デマンドを呼んで、原口まで行って、そこから接続して行くのかということもござい

ますので、これにつきましては、やはり村で税金を投入する以上は、利用されなければということがございますので、実際にこれをして利用があるかというところはちょっと疑問がございまして、ちょっと確認はしたいと思っておりますけれども、難しいんじゃないかと思っております。

それと、山形村の接続場所でございますけれども、朝日村との村境から最短の場所、山形村の福祉バスとの接続ということで行っております。これにつきましては、山形村以外でも、原口でも全てそうなんですけれども、デマンドタクシーは実際2台で村内を運行しております。年間9,000人の利用があるということで、2台でかなり乗車回数というか、1日に動く距離も大分多いということがございます。果たして接続で、いちいの里の遠くのところまで接続していると、2台で回っていかないとか、そういったことも想定をされます。ですので、いずれにしても、近隣市村での接続は全て村境から一番近いところ、村内を優先してぐるりん号を運行しているということもございまして、そういった部分をご理解いただきたいと思っております。また検討はさせていただきたいと思っておりますけれども、そういう状況で行っておりますので、そういったことになると、やはりデマンドの台数とか、そちらにかかってくるかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（清沢正毅君） 塩原議員、再質問ございますか。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） 10年運行してくることによって、いろんなこと、さまざまなことが想定できるかと思いますが、やはり物理的なことはともかくとして、利用する方、高齢者がどうなのか、そういったところにも視点をちょっと置いていただいて、ぜひ目指すべき姿にしていきたいと思っております。

アンケート調査のことについて、結果いただいておりますが、ちょっとこの次の質問と一緒に答えてください。ぐるりん号のアンケートの実施のことです。

それで、県が実施している地域交通ベストミックス構築事業というのをご存じでしょうか。じゃ、アンケートの結果とあわせて、これをお答えください。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） 高齢者のアンケートにつきましてはちょっと、高校

生のアンケートは毎年やっているんですけども、高齢者のアンケートにつきましては、これまでも不定期でございますけれども、3年ないし4年ぐらいに1回は行ってきております。近年ちょっと、昨年はデマンドタクシーの対応ということで、PR動画の作成とかパンフレットの作成を行ってございましたので、そちらのほうまで手が回らなかったこともございまして、近いうちに高齢者のほうの意向も確認はしていきたいと思っております。

それと、先ほどお話のあったベストミックスの構築事業でございますけれども、これは県の企画振興部のほうで行っている事業ということで認識はしております。市町村が実施する地域公共交通の見直しの財政支援、それとアドバイザー派遣、それと市町村の支援事業ということで、調査費とか初期投資の2分の1は県のほうからいただけるということで承知はしておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（清沢正毅君） 塩原議員、再質問ございますか。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） 今、こうして質問している間にも、いろんなことが課題としてちょっとわかってきている部分があるかと思うんですが、そういった、地域が実施している地域公共交通の課題、これを地的な人材派遣とか、あるいはこれは28年8月から県が取り組んでいる事業なんですけれども、そういった人材派遣、あるいは補助金事業というのもあって、これが2分の1補助、380万円上限、3年間ということで、この事業はことし終了ですが、実際、豊科町もこれに取り組み、地域交通の課題があるということで、これに取り組んで3年間の実証をやっております。先ほど国の補助事業もあると言っていました、やはりその必要性を感じない限り、こういったことは多分キャッチすることができないのかなとは思いますが、常に何をしても課題はあるはずで、そういったものを、やはりあるものは利用しながら取り組んでいくという、そういったことは必要かなとは思いますが、

それで、最後の質問をさせていただきます。

先ほどから、私、塩尻の公共交通、松本の公共交通、隣との連携が何とか図れないものかなと思った次第であります。それで、村単独で取り組む公共交通の難しさ、今よりさらに利便性を高めるためにはどうするのかというふうに思ったところ、実は塩尻も松本も委託先がアルピコ交通、アルピコタクシーなんです。朝日村もそうです。であるなら、直ちにもし取り込めるとすれば、松本、塩尻の公共交通の担当と村と、この3者が委託先が同じであれば話し合いをし、経費の節減と利便性の向上が図れないのかなと、そんなことを思ったわけ

でございます。

それから、もう一つです。観光という視点で公共交通を考えたときに、広域での連携、先ほど27年にやったけれどもだめだったということでお話がありましたが、先日の観光協会主催の講演で、外国人旅行者が今後ますますふえると。その外国人旅行者の求める旅行とは、地域の普通の暮らしに触れることであると講師が語りました。松本広域連合は、重要な業務に広域観光振興を位置づけてあります。また、県の新総合5カ年計画の中に松本地域計画がありますが、この計画は松本空港を生かした観光振興とあります。こうしたことから、観光はこのエリアで重要な施策と受けとめます。

そこで、ポイントが公共交通と捉えます。外国人旅行者が周辺の町や村の暮らしを体験するためには、公共交通の充実は欠かせません。松本地域が一体とした観光エリアと考えるなら、各地域それぞれの特色ある資源を活用するためにも、松本広域全体の公共交通のあり方を検討する必要性を私は感じるわけでございます。このことについて、松本広域連合の代表副連合会長をしている中村村長、広域連合へこういった提案ができないのかどうか、お尋ねします。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 広域の取り組みでございますが、先ほど総務課長が申し上げましたように、広域での話し合いはしたんですが、どちらかというところが盛り上がりません、公共交通については。ただし、観光については松本広域で取り組むことで進めておりますので、それと今の公共交通の分野については、現実には進んでいない。先ほど総務課長が申し上げましたが、特に小さい村は、逆に言うと負担金がかかります。それを一例にとりますと、ご案内のとおり、朝日村が公共交通をスタートしたときは、安曇野市になる前の三郷村がこれをやっておりました。たまたま安曇野市になってからは、三郷村が成績よかったので安曇野市で取り組もうということになりましたら、いわゆる電話の受付のところでは大きい機器類が必要になりまして、何千万円というものであります。これが5年ごとに更新していきまして、そのときに、私は行かなかったんですが、当時の朝日村の議員の皆さんが視察に行ってきて、これは金がかかると、それで帰ってきました。まさに、大きくなれば大きくなるほど大きな経費、いわゆるサービスではなく、サービスのためのもとの経費がかかってしまう。朝日村が安く上がっているのは、たったこれだけのキャパですから電話1本、単純に言うと囑託職

員1本で経費ができますので人件費が非常に安く上がっています。そして配車ができます。しかも、朝日村の場合は、ぜひ理解をいただきたいのは、人口規模でくるりん号2台持っているというところは日本でトップであります。しかも、長野県内ではいわゆる広丘線の定期バス、そして村内のくるりん号は県内でも最も優秀な成績を収めているということもご理解いただきたい。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 塩原議員、再質問ございますか。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） 委託先がアルピコタクシーであることによる松本、塩尻との連携についてのお答えをお願いします。検討できるかどうかということです。

それと、村長の今の答弁ですが、時間はそこから随分経過していると思うんですね。そうするといろんな工夫がある。今回、県のベストミックス構築事業はそういうところに光を当てた事業です。そういったこともさまざまに捉えて、またよりよい公共交通、村民のための公共交通をやっていっていただきたいと思います。

その、松本と塩尻の連携のことをお願いします。

○議長（清沢正毅君） 中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） ご意見としてお聞きいたしておきます。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 塩原議員、再質問ございますか。

○9番（塩原智恵美君） 結構です。

○議長（清沢正毅君） それでは、塩原議員の1問目の質問は終わりました。2問目の質問をどうぞ。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） では、男女共同参画計画策定の必要性についてでございます。

総務省は、8月31日に7月の労働力調査結果を公表しました。それによると、15歳から64歳の女性に占める就業者の割合が70%となり、1968年調査開始以来最高の就業率になったと発表しました。ちなみに、男性は83.7%でした。従来の女性は家庭、男性は社会で働くとい



う社会通念を脱し、現在は男女がともに働くという状況は自然の姿になりつつあります。

朝日村を見たとき、育児や介護に手がかかる女性を除いて、ほとんどの女性はさまざまな働き方を選択して就労していることから、この70%という数字は理解できます。さらに、当村の特殊性は、農業で生活する人が就労人口の21%を占めていることから、子育て中から80代までの多くの女性が男性とともに農作業を現役でしており、女性の就業率はもっと高いかもしれません。

国では、急速に進んでいる超少子高齢化社会に対応するためには、女性と男性が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いながら、性別にかかわらずその個性と能力を十分発揮できる男女共同参画社会の実現が、21世紀社会を決定する最重要課題と位置づけており、平成27年12月に第4次男女共同参画基本計画を策定しました。これにより、国はあらゆる分野で実現に向けた施策を推進しています。女性就業率70%は一つの成果と思われます。

ところで、村ではこうした国の方針により、平成28年3月、村の女性職員の活躍を推進するための特定事業主行動計画を策定し、議会にも報告がありました。これは、村の女性職員として働く環境が整っているかどうか課題を見出し、整っていない場合、どのように改善したら仕事も子育ても両立できるか、ワークライフバランスの実現を目指すための計画となっており、平成32年度を目標年としています。女性職員の行動計画は国の政策の一つの例ですが、村におけるほかの男女共同参画はどのように実施しているか、以下質問します。

- 1、男女共同参画について、現在の村の取組状況。
- 2、女性があらゆる場面に積極的に参画する必要性をどう考えるか。
- 3、男女共同参画計画の必要性はいかがか。

以上です。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対しまして、当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、塩原議員ご質問の、男女共同参画計画策定の必要性についてということでございます。

男女共同参画について、現在の村の取組状況はどうなっているかというご質問でございますけれども、男女共同参画計画につきましては、当村では平成15年度に朝日村農村男女共同参画プランを策定し、平成17年度から平成19年度を計画期間とした第1次朝日村男女共同参画計画を策定いたしました。平成19年度には、平成20年度から平成24年度を計画期間とした

第2次の朝日村男女共同参画計画を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進してまいりました。第2次朝日村男女共同参画計画以降は、現在計画を策定していない状況でございます。

村の取組状況につきましては、現在、男女共同参画につきましては人権の推進の中で取り組みを行っております。回覧板による広報、啓発のほか、村では、先ほど議員おっしゃいました、朝日村役場における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画を策定し、推進を行っております。また、毎年2月に開催をしております、朝日村差別をなくし人権を擁護する推進協議会の講演会で男女共同参画の講演を行っております。この人権推進協議会の講演会には、村内の各種団体、学校、PTA関係者のほか、企業代表からも委員として出席をいただいているところです。また、人権推進の総合的な取り組みとしまして、人権相談日、行政相談、弁護士無料法律相談を開設しております。なお、村では毎年市町村における男女共同参画の推進状況を確認し、村の審議会や団体長、職員に占める女性の割合などを県に報告しているところでございます。

続きまして、女性があらゆる場面で積極的に参画する必要性をどう考えるかのご質問でございます。

現在、国では1億総活躍社会を目指しております。女性も男性もみんなが活躍できる社会、一人一人が個性と多様性を尊重され、家庭で、地域で、職場でそれぞれの希望がかない、それぞれの能力を発揮でき、それぞれの生きがいを感じることができる社会が望まれております。女性が男性と社会の対等な構成員として、みずからの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、ともに責任を担うことは大変重要で、必要なことだと考えております。

続きまして、男女共同参画計画の必要性についてでございます。

男女共同参画計画の策定につきましては努力義務となっております、県内77市町村中19市は全て策定をしております。町村につきましては、現在58町村中34町村で策定をしており、23町村が未策定の状況です。当村が男女共同参画計画を策定しないことにつきましては、当村では既に男女共同参画についての認識が高く、計画をもって推進するまではないと判断をいたしましたものでございます。当村が毎年県に報告をしている男女共同参画の推進状況の中でも、市町村議会における女性議員の割合、農業委員に占める女性の割合、市町村防災会議に占める女性の割合では県内市町村の中でも高い割合になっているほか、市町村職員の管理職に占める女性の割合、これは県下で2番目となっております。また、村の審議会等における

女性の割合につきましても、村長が女性の登用を積極的に行っておりまして、総務課関係では情報施設管理運営協議会の委員は13名中5名が、庁舎建設委員会では25名中6名が、総合審議会の委員は35名中13名が女性となっております。また、村以外を見ましても、農家では女性の皆さんは男性と一緒に働き、サラリーマン世帯では共働きが多く、保育所の未満児保育を希望する世帯は年々増加をしております。JA松本ハイランドでも女性の理事が選出をされております。また、婦人会は既に解散をしている状況もございます。

こうした状況の中で、改めて計画の策定を行い、目標数値を定め、村民への周知や啓発、意識改革をする必要があるかどうか、これにつきましては改めて村の総合審議会で検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（清沢正毅君） 塩原議員、再質問ございますか。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） 私は、男女共同参画計画は必要だと考えているものでございます。

その本論に入る前に、ちょっと女性議員として村の行動計画、村がつくった今回の職場内における行動計画について気になる点がありますので、質問します。

村の女性職員の活躍推進行動計画、これが正式名称ですが、これは国の定める女性活躍推進法という法律に基づいて作成されたものです。女性活躍推進法は、男女共同参画社会基本法、これ国の法律ですが、その理念に基づく実施法として定められています。これは条文の第1条にあります。したがって、村の行動計画は男女共同参画の考え方を十分反映しており、男女の性別にかかわらず仕事と家庭生活が両立するための支援プランです。

計画では課題を4つ掲げ、それぞれ数値目標を決め、どのように取り組むか示してあります。具体的には、34歳以下の女性職員の計画的採用、年次休暇取得率向上、時間外勤務の縮減、ワークライフバランスを進めるための支援制度、具体的には育児休業、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇の活用となっております。ところが、残念なんです、この計画を知る職員がかなり少ないと思われ、その原因と考えられる3点について伺います。

計画では、女性活躍行動計画推進委員会を設置し、取組状況と目標の達成状況の点検と評価について協議するとしてあります。こうした委員会設置の有無と構成、協議の実績はありますか。

次です。職員向けの支援制度の情報をグループウェアで常時閲覧できる環境整備を平成28年実施としてありますが、この環境は整っていますか。

3番目です。法律によると特定事業主、これは村のことを言っていますが、毎年1回取り組みの実施状況の公表が義務づけとなっています。公表していますか。

以上です。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対しまして、当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） 塩原議員2回目のご質問でございますけれども、この職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画につきましては事業主の行動計画でございます。策定した時点で管理職の皆さんを通じて職員には周知をしてございますので、お願いしたいと思います。

主は事業主の行動計画ですので、課長のほうから内容的にはさまざまな取り組みをやっていただくようなことになっております。委員会につきましても、現在設置はしてございませんけれども、課長会議のところでこういった取り組みについてはこれまでも周知してきた経過もございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

例えば、この中に休暇の連続休暇をとるといふような項目がございます。そういうものにつきましては、ゴールデンウイークの飛び石連休、合間に平日を挟むときがございます。そういったところに有給を充てて連続休暇をとろうとか、そういった意思疎通というか、そういったものは課長会議の中で行ってきておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

この関係でございますけれども、公表しているかということでございますが、ホームページのほうに実績のほうは公表をさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

内容でございますけれども、この行動計画につきましては主に3つの数値目標を定めております。1点目が、女性職員34歳以下の雇用をふやすということでございます。これにつきましては、平成28年度に1名、平成30年度、今年度でございますけれども2名採用をしている状況でございます。

それと、時間外勤務時間の縮減ということで目標数値を定めております。計画策定時につきましては53.7時間ございました。今、平成29年度実績ということでホームページのほうで公表している時間は58.7時間で、1.09倍増加をしている状況でございます。ただ、これにつきましては超過勤務の上限時間を一応定めておまして、計画策定時は60時間ございましたけれども、現在は80時間ということにしてございます。上限時間が1.3倍にふえている

中で、超過勤務時間は1.09倍だったということで、そこから計算しますと18%ぐらいの、超過勤務のほうは縮減をしているのではないかとということで捉えております。

それともう一点の目標が育児休暇の取得率ということでございますけれども、当村におきましては、育児休暇の取得率は100%になっているということでございます。

この行動計画、いろいろ項目は書いてございますけれども、いろいろな取り組み、どうしてもやらなきゃいけないということじゃなくて、こういったものを目標に管理職は行動を行っていくということで策定をしてございます。そういったことで、そういった成果というか、目標に対する数値もそういった状況になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（清沢正毅君） 塩原議員、再質問ございますか。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） 私も、ホームページでその実績のことについては見ております。ただ、ちょっと私がこの行動計画というものについて、職員が知らなかったというのが、この計画の名称そのものも、そういったことにちょっとショックを受けたわけでございます。内部のことですのであれなんです、この行動計画をしっかりと実践していくことが男女共同参画だと私は思っておりますので、そういった取り組みをしっかりと、全職員が認知し、グループウェアでも見るようになっていようなんです、それも確認できていないというようなことも聞いております。ですので、そういったこと環境整備も含めてしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思ひます。

それで、先ほど男女共同参画計画は必要がないというお話がございました。村はできているから要らないという。いろんな組織、審議会の中に占める女性の割合はちょっとお話がございましたが、この男女共同参画計画そのものの理念とか国の法律、それから県の計画とか、そういったものをもし仮に理解していれば、これはつくりたいわけにはいかないというふうに思ひますが。それで、実は前回、村の総合計画の後期計画の中に、新計画を平成26年策定と書いてあります。そのときにそういう判断をされたのかどうかでございませう。

では、ちょっと私はその本論に入っていきます。なぜ必要かと、私の思うところでございますが、その理由は、いまだに男は仕事、女は家庭という固定的性別役割分担の意識が根強く残っていると思ひます。1つの例として、確かに女性の就業率は高くなりました。しかし、その内容はパートやアルバイトなど非正規雇用が多くなっている、最近多くなっている

んだそうです。こういった統計資料があります。これは何を意味するのか。そういったところを見きわめる必要があるかと思えます。村の計画をつくるに当たり、現状はどうか把握していますか、現実を。これから少子高齢化に対応するためにどういう姿を目指すか。女性は労働力として必要とされています。人的資源として必要とされているんです。そのために村はどうするか。これが男女共同参画計画なんです。これらを明確にして、つくるだけではない、村民にも協力してもらわないとこれはできないです。企業もそうなんです。事業所にも協力してもらわなければいけない。そのための計画だと私は考えます。国の言うとおおり、男女共同参画は村にとっても21世紀の最重要課題と捉える必要があるかと思えます。

したがいまして、これから向かう生産年齢人口減少の中、労働力として、またむらづくりの多様な人材確保という意味から、女性の活躍できる環境整備の重要性、この環境整備です。これを改めて認識しなければいけないと。女性は子供を産み、育て、これだけでも社会的に大変重要な役割を果たしながら、さらに仕事を持ち、隣近所の付き合いを初め、趣味やボランティア、介護など多方面に、しかも精力的に活動しています。私はこうした多くの女性を知っています。でありますから、それぞれの培った経験と知識を何とかむらづくりに役立ててもらえないかと、常日ごろ感じております。

そこで提案なんです。先ほど説明にもありました。村長、積極的に女性の登用をしているというのは承知しております。これからなんです、来年はたまたま総合計画をつくる、そういった政策決定のような場に女性の参画を50%というような、そんな水準まで持ち上げるお考えはないかどうかということです。確かに総合審議会という手もあるでしょう。でも、そのためには、総合審議会にもそういったことをきちっと理解してもらう必要があると思えます。私、ちょっと調べたんですが、環境基本計画、来年つくります。ここにおける環境審議会は総合審議会のメンバーが下りてきておりますので、15名中8名ということで、これはいいかなと。環境問題は大事です。現在の総合計画審議会でございますが、これは前回ですが、23人中6名でした。

もう一つ、最近よく耳にします防災計画こそ女性視点を施策に活用することが必要だと言われております。現在防災会議は、役職上のこともあるかもしれませんが、職員以外女性は不在です。こういったところもしっかりと女性の視点を捉えた、災害における弱者に優しい計画をつくっていく必要があるのではないかと考えているところでございます。こういった提案について、村長、どのようにお考えかお願いいたします。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） ただいま、塩原議員の男女の参画ですが、今おっしゃられた中で、私もおっと思いましたのは、まさに災害対応のときの女性の対応、これ非常に大きいウエイトがあると思います。これについては十分、私としても今後の行政の中で生かしていきたい。以上であります。

○議長（清沢正毅君） 塩原議員、再質問ございますか。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） 前向きなお答えをいただきました。まさにそういうことだと思えます。

最後の質問といたします。

県の計画、第4次男女共同参画計画がこのごろできました。その中を見ましたら、先ほど総務課長がおっしゃったとおりです。77市町村のうち、残りのところを平成32年目標として全ての市町村策定というふうに書いてありました。県はこの秋、この女性の法律とあわせて男女共同参画計画も合体したマニュアルを調製するような計画でいるようです。ぜひこうしたマニュアルを参考にしながら、朝日村の女性が活躍するための基盤整備のために、みんなが同じ方向を向くような計画にしないと、表面上はわかっているけど中身はどうかということとはわかりませんので、そういった方向に前向きに取り組んでいていただきたいと思いますが、そこのお考えを再度村長に伺います。お願いします。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） ただいまの意見については十分お聞きをしておきます。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 塩原議員、再質問ございますか。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） 以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（清沢正毅君） これで塩原智恵美議員の一般質問は終わりました。

それでは、昼食の時間をここでとりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

午後の時間は13時15分から再開したいと思いますので、よろしくお願ひします。

休憩 午前 11時42分

再開 午後 1時15分

○議長（清沢正毅君） それでは、予定の時間となりましたので、一般質問、午後の部を開始したいと思ひます。

◇ 林 邦 宏 君

○議長（清沢正毅君） それでは、引き続きまして順番で進めさせていただきます。10番、林邦宏議員。

林 邦宏議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） 10番、林 邦宏です。

私は2件について質問させていただきます。

1番といたしまして、ニホンザル被害対策は。

ニホンザルは、北海道と沖縄県を除く全国に生息し、特に森林率の高い長野県は生息数ではトップとされ、里山における食害は全県で発生し、その対応に苦慮されております。87%が山林で、総延長24キロに及ぶ有害鳥獣防護柵が敷設中の当村においても、ニホンザルの出没は防護柵が敷設されている地籍では6月下旬から始まり、食害は全ての農作物に及んでおり、8月下旬からは色づきだした庭木のヤマボウシやイチイの実に取りつき、山沿いの集落周辺はニホンザルの餌場化の感があり、また出没範囲も昨年よりさらに広範囲に及ぶ。出没頭数の増加で、子猿を背負った母猿も場所によっては見受けられ、人間を恐れない、むしろ威嚇され、驚異を感じた住民も多くおられます。

ニホンザルの個体数は増加し、活動域を村民の居住域に拡大し、今のところ人災には至っておりませんが、村民の安心・安全、財産を守るためには、昨年度から執行されている緩衝



帯の整備事業にさらなる施策の執行が必要です。ニホンザルの食害は、農業者の営農意欲を低下させ、耕作放棄地の増加を招きかねません。そこでお尋ねいたします。

1 としまして、農林水産省有害鳥獣駆除奨励金制度を活用し、個体駆除がより積極的にできる環境づくりはしませんか。

2 番目としまして、平成29年度のニホンザル被害対策事業計画の結果をお願いします。

3 番目としまして、平成30年度のニホンザルの被害対策事業計画は。

4 番目としまして、猟友会の活性化と士気を高める施策は。

5 番目としまして、関係住民に対する被害防止の啓発活動の実施をお願いしたいと思いません。

以上です。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） それでは、林議員ご質問のニホンザル被害についてでございます。

初めに、既にご案内のとおり、当村では平成21年度から鳥獣被害防止柵の設置を行っております。設置の進捗にあわせ被害も減少しているところでございます。しかしながら、猿による被害は平成28年が16件で、サニーレタスを中心に51万円、平成29年11件で、モロコシ等を中心に13万円の被害額となっており、本年度も8件の被害を確認しております。これは通報があったものを一定の単価で算出したものでございますので、実際の被害数、被害額は増加するものと捉えております。

このことから、猿については柵の設置だけでは被害に歯どめがかからない状況でございます。猿の出没の状況についてはこれまでも報告をさせていただいたとおり、防止柵に隣接する立木を使う場合や、柵の金網をよじ登り、電柵線に触れることなく隣接する立木に飛び移り、田畑や住宅へ侵入する状況が多く見られております。

そこで、平成28年度から、柵の設置とあわせ緩衝帯の整備も行っており、整備を行った地域では、一部を除き出没件数は減少しているところでございます。そのほか、猿の出没については自己防衛を基本としておりますが、状況に応じ猟友会が銃器による駆除や追い払いを行っております。また、個体数削減策については、銃器によるものと、おりでの捕獲によるものがあり、当村では本年度も県から10頭の駆除許可を得て、銃器による駆除と、出没する

箇所が限定している箇所へは捕獲おりを設置しているところでございます。

議員ご質問の捕獲駆除に対する報奨制度の活用についてでございます。

この制度につきましては、例年林議員からご質問がありますのでお答えしておりますが、鳥獣被害防止総合対策交付金として国庫補助の事業となっており、県へ申請し、事業を行うものでございます。近隣市村では、猿を含めニホンジカ等の被害が多い地域で取り組みがされております。当村では防止柵を設置し、緩衝帯整備を行うことにより対応を行っておりますので、これまで同様、制度の活用の計画はございません。しかしながら、猿被害については冒頭述べたように出沒が見られることから、当該地域の皆さんが積極的に柵の管理を徹底されるとともに、緩衝帯整備の推進と捕獲おりの設置などの対応は引き続き行いたいと考えております。今後も猟友会と調整を行う中で、朝日村鳥獣被害防止対策協議会が検討されると考えております。

次に、平成29年度のニホンザル被害対策事業計画の結果と平成30年度の計画についてでございます。

この計画については、年度当初、鳥獣の捕獲等許可申請を行う際の計画として県へ提出し、これに基づき許可を得ているものでございます。この計画内容は、これまでの被害状況から生息情報マップを作成し、当村では古見地域に2個体群、針尾、西洗馬地域にそれぞれ1個体群、計4個体群を設定し、個体群ごとに捕獲頭数を定め、例年10頭の捕獲許可を得ております。そのほかの対策目標として、地域での追い払いの呼びかけ、農作物の取り残しの除去、防止柵緩衝帯の管理体制づくり、目撃情報の収集といった計画となっているところでございます。

平成29年度の結果として、ただいま述べた対策を行っており、捕獲については西洗馬地域において1頭の捕獲を行っております。平成30年度の計画については、各個体群での捕獲頭数に違いはあるものの、村全体での10頭の捕獲を行える計画となっております。

次に、猟友会の活性化と士気を高める施策についてでございます。

朝日村猟友会は13名（年度当初）が所属しており、村内の鳥獣被害防止の駆除や狩猟登録手続などのショウエンチク猟友会朝日支部としての活動を行っておられます。村では、鳥獣被害防止の駆除を中心とした活動への補助やハンター保険、鳥獣被害防止駆除保険の保険料の負担などを行い、猟友会への支援を行っているところでございます。

駆除活動では、猿などの出沒の際には会員へ速やかに連絡をし、上條猟友会長みずから積極的に現場へ出動いただくなど、猟友会と連携を図り実施しているところでございます。近

年は全国的に会員数が減少しており、当村猟友会としても会員確保が課題であると捉えております。これについても、猟友会と連携する中で必要な支援も検討し、村としても会員確保を支援していきたいと考えております。議員から、積極的にぜひ会員加入をしていただくことにより、会としての活性化にもつながると考えておりますので、お願いいたします。

次に、関係住民に対する被害防止の啓発活動についてでございます。

これについては、朝日村鳥獣被害防止対策協議会が中心となり対策を行っておりますので、引き続き防止柵と緩衝帯の設置にご理解とご協力をいただくとともに、地域では柵の管理をお願いするものでございます。地域への依頼については、区長会、地区町会の際にもお伝えをしており、村の広報、回覧板等でも引き続き周知をさせていただきます。また、協議会では追い払いに使用する物品の貸し出しや配布を行っておりますので、地域の皆さんには積極的にご活用いただき、自己防衛に努めていただくようお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） まず、農林水産省の奨励金制度をぜひ活用していただきたいという、そういうのが猟友会のほうからも随分私のところにそういう声があります。やはり、現在猟友会としては、行政のほうから35万円、それからJAのほうから35万円、70万円の補助金を受けて対応しているということで、それを活用したらどうだいという、そういう傍からの意見もあるけれども、それはこの個体の駆除のところまでは及ばないと、内容的には。そんなことで、猟友会長、それから三役は、その猟友会の三役手当の中で準用しているということで、それにも限度があって、とにかく国でちゃんとイノシシ、それから鹿には7,000円、それからお猿には8,000円の、捕獲すれば報奨金が出ていると。ぜひそれを朝日村も導入して、これが私は、猟友会の皆さんの意見を聞きますと、やはりそれが多少なりとも張り合いというのか、士気もしくは活性化につながるんじゃないかと、そういう意見を聞いておりますし、なるほどなということで、それについてはぜひ再度導入するよう、これからやれば間に合うことですから、ぜひ対応していただきたいと思っておりますけれども、その辺、再度ご回答いただきたいと思っておりますけれども。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） 報奨制度につきましては先ほども述べたとおり、現在のところ活用する計画はございませんが、お金だけ払えば猟友会の士気が高まるとか、活性化につながるというものでもありませんので、先ほど述べたとおり、猟友会の活性化なり士気については、報奨制度以外の部分でも対応できると思っておりますので、お願いしたいと思えます。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） 皆さん、猟友会の方と会ってお話を聞きますと、やはり猿を撃つても、簡単に言えば自分の同類項を射殺するという思いで非常に気が重いと。ただ、住民の人たちが非常に困っているということは重々承知だと。だから、やはりそれに対しては貴重な、簡単に言えば鉄砲玉の費用ぐらいはないと維持も難しいよということで、先ほどそれ相応の保険金なり補助はしているとはおっしゃっていますけれども、やはりそれだけでは皆さん士気は上がらないんじゃないかと。ぜひ、これに関しては緩衝帯なり防護柵でやっているけれども、やはりそこにはもう、お猿に関しては防護柵があるからそこで住み分けができるという、そういうレベルではないんじゃないかと思えます。やはり、彼らは自分の視界の中に自分が食べられそうだと思う、餌なりそういうものがあると思えば、もう手当たり次第にそれに飛びついています。ことしなんか見えていますと、やはり本当にありとあらゆる作物です。だから、もう里山の山沿いの人たちが何をつくっていいかと。つくれば必ず、その時期、収穫、もしくはそれなりに成長した時点でお猿に妨害され、そしてそれがだめになっちゃうということで、非常に就農意欲も低下し、それから従来村長がおっしゃっていた朝日村の健康寿命の延長は、センゼ畑で知人もしくは家族に旬の野菜をつくってやって、それを生きがいにしているという方も結構いるんですけど、これから何をつくっていいかわからない。つくってもお猿にやられちゃうというようなことで、非常にそういう面では失望感を持っております。ぜひそういうことで、追い払いも結構なんですけれども、追い払いもしっかりとしたそのノウハウなり、そういうものを得ていけばいいんですけれども、ロケット花火を発射させたりなんかする程度でやっていけば、やはりお猿さんから見ると、お前何をやっているんだいと、そんな形で、逆にこちらが威嚇を受けて非常に恐怖を覚えるということで、

ご婦人の方、もしくは子供さん方になると相当のあれじゃないかと思います。

それと、ことしも向陽台の分譲のほうにたくさん出て、そして皆さん非常にイメージダウンなり、恐怖を覚えた方もいると。それで、今現在、先ほどの話の中では3期分譲も考えて、これから18日に住民に説明をするというような話になっていますけれども、やはりそこに住んでいる住民の方は非常にイメージダウンがあり、なおかつこれからもろもろのお猿に対する恐怖感が湧いてきて、ましてや人災になった場合はどなたが面倒を見てくれるんだいというような形で、やはり銃器による、そういうところで発砲できるかについては定かではありませんけれども、里へ出てくると恐いんだという、そういう思いを猿軍団にしてあげないと、これはもう全く手に負えないと。

そしてもう一つ、猿は学習能力があるというのか、緩衝帯のところも、出てさえくれば、あとはどうやっても帰れるという形で、もう子猿に関しては有害鳥獣の防護柵の山側には500ミリぐらいの折り曲げたところがありますけれども、その下をしっかりと穴を掘って、そこから出入りすると。帰っていくときは、非常に安易に帰っていくと。そういうことで、猿にとっては、人間の住んでいるところへ出てくれば餌にありつけると、そういう気持ちももう植えつけられているんじゃないかなというふうな感じがいたします。

とにかく、この履歴の中というのか、猿の、ちょうどこれを見ますと、29年度の事業目標の中に、これは曾倉沢の関係の資料なりデータが載っていますけれども、電気柵が猿用のものでないため余り効果が出ていないと。だから、電気柵に猿用とそうでないものがあるのかどうか、それも改めてお答え願いたいと思います。

それと、どうしても猿に関しては、やはり相当こちらが取り組んでいって積極的に動いていかないと、猟友会の人たち、もしくはそれにまつわる人たちの協力がないと、これは効果が出てこないんじゃないかなと思います。ちなみに松本管内というんですか、この中でも実績を調べてみましたら、例えば26年には朝日村は捕獲ゼロです。松本の管内では総数が364頭、お隣の山形村は6頭。それから27年度も朝日村はゼロです。それで、捕獲頭数は山形村は28頭、松本管内は492頭。それから28年度も朝日村はゼロです。それで、山形村は33頭、それから松本管内では429頭。29年度は先ほどおっしゃっていた、朝日村は1頭です。山形村は10頭、平全体では295頭ということで、これをざっと見ますと、朝日村と山形村では相当な差が出ていると。この差はどういうところから来ているかなと。山形村に聞いてみますと、やはり人員は17人の猟友会員だそうです。ただし、違うところは小まめな見回り等、そういう形を年間最高では280日ぐらいやっていると。これは猟友会の人、もしくはシルバ

一業務みたいな形で対応しているということで、確かに山形村は一網打尽というのか、猿の  
おりがありまして、そこにしっかり入ってくれたらば、その場所では大量捕獲ができる可能  
性を持っていますけれども、やはり朝日村は、そういう面では、これから24キロの防護柵を  
つくるわけですね。そういう中で対応していくと。猿でない、効果が出ないという表現をし  
ていますけれども、それは何なのか、その辺ちょっととくとお聞きしたいと思いますけれど  
も。現在、もうそれで22キロ近くを敷設してあると思うんですけれども、それとこの曾倉地  
区にある防護柵と猿の電気柵とがどこが違うのか、その辺を説明お願いしたいと思います。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） それでは、林議員の3番目の質問についてお答えさせてい  
たきますが、まず電気柵の件でございますが、電気柵についてはご存じのとおり、大型動物  
から多少小さい動物まで対応できるようになっております。ただ、先ほど答弁でもさせてい  
ただきましたが、猿については柵を登ったり、立木を使って出てくるという状況でございま  
すので、緩衝帯整備とあわせた柵の整備が必要だということで、28年度からも緩衝帯整備が  
行われていない地域については、議員の皆さんにもご協力いただき、地域をまとめていただ  
き行っておりますので、決して今の柵が猿用じゃないからということではなくて、効果がない  
わけではないんですけれども、使い方だと考えておりますので、お願いしたいと思います。

それから、頭数の関係ございましたが、当村については先ほどから述べているように柵を  
設置してきておりますので、そういうことで効果も出ております。例えば山形村さんではそ  
ういう柵を設置していないことにより、対策としておりを設置して捕獲をしております。お  
りでの捕獲ですので、一度にとれる頭数がふえますので、そういう形で頭数もふえるかと思  
います。当村においても、出没の報告がありますと猟友会の皆さんに連絡をして現場に急行  
していただくわけですが、行った際には既にもう猿はいなくなっているというような状況も  
あり、なかなか捕獲というところまでは至っていないということで、捕獲頭数についてはそ  
れぞれ市村によって差が出ているものと考えております。

あと、地域の皆さんには、先ほどからも述べておりますように、追い払いやそういうこと  
により効果が出るということで聞いておりますし、まず、猿が出てこないようにするには、  
先ほど林議員がおっしゃってございましたとおり、猿が出てきたところが怖いという意識を持  
たせない、それは猿が出てくるということで、これは県の担当のほうでも言っています。

そういう形で、地域の皆さんには地域ぐるみで猿の追い払いという形でやっていただくことが効果があるかなと考えておりますので、お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） この被害情報マップの中にレベル2とかレベル3という表現がされていますけれども、これについて具体的にどういう内容なのか、説明をお願いしたいと思います。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） 林議員ご質問の生息情報マップです。

先ほど答弁でも、朝日村村内に4個体群を設定しているということでお話をさせていただきましたが、そこで被害状況のレベルを県の被害防除対策計画案の被害レベル評定に基づきまして、策定マップのほうにお示しをしているところでございます。このレベルについては基準がありまして、1から4レベルありまして、4が一番被害が発生したりする状況でございまして、当村においてはレベル3という形で表示をしております。これは、山間部において個体群が農地に季節的に出没するとか、人の姿を見ても逃げない場合があるとか、そういうような状況がレベル3という状況になっております。レベル1は、人の姿を見たとすぐ逃げるとかそういう形で、状況によってレベルが決まっているものでございます。このレベルについては県のホームページ等でもお示しがされておりますので、またご確認いただければと思います。

以上です。

○10番（林 邦宏君） すみません、2の件。レベル2なのですが。

○産業振興課長（上條靖尚君） レベル2ですか。レベル2は、頭数がまれに収穫後の農地に一時的に出没する。人の姿を見ると逃げるとかというものです。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） 防護柵の、あと24キロ近くなるまでには、今年度が800メートルで費用が1,400万円、それで来年度が2,000メートルで3,000万円という費用が計上されておりますけれども、これについてはしっかりと緩衝帯が整備されて、それによって防護柵が設置されるという、そういうステップを踏まれているのかどうか。その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） 柵の設置については、予算的には30年度も3,000万円という形で協議会へ支出をし、協議会の中で発注をしていきますが、設置については、計画では柵の設置、あわせて緩衝帯の整備ということで28年度から実施しておりますので、今年度についてもその計画で実施しておりますし、昨年度に引き続き緩衝帯のみの整備については、西洗馬地域を中心に引き続き行っていく予定となっておりますので、お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） 今、進められております県営の中山間総合整備事業で何箇所かありますけれども、ニホンザルが出てきそうだと思う箇所が御馬越原とか、御道開渡原とか、それから北村の原野とか、それから本郷というような形になってはいますが、この辺に対してはもう既にその辺の対応はできているか、できていないか。ぱっと見た場合、特に北村と大石原の間とか、村内にも防護柵があるんですけども、その防護柵はあたかもグリーンの壁のように何も手を入れないで、そこに草木が茂ったり、もしくはつるが生い茂っていると、そういう箇所も見受けます。だから、その辺についてはどのような対応をするのかと。

それでもう一つは、やはりこの地区、当然耕作者は土づくりのために一番簡単なというのか、一番やりやすいというのは、例えばスイートコーンみたいなのを作付けして、そして土づくりを対応するというような形をとられるんじゃないかなと思います。そうすると、やはりそういう箇所にお猿の好きなものをつくると、やはりお猿にしっかりとそれが狙い撃



ちになって対応されるというようなことが考えられるんですけども、その辺はどのようにお考えになっているのか、その辺もお聞きしたいと思います。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） それでは、まず中山間の整備を、事業箇所についてでございますが、ご承知のとおり、御馬越原、御道開渡のザッコ、北村から大石原地区にかけてでございますが、ここについては既に緩衝帯、それから柵の設置は終了しております。一部御馬越原についてはキャンプ場が鎖川沿いにある関係で、鎖川からの出沒については地元からも対応をとということと言われておりますので、今後、また鳥獣対策協議会の中で、キャンプ場を含めてどういう形で柵の設置対応をするかは、検討する予定となっております。

また、管理についてでございますが、先ほども述べたとおり、地域の皆さんに管理についてはお願いをしております。ですので、つる等が生い茂っているような地域については引き続き管理をお願いしたいと思っております。

あと、作付けについては、実際に農家の皆さんがどういう作付けをするかは今後になるかと思っておりますので、状況を見る形にはなるとは思いますけれども、ちょっとその辺については、いずれにしても猿の餌になるような作付けは控えていただくという形になるかと思っております。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） 何ですか、お猿の餌にならないようなものをつくってほしいというような意味合いをおっしゃっていましたがけれども、やはり、そういう箇所というのは、圃場整備をした後というのはどんな土壌になるかも定かでないし、やはりそれを耕作する方は、やはり早くもろもろの作物ができるようなということを願って対応するんじゃないかと思っております。ですから、そこにはもう何をつくってもいいよというような、やはりそういう環境にしていかないと、この効果というのは出てこなくて、最終的には耕作放棄地になるような運命をたどることも考えられますから、その辺については十分に配慮して、そしてなおかつそういうところには、しっかりと追い払いなり何なりの対応ができるような体制を整えて、そして圃場整備なり、整備をしてよかったと、そういう地主からお声のいただけるような、

そういう施策をぜひ講じていただきたいと思います。

以上でこの質問は終了します。

○議長（清沢正毅君） 林議員の1問目の質問は終わりました。2問目の質問をどうぞ。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） それでは、2問目の質問をさせていただきます。

村道87号線道路改良に当たって。

この道路事業は、平成27年11月15日の上組地区の出前村政の折、行政から提示され、間もなく3年となります。生活道路村道西洗馬7号線は、冬場凍結で極めて危険な道路だから、日当たりのよい向陽台から県道に安全で安心して通行できる歩道付きの村道を計画するとの説明でした。

当初計画は、起点が向陽台で、雨水排水路を含め道路幅員は9メートル、全長342メートルとの報告でしたが、設計段階では全道路幅員は9メートルでなく、県道に接する終点に近い2軒の住宅付近で幅員が3メートルぐらいに狭まってしまうが、9月から工事は開始する。今後も地権者とは用地交渉を継続して、合意にこぎつけて計画どおりの村道にすると説明を受けております。この村道の排水方式は自然浸透方式で、4基の浸透ますを保有し、末端の排水路は保有しておりません。そこでお尋ねいたします。

村道の幅員が計画どおりの9メートルになるのはいつですか。

2番目としまして、近ごろの異常気象下でこのような排水方式採用した経緯は。維持管理はどのような計画なのかお聞きしたいと思います。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

塩原建設環境課長。

〔建設環境課長 塩原康視君登壇〕

○建設環境課長（塩原康視君） 林議員ご質問の、村道87号線道路改良についてのうち、幅員が計画どおりの9メートルになるのはいつかについてお答えします。

初めに、道路改良事業村道西洗馬87号線道路改良の設計概要は、延長342メートル、車道幅員5.5メートル、歩道幅員2.5メートルであります。この改良事業は、県道へのアクセスがよくなることを目的とした道路改良であり、車両幅員が一部狭くなる部分がありますが、関係者の皆様のご理解とご協力により、歩行者の安全対策の高い効果が期待できる歩道が全線整備されることになりました。また、この道路改良事業は平成29年度からの繰越事業であり、辺地対策事業債の総合整備計画に位置づけされている事業であるため、平成30年度末に完了

する事業であります。

したがって、道路幅員が全線9メートルになる時期につきましては、道路完成後の利用状況から、利便性、安全性等を含め検討し、整備に取り組んでまいります。

続きまして、ご質問の排水方式の採用経緯と維持管理の計画についてお答えいたします。

新設される道路は、接続する県道に排水設備がないため、排水施設として浸透施設を設置し排水処理する計画です。設置する浸透施設は、車道部分へ幅30センチの浸透側溝と深さ2メートルから4メートルの角型浸透ます4カ所です。

設置予定の浸透施設の採用経緯であります。今回の道路設計は道路構造令及び道路土工要綱に従い設計を進めました。道路設計では、側溝断面方式の決定において、雨水量の算定が必要であります。そこで、長野県設計基準により、計画地点である松本領域の標準降雨強度、1時間当たり90ミリの降雨強度式を採用しました。この標準降雨強度とは、気象庁が過去のデータから3年に1回、1時間に90ミリの雨が降ることが起こり得るとしているものであります。なお、1時間当たり90ミリの降雨となれば土砂災害の発生が高まりますので、村全体が災害に備えた対応をとることになります。

次に、適切な流末処理方法については、新設道路からの排水を極力河川あるいは排水路まで導くように計画することが必要であります。計画地点の条件を検証し、今回検討を行いました。当該計画地点は、道路新設に伴い発生する雨水排水に対し、流末となる県道部分の既存排水施設が脆弱であり、したがって、道路改良に伴い新たに発生する雨水排水に対しては地下浸透させることが適切としました。さらに、当該計画地点の地質調査と、畑からの表土の排水設備への流入の想定についてあわせて検討を進め、予想される条件を総合的に検討した結果、採用する浸透施設は浸透性能が高い浸透側溝と、土等の目詰まりに対して浸透処理の高い効果を期待できる角型浸透ますを併設する方式に決定となりました。

次に、排水施設の維持管理についてお答えいたします。

整備直後に、浸透ますの水を地下に浸透させる穴の高さまで泥がたまってしまわないと思いますが、泥がたまることは想定されます。これに対しましては、定期的な確認により、たまっている場合は泥上げ除去をして維持管理に取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（清沢正毅君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） まず、最初の幅員が342メートル全てが9メートルになるのは、計画ではいつを目指しているのか。せめて行政サイドでそれだけは提示してほしいという、そういう要望も近くの住民からも出ていますし、おらはそんなところ使わないからいいよというような、そういう方もいますけれども、やはりそういう声は向陽台からも出ております。

いずれにしても、あの坂を下って行って、なだらかになるんだけれども、そこがいきなり幅員が狭くなったことによって、やはり一步間違えば道路瑕疵にもつながるような、そういう事象も考えられるものですから、その辺はやはり、本来は当然繰越明許で一切を対応していますからそれは理解できるんですけども、やはりあるべき姿ではないんじゃないかなど。村道は、やはりそこを通行する住民が安心・安全で通行できるような、そういう道路でなくちゃいけないということで、そういう制約された、もしくはそういう不具合を持った道路というのは短期間に修復しなくちゃいけないなというふうに私は思っております。

ですから、今まで発してからある時間がたっていて、今後もそれが可能かどうかのなにかについては私定かではありませんけれども、このぐらいの時期にはこうなるんだという、そういう物事の計画にはちゃんと終点があるはずなんですけれども、その目標値を示していただきたいなと思います。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

塩原建設環境課長。

〔建設環境課長 塩原康視君登壇〕

○建設環境課長（塩原康視君） ご質問の、道路が全線9メートルになる時期ということでありまして、先ほど回答させていただきましたが、この30年度末をもちまして事業が完了となり、以後検証を進めていくということでありまして、毎年道路施設についての交通安全の状況について点検を行う機会がございます。これは、朝日村通学路交通安全プログラムといたしまして、協議会により年に1回、もしくは2回点検をしているところであります。この団体としましては松本建設事務所、塩尻警察署、塩尻交通安全協会、小・中学校のPTA、そして朝日村の総務課、産業振興課、建設環境課、教育委員会ということで、各種団体が集まりまして、道路状況につきまして、それが安全であるか、適正であるかということのチェックを行っております。このチェックにあたる交通安全プログラムというのは、道路改良等を行う補助金の採択にも需要要件としてなっているものであります。ということで、このチェック機能を生かしまして今回改良される道路、一部幅員が狭くなりますけれども、その狭くなったところが拡幅が必要であるか、交通安全上大丈夫であるかということ

をチェックいただいて、その結果をもとに村の財政計画の中で進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） あと、自然浸透の浸透ますが深さ2メートル、もしくは4メートルというようなことで、これは当然そういう田舎の村道に関しては、そういう事象は起こるんじゃないかろうかと。そして、それを一歩誤っちゃうと、もう冠水するとか、そういう問題があるんじゃないかなと思います。

私もこれに関しては非常に心配だったものですから、松本建設事務所管内で近くにそういう事業をやったところを見ていきますと、やはりそれなりきの点検、それから補修なり清掃をしていかないと、この装置は機能が発揮できないと、そういう内容を持っているものですから、そういうのが朝日村に本当にいいのか。本来ですと、新設道路というか、改良道路になっていますけれども、やはりその周辺の住民の方に不安をもたらせないような、そういう建設方法でいくのが本来のあるべき姿で、最初から正しくやるというのが道理じゃないかなと思います。やはり、幅員が狭くなったり、それから自然浸透で自然排水量がなくて、そしてなおかつ、いつ何時それが目詰まりするかわからないような、そういう施設というのはやはり建設すべきじゃないかなというのが私の持論ですけれども、その辺については時間がないと思いますけれども、いずれにしても、そういう含みを持っている道路をつくるということが本当に村民のためになるのかどうかということに関しては疑問を持ったままでこの質問を終わる形になりますけれども、その辺を十分に行政の方々は認識して、少なくともそういう心配事がないような対応をぜひとっていただいて、それ相応のランニングコストがかかるんでしょうけれども、ぜひそういうところからあふれて冠水して、住宅に水が入ったとか、それから畑の作物が台無しになったとか、そういうことにならないような措置を講じて対応していただきたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（清沢正毅君） これで林邦宏議員の一般質問は終わりました。

◇ 高 橋 廣 美 君

○議長（清沢正毅君） 次に、1番、高橋廣美議員。

高橋廣美議員。

〔1番 高橋廣美君登壇〕

○1番（高橋廣美君） 1番、高橋廣美です。

私は、今回2問質問をさせていただきます。

まず第1問目でございます。広域連携による観光振興についてということでございます。

先般行われた鉢盛登山マラソンは、村民が驚くほどの大きな反響を呼び、大勢の参加により無事終了することができ、近年ブームとなっている登山マラソンの有力な山、またすばらしいコースとして選手の脳裏に焼きついたのではないのでしょうか。

当村には幾多の観光施設がありますが、鉢盛山というまさに自然そのものいかに多くの人たちが関心を持っているかという新たな認識を植えたイベントであったと思います。

さて、当村には昔から登山、トレッキングコースとして親しまれ、またその景観は鉢盛山をしのぐほどだと言われているハト峰高原があります。この高原は隣の山形村に続いていることから、両村の連携、また隣接の松本市の協力もお願いし、まさに広域連携で観光地としてのハト峰高原の復活はできませんでしょうか。木祖村から鉢盛山、そして朝日村のハト峰高原から山形村清水高原へという山岳ロングトレイルとして全国に発信したらいかがでしょうか。当局の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対しまして、当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） それでは、高橋議員ご質問の、広域連携による観光振興についてお答えをさせていただきます。

まず、高橋議員のご提案にもありました鉢盛山登山マラソンでは、県内外から多くのランナーの参加をいただき、また、大会運営につきましては、実行委員や運営スタッフとして延べ100名を超える皆さんからご協力をいただき、無事終了することができました。改めてお礼を申し上げます。この大会の今後につきましては、今月末に実行委員会が行われますので、次回開催について検討がされる予定となっております。

それでは、議員ご提案の、広域連携での観光地としてのハト峰高原復活と鉢盛山からハト

峰を經由し山形村清水高原への山岳ロングトレイルとしての発信についてでございます。

初めに、ハト峰への登山ルートについてでございます。ハト峰への登山ルートとして、これまでは林道舟ヶ沢線から林道大舟線を經由し、林道終点まで車両で行きまして、登山道を登るルートが一般的に利用されており、昔の話になりますが、小学校の遠足でハト峰への登山が行われていた記憶がございます。また、三区生産森林組合の所有林であり、森林整備が行われ、あわせて登山道も整備がされてきたところでございます。現在は、保育間伐などの森林整備も終わりを迎えており、登山道の活用も減り、整備の必要性が薄れるとともに、平成28年度の雨水による倒木被害が発生しており、現在、県の保安林整備として要望を行い、復旧を計画しているところでございます。これにより、登山道の整備も行えるものと捉えております。

また、提案いただきました鉢盛山からハト峰経由の、清水高原までの尾根道については、一部松本市による整備と山形村での整備が行われていると聞いておりますが、延長も長く、トレイルコースとして活用を行うための整備には費用と時間もかかり、慎重な対応が必要であると捉えております。しかしながら、近年では山に親しむ機会を得て山の恵みに感謝するといった山の日の制定がされるなど、登山や森林浴、また鉢盛山登山マラソンのようなトレイルランニングなどの山への関心が高まっており、長野県では山岳観光も進めているところがございます。

関係の両市村では既にこのようなイベントが行われており、松本市では美ヶ原高原ロングトレイル、ツール・ド・美ヶ原高原自転車レース大会、全日本マウンテンサイクリング in 乗鞍などございまして、山形村では信濃山形清水高原サイクルロードレースなどが開催されておまして、当村では今回初めての鉢盛山登山マラソンの開催でありました。各市村それぞれのイベントが既に開催されておりますので、今後そのようなものが検証、評価されてきてくると思っております。今後、議員ご提案についても、このようなことから機運が醸成されることにより取り組みが検討される、考えられると捉えております。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 高橋議員、再質問はございますか。

高橋議員。

〔1番 高橋廣美君登壇〕

○1番（高橋廣美君） ありがとうございます。

信越トレイルというのがありまして、これは平成12年、調査段階から8年の歳月を経て平

成20年に全線開通したと、こういう、非常に、長野県から新潟県という、これは80キロという超ロングディスタンスといいますか、そういったコースになって、それが完成したと。これは国とか長野、新潟両県、そして隣接する9市町村、そして地域内の関係団体、アウトドアメーカー、そして何よりも多くの一般ボランティア、こういった人たちの協力で完成したというふうに聞いております。

この、今私が提案しております木祖村から朝日、山形といったところで、開発は鉢盛から清水高原までが主だと思いますけれども、これは両観光協会とか、そういった山岳関係といえますか、そういった皆さんの協力を得て、そういう機運が盛り上がればこれは可能であるとそういう答弁と受け取ってよろしいでしょうか。もう一度お願いします。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） 高橋議員の2問目のご質問にお答えさせていただきますが、高橋議員がおっしゃるとおり、信越トレイルのように一般の皆さん等がボランティアで参加をし、整備をしてつくっていく、そういうコースもございます。今回ご提案いただいた鉢盛山からのコースにつきましても、今後そのような地域の皆さん、住民の皆さんが一緒になって取り組むような形での整備がされていくことにより、地域がそういう、やっといこうという機運が醸成されればそういう形になろうかと思っておりますので、ぜひ地域の皆さんにはそういうことも取り組む意欲を持っていただきながらやっていただければ、こういうイベントも開催できるのではないかと考えておりますので、お願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 高橋議員、再質問はございますか。

高橋議員。

〔1番 高橋廣美君登壇〕

○1番（高橋廣美君） 私がこれは必要だと盛んに言っていると。これだけでなく、当局側としてこういった観光ルートの復活というのは必要だとか、おおいぞと、そういった考えはいかがでしょうか。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕



○産業振興課長（上條靖尚君） 3番目の質問でございますが、先ほども申し上げましたが、行政については、直接行政が行うについては、なかなか予算面とか、そういう部分もありますので難しい部分もございますので、地域の皆さんがやることによって行政が支援するというような形はとれるかと思っております。そんな形で、今後こういうイベントが計画されていくことがいいかと思っておりますので、決して行政主導がいいとは思っておりませんので、そんな形でお願いしたいと思えます。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 高橋議員、再質問はございますか。

高橋議員。

〔1番 高橋廣美君登壇〕

○1番（高橋廣美君） ありがとうございます。

こういったトレイルを開発することで、多くの町村の交流が生まれればいいなというふうにも思います。

1問目はこれで私の質問は終わりにさせていただきます。

○議長（清沢正毅君） 高橋議員の1問目の質問は終わりました。2問目の質問をどうぞ。

高橋議員。

〔1番 高橋廣美君登壇〕

○1番（高橋廣美君） 2問目の質問でございます。

森林公園の再構築による観光客の増員対策についてということでございます。

以前、中俣、檜俣入り口付近に遊歩道がつくられ、人々が憩いを求めて散策したと思えます。今もその道は生きてはいますが、満足できる状態ではありません。また、歩道の周辺は、低木といえども周りの見通しも悪く、獣に対する危険度は大き過ぎます。野俣沢キャンプ場は、水辺での遊びやバーベキューが楽しめる人気のキャンプ場であります。

そこで提案でございますが、遊歩道の周辺の低木までを切り払って、見通しのよい森林公園という形にし、新緑シーズン、キャンプシーズン、秋の行楽、冬にはまたスノーシューでの楽しみ等、そういったことでの集客は計り知れないものがあると思えます。癒しの森、すなわち懸案であります森林セラピーというのにもつながるのではないのでしょうか。当局の見解をお聞きしたいと思えます。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） それでは、高橋議員ご質問の、森林公園の再構築による集客関係についてお答えをいたします。

初めに、中俣沢、檜俣沢周辺の観光集客としての整備状況についてでございます。この一帯は、平成15年前後に県の治山事業の一環として、生活環境保全林整備事業で保健休養や自然観察の場として利用できるよう、森林整備も含め遊歩道、林間広場などが整備されたものでございます。また、中俣沢は流路溝整備の一環で、中俣せせらぎ公園として同じく県により整備がされ、野俣沢林間キャンプ場とあわせた自然と触れ合える場として活用がされてきたところでございます。例年、議員の皆さんには中俣せせらぎ公園の環境整備を行っていただいております。改めてお礼を申し上げるところでございます。

さて、この周辺の利用状況では、キャンプ場は年間3,000人前後の来場者があり、遊歩道は平成27年から地域おこし協力隊事業として森林浴ツアーを行い、活用をしております。これまでに200名ほどの参加をいただいているところでございます。本年度は、観光協会事業として継続実施をしているものでございます。

管理状況については、キャンプ場を除く遊歩道等は、議員ご指摘のとおり灌木が茂り、獣に対する危険度は大きく、管理については課題があると捉えております。また、一昨年の雨氷により、倒木とともに遊歩道にも崩落箇所があり、復旧事業を県に要望を行っているところでございます。今後の管理については、整備と活用を一体に行うことのできる組織、団体等を模索し、管理のあり方についても検討が必要であると考えております。

1問目の質問の答弁でも申し上げたとおり、山への関心は高くなってきておりますので、今後の交流人口確保の観光事業として、この周辺は観光資源の一つであり、来年から御馬越地区でのゲストハウスの運営も予定しておりますので、周辺一帯を交流の拠点として観光協会とともに活用することが、地域の活性化につながるものと捉えております。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 高橋議員、再質問はございますか。

高橋議員。

〔1番 高橋廣美君登壇〕

○1番（高橋廣美君） 先日、阿部知事が塩尻に来て県政ミーティングをやったと。その中で、里山を活用した子育てについてということがテーマであったというふうに聞いております。子供たちが安全に遊べる森林公園ということ、そういう位置づけであっても、非常に大事な

ところだなというふうに思っております。そして、知事も非常に意欲的にそういったことには取り組みたいというふうに言っているわけですから、元気づくり支援金とか、そういったもの、また新しい森林税、そういったものも幅広く広げて対応すると言っているわけですから、そういったものにも取り組みながら、費用面といいますか、それでお願いしたいと思うんですが、その辺の可能性といいますか、どんなものでしょうか。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） 高橋議員の2問目のご質問にお答えさせていただきますが、まず、あの辺一帯の整備については、村が行おうとするとなかなか財源的なものもございます。今、ご提案いただきました県の元気づくり支援金や森林税等の利用についても積極的な活用は可能かと思っておりますけれども、元気づくり支援金等についても、地元の団体の皆さんが申請して活用できる財源ともなっておりますので、ぜひ地元の皆さんからあそこの場所を整備したいというような形の中で、そういう制度を利用させていただく中で整備していただけると、また地域の場所としての活用ができるかなとおりますので、そんな対応も考えていただければと思っております。

村については、そういう部分であれば一緒に支援するようなことが可能かなと思っておりますので、ぜひ地元の皆さん、地域の皆さんからそういうような形で整備がしていただければと思っておりますので、お願いしたいと思います。

○議長（清沢正毅君） 高橋議員、再質問はございますか。

高橋議員。

〔1番 高橋廣美君登壇〕

○1番（高橋廣美君） 以上で私の質問は終わりたいと思いますが、今の質問の最後ですが、本当に森の中でチップか何かを敷いて、低木も少ない、そういったような状態にすれば子供たちも自由に遊び回れるような空間ができるかなというふうにも思っております。そんなところに、先ほど課長の答弁の中にありましたように、地域の団体、地域のボランティア、そういった人たちとの交流という面で、私もその一助となるように、ぜひ参加をさせてもらいたいというふうに思います。またご協力をお願いしたいというふうに思います。

以上で私の質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（清沢正毅君） これで高橋廣美議員の質問は終わりました。

---

◇ 上 條 俊 策 君

○議長（清沢正毅君） 次に、3番、上條俊策議員。

上條俊策議員。

〔3番 上條俊策君登壇〕

○3番（上條俊策君） 3番、上條俊策です。私は1問質問させていただきます。

災害に対する危機管理についてということで、近ごろの日本列島の各種災害を見るにつけ、当村の危機管理の対応につきお伺いいたします。

1つとしまして、県では指定する土砂災害警戒区域などの見直し調査が行われているというようなことを聞きましたが、当村もその対象で行われているのか。もし行われているとしましたら、いつごろその結果が出るのか。また、結果が出ましたら防災マップ等の見直し作成はされるのか、いつごろされるのかお聞きしたいと思います。

2つ目としては、29年9月の定例議会で一般質問させていただきましたが、今、各地区でやっております自主防災組織の住民の所属地区について、居住場所に所属するのがよくないかという質問に対して、今の地区単位でなく、別に居住場所単位で自主防災組織をつくっていきたいという答弁をいただきましたが、その進捗状況とか計画とかがありましたら、どうなっているのかお聞きいたします。

3つ目としまして、本郷の生活改善センターは指定緊急避難場所にはできないということで、もとのおひさま保育園を指定緊急避難場所にしていきたいという答弁をいただきました。ということで、その検討とか計画等はどうなっているのか。また、いつごろまでに実行、完成される計画なのか、お聞きいたします。

4つ目としまして、村では公共施設個別施設計画を年度内に作成すると報道されていましたが、計画を立て実行していくことは重要でございますが、私ども小野沢の地元では、旧役場庁舎について3月末までにというアンケートを出してあるが、その結果の報告がまだ全然ないので、どんなあれになっているのか、その結果をお聞きしたいということでございますので、教えてください。

災害はいつ来てもおかしくありません。今までも種々対策はしてきてはいますが、我々の命にかかわることは最優先課題として捉え、あらゆる角度から万全の備えを目標に、計画、

実行していくことが大切であることは誰もわかっていることだと思います。ただし、計画をいかに早く実行するかであります。地味なことであっても一つ一つ実行していく、それが大きな力、安心・安全につながると思います。当局のご見解をお聞きいたします。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 上條議員の質問でございますが、災害に対する危機管理ということで、4点について質問項目がありました。そのうち、私から4項目目の旧役場庁舎の取り組みについて申し上げます。

まず、本年の1月、区長会、地区長会で今後の取り組みについて、旧庁舎は貴重な文化財価値があり、県内唯一の市町村役場庁舎のため、今後文化財として保存、活用する方針で検討、研究してまいりたい。この方針について村民の皆様のご意見をお聞きしたいということで、これを文書化しまして、各地区でのご協議をいただいたところでございます。

この結果、各地区でも意見が分かれておりまして、両論併記の地区が6地区ありました。これを含めまして、保存については10地区、取り壊しについては11地区、意見なしが20地区でありました。この意見なしの地区は両論併記ではありませんので、これは全体の34地区中20地区は59%を占めておりますので、結論を拙速に出すべきではないと私が判断をいたしました。

そういうことで、旧庁舎についてはこれからの課題として取り組みたい。なお、私の方針としては、保存をすることで意見を聞いておりますので、今度は活用について、いわゆるどう活用するかまだ模索中ではありますが、これは時間をかけて、それによって村民の皆さんの合意がいただけるのかなど、そういう思いを持っております。

以上でございます。

なお、そのほかの項目につきましては、担当課長から申し上げます。

○議長（清沢正毅君） 塩原建設環境課長。

〔建設環境課長 塩原康視君登壇〕

○建設環境課長（塩原康視君） 私からは、上條議員ご質問の、土砂災害警戒区域の見直しの状況についてお答えさせていただきます。

土砂災害警戒区域は、土砂災害防止法により県が指定した土砂災害のおそれのある地域であります。現在の当村の区域の指定は、平成17年に土石流警戒区域31カ所、土石流特別警戒

区域27カ所、急傾斜地崩壊の警戒区域が48カ所、急傾斜地崩壊の特別警戒区域が48カ所の指定がされております。県内では区域指定が平成16年度から始まりまして、松本建設事務所管内としては当村が初めての区域指定された自治体でした。指定された内容は、防災マップとして全家庭に配布され、活用されているところであります。

ご質問にもありました県の状況でありますけれども、今年度、県では法で定められた定期的な指定区域の見直し、当村を含め松本建設事務所管内で実施中でありまして、実施中の見直しは、航空写真などから対象地域を選定して現地調査を行い、基礎調査であります。見直しとなる区域につきましては、来年度にかけて現地調査、地元説明会がされます。したがって、当村の土砂災害警戒区域の見直しにつきましては、来年度以降と予想されます。

7月、広島県を中心とした平成30年7月豪雨は、平成最大の被害をもたらした広域災害となりました。自然現象は明らかに変化しており、土砂災害は新たな時代に入ってきていることを認識して、ハード対策、ソフト対策を効果的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、私のほうからは1つ目のご質問の防災マップの関係、それと2つ目、それと3つ目のご質問についてお答えをさせていただきます。

まず最初に、防災マップの見直しについてでございますけれども、先ほど建設課長のほうから回答がございましたとおり、土砂災害警戒区域の見直し作業につきましては、完了が平成30年度以降になるようでございます。どの程度の変更になるかわかりませんが、見直し完了後は早い段階で防災マップの見直しにも取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、2つ目のご質問の自主防災組織の見直しについてでございます。

現在、当村の自主防災組織は、地区と地区防災部会が重複する重複型と呼ばれる体制となっております。組織づくりが容易なことと、村民にとっては地区と自主防災組織が同じため、長が1人で仕組みがわかりやすい反面、地区から離れた場所に転居された方につきましては、災害時に地区防災会の活動と一緒にできないという短所がございます。

災害時には安否確認や救助など、近隣での助け合い、共助が重要なことを考えると、地区と地区防災会が別組織となる体制を検討していかなければならないと考えておりまして、昨年9月定例会の上條議員のご質問で、今後各地区防災部会でご協議をいただき、ご意見をい

ただく中で検討してまいりたいという答弁をさせていただきました。これにつきましては、今年度4月の地区長会におきまして地区防災部会長であります地区長に、各地区で常会、または9月の地震総合防災訓練の際に意見を集約してほしいとの依頼を行い、10月末をもって取りまとめることとしてございます。今後、意見集約をした中でどのような形での防災部会のあり方、見直しが望ましいか検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、上條議員ご質問の、おひさま保育園の指定避難所の指定についてでございます。

これにつきましては、昨年9月の定例会でも上條議員のご質問にお答えをさせていただいておりますが、村の指定避難所につきましては、平成25年6月の災害対策基本法の改正に伴いまして、被災者が一定期間生活をする場所として指定をいたしております。この指定につきましては、生活環境等を確保するため、災害対策基本法の施行令に定める基準を満たす施設とされています。具体的には、被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること、車両、その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものなどの基準に加え、耐震性、耐火性の確保、天井等の非構造部材の耐震化、生活面を考慮し、バリアフリー化された学校、公民館、福祉施設などの公共施設が望ましいとされております。

これによりまして、村では公共施設と各区の公民館を避難所として指定をしております。また、指定避難所につきましては、開設後、避難物資の配布や避難所の運営を行わなければならないため、多数の避難者が収容できる施設が望ましいとされております。そこで、旧おひさま保育園についてでございますが、このおひさま保育園の後利用につきましては地元の小野沢区、西洗馬区に相談をさせていただきましたが、両区ともに利活用の希望はないということございまして、村で利活用してほしいとの要望でございました。村としましては、旧おひさま保育園を西洗馬地区の防災の拠点とし、主に隣接する向陽台の皆様を集会施設としてリニューアルを検討しているものでございますが、向陽台地区につきましては第2期分譲販売が行われまして、旧おひさま保育園を集会施設とするかどうかの判断につきましては、第2期分譲の住民の皆さんが転入してきた後にしてほしいとの意向がございました。これにより検討が先送りになっておりました。また、第2期分譲の皆さんもおおむねこれで転入してこられるようでございますので、今後、向陽台地区の皆様と調整を図り、向陽台の集会施設とするか検討していただきたいと思いますと考えております。

なお、本計画が時間がかかる見通しになれば、旧おひさま保育園の状況を改めて調査し、

現状のままで避難所に指定できるかどうかにつきまして改めて検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 上條議員、再質問はございますか。

上條議員。

〔3番 上條俊策君登壇〕

○3番（上條俊策君） ご答弁ありがとうございました。

それでは、最初に村長さんからご答弁いただきました答弁なんですが、文化財として残すという方向でアンケートをしていただいたんですが、結果が、59%が回答がないと、半分以上が不透明という、そんな形ですよ。半分以上の結論がないということであれば、結論を出すわけにはいかないと思いますので。それで、今思ったんですが、いろいろ説明があった中で、例えばあれを残すとしたら、どのぐらいの耐震だとか、どのぐらいの費用がかかるとか、将来どのぐらいの管理の経費がかかるとか、そういった費用面も何も出ていないので判断できないというようなことも、当時聞いたことがあります。そんなことで、半分以上、60%近い結論がないというのでは、これでは判断を下すわけにはいかないなと思いますので、再度そういった、このぐらいかかるというか、そういった予算といいますか、残すとしたらこうだ、壊すとしたらこうだとか、そういったものの資料を出して、もう一度地区なりに投げかけてもらいたいなど、そんなふうに思います。この状態で結論を出すのはちょっと、誰が考えても無理かなという気がいたします。

それから、1番目の土砂災害警戒区域の見直しということで、今行われているということで、30年度以降、31年度ぐらいには結果が出てくるんじゃないかという回答をいただきました。そんなことで、これがあつたからどうだということではないんですが、結果が出ましたら、またそれに対してのスムーズなもろもろの実行、見直しをお願いしたいと思います。

それから、自主防災組織の所属地区の問題ですが、なかなか難しいことで、そう簡単にこれとこれだとばしっとはいかない面も多々あるかとは思いますが、いざというとき、いつ起きるかわからない、そんな状況でもありますので、これが何しろ、起きてからのことが多いと思いますが、そのときの初動といいますか、対策が大事でありますので、これ難しい問題ではあります、やらなきゃならないことだと思いますので、これも速やかに計画させていただきたいということです。これは10月にまた投げかけるとおっしゃっていましたね。

〔「取りまとめます」の声あり〕



○3番（上條俊策君） よろしくお願ひします。

それから、もとおひさま保育園のことに關してですが、向陽台の公民館施設ということもあろうかと思ひますが、鎖川がいかれたときに右岸の避難場所がないというようなこともありまして、この前のときもお聞きしましたが、このおひさま保育園を指定緊急避難場所にする予定があるということで聞いておりますので、これも早い機会に、向陽台との兼ね合いもあるかと思ひますが、これはこれで計画していかれることを切にお願ひいたします。

朝日村の平成27年に改定されました、550ページにもわたる朝日村防災計画、これに基づきまして、村は着々といろいろな面で実行してきていただいているんですが、今言いました自主防災組織の育成を図っていくということが、この防災計画の第2章の第1項にもうたわれておりますが、これがやっぱり基本になってくるかと思ひます。その中に、地区の防災意識の皆さんの高揚だとか、それから具体的には地域ごとの防災訓練をやるとか、そういったことがいっぱい書かれていますが、そういったもろもろのことは今までも実行されてきておりますが、この基本になる防災組織そのものの組織をしっかりとつくっていただきたいということでもあります。

この公共施設の個別施設計画というのも、今計画されているようですが、これは主に、新聞報道で見ただけなんです、財政面からの計画というような言い方がされておりましたが、それも当然ですが、それにあわせて防災面の観点からも、それも踏まえて検討、計画をしていただきたいと思ひます。

以上、要望、お願ひいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（清沢正毅君） これで上條俊策議員の一般質問は終わりました。

---

◇ 齊 藤 勝 則 君

○議長（清沢正毅君） 次に、5番、齊藤勝則議員。

齊藤勝則議員。

〔5番 齊藤勝則君登壇〕

○5番（齊藤勝則君） 5番、齊藤勝則でございます。よろしくお願ひいたします。

最初に、私、ちょっとぼけていたのか、この一般質問を出すときに1日勘違いしたものですから、項目数も書いていなかったんですが、実はもうちょっとやりたかったんですが、項

目を3ということにさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

その中で、できていましたのでこの3つをやりたいと思いますが、まず1、小学校や中央公民館、あるいはわくわく館にエアコン、クーラーの設置を、こういうことであります。

そこでお話ししたいと思いますが、今、国でも県でも学校へのエアコンの設置を急速に進めています。そして、このほかにも、今、小学校ではトイレの改修などの問題も急務ですが、このところの異常気象の高温で、最近になってようやく涼しくなってきたんですけれども、校舎で勉学に励む児童にとって、しっかりと勉強を身につけようとしても大変だろうと感ずる次第でありました。暑さは生身の体の対応には限界があります。ぜひエアコンかクーラーの設置をすることを考えてほしいと思います。

また、最近、中公を私としてもある団体で利用したわけですが、実は、講義室を利用しようと思って部屋へ行ったわけですが、実に室外温度、あるいは戸を開けてみても30数度という暑さで、とても利用できる状態ではなくて、急遽その担当者をお願いして場所を変更してもらって、あの中央公民館では唯一といいますか、ほかにもあるかもしれませんが、大きなところでは講堂にだけクーラーが入っているわけで、かえていただきました。

そんな中で、小学校、中学ばかりではなくて村の施設、そういう中で、ことしのこの暑さに対して本当に身をもって大変だなと感じました。ことに子供さんなんかは勉学に励む上で大変だろうと、そういう思いが余計に強くなりました。

そこで、私はこの中学校、トイレのこともあるんですが、多分この高温というのは、私は今の異常気象の中では常態化してくるのではないかと、また雨もそうですけれども、大変な状況が最近、もう日本全国あちこちで被害が出ているわけで、本当にお見舞い申し上げたいわけですが、そういうのがふえているのは、これはある学者も言っていますけれども、今後常態化するだろうと。そうすれば、やはりこういうことは真剣に考えていかなければいけないんじゃないかということで、実は学校のエアコン設置、このようなことでも国ではいろいろと予算をとりまして、2019年の予算では2,430億円を要求しているそうです。そういうことで、国も積極的に進めておりますし、また、これについては国が3分の1の国庫補助、また、あとの70%の中は地方債ですが、そのうちの地方債に対しては国の交付税措置が30%、こういうようなことでありますが、あとは地域でのあれになるんですけれども、そのほかで例えば補正が出た場合には、また補正に対しては起債充当率が100%、元利償還が50%の交付税措置もとるといようなことを言うておりますので、実際にはさらに地方としてはかからなくなりますけれども、ぜひ学校とか公民館、それからわくわく館、やってい

ただけたらなと思います。

そこで質問ですけれども、今の実態、公民館とかわくわく館、小学校の実態をちょっと伺いたいわけですが、ぜひよろしく願いいたします。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

二茅教育長。

〔教育長 二茅芳郎君登壇〕

○教育長（二茅芳郎君） それでは、最初の、小学校や中央公民館、わくわく館にエアコン、クーラーの設置をというご質問にお答えいたします。

まず現状であります。中央公民館は先ほどのお話のとおり、講堂に入っております。小学校は保健室、それからパソコン教室、給食室、ボランティアルームに設置してあります。わくわく館は、日中一時支援であります2階のにじいろキッズに1台入っています。保育園は、地中熱の空調が未満児の教室と、それから職員室に入っておりますが、今年度、多目的教室に新たに1台設置いたしました。

続きまして、昨年同様の質問がございまして、どのような空調設備をどう設置するかも含めて研究していくということと、わくわく館の2階の空調につきましては今後の検討となるが、できれば導入したいとお答えしております。しかし、ことしは7月中旬からでありましたが、猛烈な暑さというふうに言っているのでしょうか、危険な暑さという新しい言葉も生まれたわけでありまして、7月末、これは熊谷ですが、41.1度、これが記録されています。今、議員おっしゃったように、この異常な暑さが異常でなくなっていくことも予想されます。空調は必要というふうに、今、考えております。

議員おっしゃるとおり、国のほうでは7月末に導入の希望調査を緊急で実施いたしました。提出期限の関係もありまして、定例教育委員会等へは事後報告となりましたが、特別教室も含めた未設置教室への導入希望を提出してあります。設置希望が通れば、今のお話のとおり、国の補助とか村の財政状況を勘案しながら順次導入していきたいというふうに考えております。当然のことながら保育園も含めて、今後定例教育委員会や総合教育会議等で議題としまして、設置に関して研究していきたいというふうに考えております。

あと、わくわく館、公民館につきましては、公共施設の長寿命化計画をもとに取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いしたいと思います。

以上であります。

○議長（清沢正毅君） 齊藤議員、再質問はございますか。

齊藤議員。

〔5番 齊藤勝則君登壇〕

○5番（齊藤勝則君） 今、教育長のほうからわかりやすい説明がありまして、ことしは特に急に暑くなるというようなこともありまして、本当に大変だったんじゃないかなと思います。これは科学者によりますと、今後この異常気象が続くんじゃないかと。大雨も例年に見ない強さですし、暑さもいつもの年ではなくて、過去の記録上初めてというようなことがことし多かったわけです。それで、この対応は急なことだと思っんですけども、急務ですので、ぜひ今お話ししたように、そういう長寿命化計画の中にも盛り込んでいただいて、予算もかかることですので、やっていっていただけたらうれしいなど、こういうふうに思うわけです。急なことしの対応ですので今すぐにとというのはなかなか大変だと思いますが、今のお言葉を聞いて安心いたしました。ぜひ力を入れてやってほしいなど。また、あわせて以前からも上げられておりますが、小学校のトイレのような問題もありますので、本当にやることはたくさんあるわけですけども、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で私の1問目の質問は終わらせていただきます。

○議長（清沢正毅君） 齊藤議員の1問目の質問は終わりました。2問目の質問をどうぞ。

齊藤議員。

〔5番 齊藤勝則君登壇〕

○5番（齊藤勝則君） 2問目の質問でございますが、新庁舎の清掃についてとこびと食堂の利用向上ということで上げました。

実は、私も森のこびとに自分の子供も行ったりしているようなことで、本当に入所の子供の仕事が減っているわけですが、その中で、子供の仕事のために清掃の仕事をしたらどうかということでもあります。その中で、新たな、これからは仕事を確保するというのは障害者の施設にとっては大変だなと思います。どこの作業所でも同じような問題だと思いますが、幸いにも森のこびとは清掃については経験も積んでいるので、仕事の確保のためにもぜひやらせていただけたらいいなど、こういうことを思いました。

それにつけても、国でも問題になっている官公庁のごまかしの障害者対応にはただただ私は憤慨、あきれんばかりであることが現実です。国のトップのほうでそういうことをやっているということは、本当に現実の障害者にとってはとんでもない話だなということでもあります。私は、森のこびとの先生の話も実際に聞いたわけですが、その中で、ぜひ新庁舎の清掃の仕事を出していただけたら、障害者の子供たちは黙々と丁寧に、きれいにやってくれると

私は思っております。子供たちは素直です。いかがなものでしょうか。ぜひ先生方と話し合いをしてもらえないでしょうか。

もう一つ、いや二つですけれども、今、もりのこびとカフェを頑張っ、今一生懸命やってくれております。その中で、庁舎の横にはファミマも順調にやっているように私が見受け、る中で、ちょっとそこの現場の方にも聞いたんですが、新庁舎が移転してから、やはりカフェには多少影響も出ている。そういう傾向はこのカフェばかりじゃなくてほかにもあると思、いますけれども、ぜひこの際、この庁舎のことも大事ですし、ファミマも大事ですけれども、ほかの施設の利用をもっとPRしていただきたい。そうすることによって各施設が活性化す、る。どうもちょっと沈みがちじゃないかなという感じを受けます。

もう一つは、JAの生活も現在あって、村では2店舗です。正直言って、ファミマができ、から多分JAでも考え方が変わってきているんじゃないかと。このところ、改装するとい、うような話も出てきているわけです。やはり、やる人も努力をしなきゃいけないんですが、今まであるほかの施設、要は、そういうところの利用度が落ちないようにやっていただきたい。

それから、先ほど私は施設が暑いということを出したこともありますが、ぜひそういうこ、とも並行して力を入れて、新庁舎ばかりでなく、そういうところも、朝日村はあちこちの施、設、しっかりしているなというようなふうに言われるようお願いしたいなど、目配りをし、ていただきたい、こういうことをお願いします。

ことに今回の清掃については、障害者というのは自分の生活費についても本当に大変な中、で頑張っているわけです。私はそういう、底辺と言っては悪いですが、そういう人たちのた、めに村は、福祉のむらづくりだと言っているものですから、ぜひ力を入れて応援していただ、きたいと思いますが、それについて担当の皆さんからご意見をお伺いしたいと思、います。よろしくをお願いします。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、齊藤議員ご質問の、市庁舎の清掃と、食、事処もりのこびとの利用向上についてのご質問でございますけれども、平成25年4月1日に、国等による障害者就労支援施設からの物品等の調達に関する法律というもの、これ通、称障害者優先調達推進法でございますけれども、これが施行されまして、国や地方公共団体

は率先して障害者就労施設から物品等の調達をするよう努めることとなっております。当村におきましても、毎年朝日村障害者就労施設等からの物品等の調達方針を策定しておりまして、食品類などの物品の調達のほか、清掃業務等の委託を行うこととしております。現在、体育祭で使用するパン、慰霊祭の供物、視察の際の手土産などの食品類の調達のほか、下古見の東京電力前の公衆トイレの清掃を障害者施設でございます森のこびとのほうに委託しております。

新庁舎の清掃につきましては、執務室やトイレなど日常使用する場所につきましては、現在、シルバー人材センターに清掃をお願いしているところでございます。そのほかに庁舎では、窓拭き、外回りや会議室、交流ホールの清掃などは日常的には必要ございませんが、年に何回か定期的に行う必要がございますので、そういった場所の清掃業務につきましては、村内の障害者就労施設をお願いしていきたいというふうに考えております。

また、食事処もりのこびとにつきましても会議の懇親会などで利用をさせていただいているほか、職員も昼食のお弁当やパンの購入に利用させていただいております。また、PRにつきましては、村の定めた調達方針で、障害者就労施設等から調達可能な物品等の情報を収集し、各課へ情報提供を行ったり、役場の各部署から障害者就労施設等に発注可能な物品等の情報提供の依頼をし、障害者施設等にその情報の提供を行うこととしております。また、今後村民へのPR方法につきましては検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

そのほか、JAの関係のお話もございましたけれども、そういったJAの関係、村内の商工等につきましては、村のほうでもプレミアム商品券発行をするなど行いまして、商工業と経済の活性化を図っているところでございますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 齊藤議員、再質問はございますか。

齊藤議員。

〔5番 齊藤勝則君登壇〕

○5番（齊藤勝則君） ただいま、総務課長のほうから丁寧に説明をいただきまして、ありがとうございました。

確かにそういう中で、私もつい最近になって聞いたわけですが、森のこびとの先生も、こちらの庁舎のほうに伺ってお話をしたということを知りました。そういう中で、やはりシルバーの方たちの仕事の場もあるだろうし、また、シルバーの人たちではできないような細か

いところとか大変なところはぜひ障害者の皆さんにやっていただけるようなことを、今後具体的に考えて、今、正直に言えば仕事を確保するのがえらいわけですけれども、そういう中で、ぜひ少しでもそういう人たちに仕事が回るようなことをやっていただきたい。現実には、うちの息子もそうですけれども、廃品の回収とか、いろいろ庁舎や農協とか、いろいろに出向いてそういうことも応援してもらっています。ですが、こんな新しい庁舎になってから、ぜひ何かやらせてほしいなという思いがありましたものですから、先生の話も聞いたし、やっていただくようにご検討願いたいと思います。

また、以前にも出したことがあるんですが、山形等では、例えばこういう庁舎の場所だとか、公民館とか、ああいうところの自販機、そういう中を、業者との話は必要なんですけれども、幾分利用してもらった中から障害者に回してもらおうというような話も昔聞いたことがあるんです。それが結構な額になって、障害者のための費用になっているんだということも聞きまして、ぜひ、そんなようなことも、障害者の子を持つ親たちの多くの意見を聞きまして、そういうことも今後考えていってほしい。

また、先ほどもある議員から出されましたが、公共交通についても、障害者の人たち、極端な言い方をすれば子供たち、ほんのわずかの報酬でやっているのが現状です。ぜひともいろいろな場所で手助けができるような方針を出してもらって、例えば公共交通なら、手帳を見せたらある程度減免してもらえとかいうようなことをやっていただければ本当にありがたいと思うわけですが、そんなことも思っております。どうか細かいところに気を使っていただいて、障害者の皆さんに生きていく希望が持てるような方向で、ぜひやっていただきたい。国でやっているようなごまかしとか、そういうことではありません。障害者は本当に素直で真面目です。そういう人たちが、私たち、年をとってくれば子供を見られなくなるかもしれないんですが、そういう人たちが安心して地域で生活できるようなふうには世の中をしていっていただきたいと、こういうことから今回述べました。先ほども総務課長は言いましたけれども、考えの中にひとつ入れていただいて、実行していただければありがたいと思います。

以上をもちまして私の2番目の質問は終わらせていただきます。

○議長（清沢正毅君） 齊藤議員の2問目の質問は終わりました。3問目の質問をどうぞ。

齊藤議員。

〔5番 齊藤勝則君登壇〕

○5番（齊藤勝則君） 3問目の質問でございます。

テニスコートのところに日よけ、雨よけの屋根をとということで、きょうは妙に熱ですか、暑いということで上げているわけですが、私も、実はここにも書いてありますが、テニスにかかわる立場にあり、ことしの猛暑を考えると、試合での奮闘を期待する反面、熱中症などの事故が起こらないようにと、本当にそんな気持ちになり心配でした。たまたまこの地域での大会が15日で成人式の日でありまして、私は最初の挨拶で途中ちょっと抜けちゃったんですが、離れて成人式に行った場面で、誰か熱中症とかそういうことが起こらないといいがということを実際に心配したんです。先ほどの学校のこともそうですけれども、本当にそういうことが、ことしなんかはあちこちで事故が起こっているものですから、救急車で運ばれるようなことがあったら大変だなというのが私の心配でありましたが、幸いにもそういう中で、私たちの仲間も試合の最中に休憩をとって水を飲む時間を決めようとかいうようなことをやって無事故ではあったわけですが、多少暑いという話は聞きました。

そういう中で、私は前もこれ質問したと思いますが、あそこは、極端に言えば、役場の関係の物置と、それから商工会館の施設があるわけですが、だから、そこら辺の境というのは私もちょっとはっきりとはわかりませんが、そういう中で、実はよその地域、私も大会に出たことがあるんですが、行ったときに、日よけですか、ことにことしみたいな暑いときは試合で汗がだくだく出て、休むといっても本当に屋根の下とか、あるいは私たちの役員の中で、タープとかいろいろ持ってきて、急遽屋根を設けて日よけの場所をつくっているわけですが、強い風が吹くと本当に大変になる、あるいは急な雨が降ったりすると大変なことがあるわけですので、できれば、私は場所的には商工会館もあるものから、そこら辺を考えると、今、公民館の倉庫がありますよね。あの倉庫の裏は多分村の場所になっているんじゃないかと思いますが、あんな狭い場所でも横に長くすれば結構多くの方が雨よけができるし、日よけができるんじゃないかということも考えて、あの場所に、例えば土手をちょっとかかなくちゃいけないかもしれないんですけど、簡単な屋根でいいんですが、雨がよけられる、冬は私たちも管理し、雪とかそういうのは注意したいと思いますが、やっていただけたら本当に、休憩のときに一息つける場所ができると。日陰がないと、本当に暑いまま皆日をよけたりして、てんでバラバラになってしまうんです。そこで、やはりよその施設を見てやってほしいなど。

また、野球についてはダッグアウトみたいなのがありまして、ちょっと急なときにはダッグアウトに入って一休みということもできるわけですが、雨の場合は、私たちのテニスの場合なんかはほかの屋根の下へ行っただけでよけていたり、急なときにはそういうことがしょっちゅう



うあるわけです。ですので、ぜひ、前も言ったんですけれども、具体的に、簡単な屋根で結構ですので設けていただけたら、私もテニスをこうやってやっっているながら、今は運営する立場でありますけれども、そういうものがあれば安心して子供たちが試合もやれて、昔においては優秀な生徒も出たあれですが、この異常気象の中でそれが本当に心配でしたので、そういうことをやっていただけたらと思いますが、いかがお考えでしょうか。ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

二茅教育長。

〔教育長 二茅芳郎君登壇〕

○教育長（二茅芳郎君） 齊藤議員の3番目の、テニスコートに屋根をとというご質問でございます。

まず、ご指摘の施設であります、テニスだけではなく、例えば冬場は鉢盛中学校の野球部とか、それからサッカー教室などでも使用している多目的の施設になっております。屋根の設置となりますと、簡単なというお話がありましたけれども、9月5日の台風21号ですか、公民館のしだれ桜の枝が折れるという、あそこだけ風が巻いたのかなというふうにも思いますが、どのような風がどのように吹くのかもわかりませんので、相当しっかりした足場のものをつくる必要があるというふうに考えております。

屋根を設置すると、どのような屋根なのか、今お話を聞く中では具体的なイメージがちょっと湧かないんですけれども、場合によってはしっかりした足場を組まなければいけないということが出てきます。そうすると、練習している中で、ある意味邪魔な突出物になる可能性もありますし、何かあれば管理責任者としての責任義務もございますので、そのことも想定されます。また、複合施設ということもありますし、もう一つ、あそこは熊久保遺跡の埋蔵文化財の包蔵地でもありますので、以上の観点から設置は難しいというふうに考えております。昨年もお願ひしましたけれども、ワンタッチテント等をお貸しできますので、ぜひご利用いただいでご対応いただければ感謝であります。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 齊藤議員、再質問はございますか。

齊藤議員。

〔5番 齊藤勝則君登壇〕

○5番（齊藤勝則君） 今、教育長のほうから、風が強いとか、足場もつくらなければいけな

いというようなことでありましたが、また、私が気がつかなかったのは、埋蔵施設の場所で簡単には難しいだろうということです。イメージがはっきり湧かないということですが、極端な言い方をすれば、前にちょっと垂れて、後ろに傾斜のあるような屋根であればいいかなと思いますが、ただし、ちょっと日よげがないと暑いかなというのがあるものですから、これはほかのスポーツをやるにつけてもそういうものは通用すると思いますけれども、今、ちょっと引っかけたのは、埋蔵施設があるとなれば簡単にできないという、そういう制約があればちょっと大変かなと思いますが、今までも、実は倉庫の前で、あるいは倉庫を開けて、そういう中に避難していることが多かったんです。そうすると、極端な言い方をすると、試合の進行上もどこにいるかわからなくて、次の方はどこですかと探したりすることが多かったものですから、簡単にできるような、いるような場所ができれば見える中でやれるなどと思って、例えば今の倉庫の裏あたりがいいかなと、長いようなものになるんですが、そんなにお金をかけずに日よげだけできて、雨よげができればいい、前にちょっと垂れているような感じですね。それで後ろに傾斜があるようなもの。雪が降っても落ちるような感じの傾斜があれば十分じゃないかと思うんですけれども、そういうものがあったら、冬場でも今、鉢盛中学の生徒は冬場でも雪をかいて利用していることがあるんです。熱心な方は本当に熱心でやっているものですから、ぜひ何か考えられたらいいなと。場所によっては、広い場所があるところでは、いわゆる移動のできる小屋みたいなやつを設置して休憩場所にしたりしているところも、試合があったときには幾つか見受けております。そういうようなことをして、急遽そういうところへ避難することができる。ことに私がこんなことを思ったのは、ことしの異常気象で熱中症の方があちこちで搬送されたのは恐らくことしが最高じゃないかなと思っておりますし、そんなようなことで、これは私はことしだけの傾向ではないなと、正直言って思っております。また、こういう過激な気候の急変はあるんじゃないかということを考えると、今後はぜひ、いろいろ制約はあると思いますけれども、考えていっていただけたら、ぜひやっていただければいいなと、そんなふうには思っております。イメージとしては、そんな大それたものではないけれども、やはり足場はちょっとしっかりしていなきゃいけないんですが、わずかな狭い間で、倉庫との間ぐらいの狭いところで、横へ行けば排水口みたいなものがありますから、そういうようなところへ水がはけるようにしてやればそんなに予算としてはかからないんじゃないかなと、思っているわけですが、埋蔵施設とか、そういうあれもありますが、そういうところをクリアしていただけてやっていただけたらなと。ことしも無事だったので今すぐではありませんが考えていただけたらなと、以上のように思っ

ておりますが、いかがですか、難しいですかね。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

二茅教育長。

〔教育長 二茅芳郎君登壇〕

○教育長（二茅芳郎君） 今、お話ししたとおりでございますので、ほかの、例えば屋外の施設を使うスポーツはそれなりの工夫をしております。ぜひご理解いただいて、テント等でご対応いただければ感謝であります。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 齊藤議員、再質問はございますか。

齊藤議員。

〔5番 齊藤勝則君登壇〕

○5番（齊藤勝則君） わかりました。今の教育長の話のとおり、いろいろなことがあって、やはり厳しいんだらうなということでもありますけれども、本当にいろいろ起こらないように、これからもぜひ研究してやっていていただきたいと思います。

以上をもちまして、私これ以上は言えませんが、この質問を終わらせていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

○議長（清沢正毅君） これで齊藤勝則議員の一般質問は終わりました。

以上で、予定しておりました一般質問は全て終了いたしました。大変ご苦労さまでございました。

---

### ◎散会の宣告

○議長（清沢正毅君） 本日はこれにて散会いたします。ありがとうございました。

散会 午後 3時21分

平成30年朝日村議会9月定例会 第3日

議事日程(第3号)

平成30年9月19日(水)午後1時30分開議

開議

議事日程の報告

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 諸般の報告
- 第3 常任委員長の報告
- 第4 常任委員長報告の質疑、討論、採決
- 第5 議案第51号から第66号までの質疑、討論、採決  
(付議事件)
- 第6 発議第4号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書について
- 第7 発議第5号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書について
- 第8 発議第6号 私立高校への公費助成に関する意見書について
- 第9 議案提案説明
- 第10 議案内容説明
- 第11 発議第4号から第6号までの質疑、討論、採決
- 第12 閉会中の継続調査の申し出について  
(追加付議事件)
- 第1 議員辞職願の取り扱いについて
- 第2 副議長選挙
- 第3 常任委員会委員の選任について
- 第4 議会運営委員会委員の選任について
- 第5 一部事務組合等議会議員の選挙

---

出席議員(9名)

1 番	高 橋 廣 美 君	3 番	上 條 俊 策 君
5 番	齊 藤 勝 則 君	6 番	上 條 昭 三 君
7 番	北 村 直 樹 君	8 番	小 林 弘 幸 君
9 番	塩 原 智 恵 美 君	1 0 番	林 邦 宏 君
1 1 番	清 沢 正 毅 君		

欠席議員（1名）

2 番 中 村 賢 郎 君

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	中 村 武 雄 君	教 育 長	二 茅 芳 郎 君
会 計 管 理 者 兼 総 務 課 長	上 條 晴 彦 君	住 民 福 祉 課 長	上 條 文 枝 君
住 民 福 祉 課 健 康 つ ぐ り 担 当 課 長	原 貞 子 君	建 設 環 境 課 長	塩 原 康 視 君
産 業 振 興 課 長	上 條 靖 尚 君	会 計 課 長	林 さ と み 君
教 育 次 長	清 沢 光 寿 君		

---

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 高 山 義 教 君

開議 午後 1時30分

◎開議の宣告

○議長（清沢正毅君） 皆さん、こんにちは。

初めに、中村賢郎議員から本日の会議を欠席する旨の届け出が提出されておりますので、ご報告を申し上げます。

ただいまの出席議員数は定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（清沢正毅君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（清沢正毅君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

9番 塩原智恵美 議員

10番 林邦宏 議員

を指名いたします。

---

◎諸般の報告

○議長（清沢正毅君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日の説明員は、村長、教育長、各課長であります。

入札結果調書が別紙のとおり報告されております。

報道関係者から取材の申し出がありましたので、これを許可いたしました。

これで諸般の報告を終わります。

---

### ◎常任委員長の報告

○議長（清沢正毅君） 日程第3、常任委員長の報告を求めます。

初めに、社会文教常任委員会、林委員長。

〔社会文教常任委員長 林 邦宏君登壇〕

○社会文教常任委員長（林 邦宏君） 社会文教常任委員会、請願、陳情審査委員長報告。

本委員会に付託された請願2件、陳情1件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条及び95条の規定により報告いたします。

委員会は9月11日に開催し、慎重に審査した結果、請願第2号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願につきましては採択となりました。よって、関係機関への意見書案を提出したいと思えます。

審査の主な経過を申し上げますと、2011年に改正されました義務教育水準の維持向上のための義務標準法にかかわらず、国費で35人学級がいまだ小学1年生までしか実施できていない現状であり、都道府県や市町村がその負担を余儀なくされています。早期に国の負担による適正な教員配置等の改善が必要との認識から、この請願を全会一致で採択といたしました。

次に、「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書につきましては採択となりました。よって、関係機関への意見書案を提出したいと思えます。

審査の主な経過を申し上げますと、長野県では文部科学省で定めるへき地手当について、2006年度から大幅減額を続けており、近隣県と大きな隔たりが生じています。このことは、僻地教育を担う人材の不足等につながり、児童・生徒の教育環境の低下が危惧されるとの考えから、この請願を全会一致で採択といたしました。

次に、陳情第3号 私立高校に対する公費助成をお願いする陳情書につきましても、慎重審査の結果、採択となりました。よって、関係省庁へ意見書案を提出したいと思えます。

審査の主な経過を申し上げますと、高等学校教育の担い手として私立高校の果たす役割は、多岐かつ重要と言えます。しかしながら、私立高校は公立高校に比べ授業料や学納金等が多額であることから、保護者への負担が大きくなっております。このことから、私立高校への

公費助成の継続が必要と考え、この陳情を全会一致で採択いたしました。

以上、報告いたします。

---

#### ◎常任委員長報告の質疑、討論、採決

○議長（清沢正毅君） 日程第4、これから常任委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

初めに、請願第2号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願書について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから請願第2号を採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、請願第2号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、請願第3号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから請願第3号を採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択です。



委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、請願第3号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、陳情第3号 私立高校に対する公費助成をお願いする陳情書について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第3号を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、陳情第3号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第51号から第66号までの質疑、討論、採決

○議長（清沢正毅君） 日程第5、議案第51号から第66号までの質疑、討論、採決を行います。

初めに、議案第51号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度朝日村一般会計補正予算（第2号）について）を議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第51号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第51号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第52号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度あさひプライムスキー場事業特別会計補正予算（第1号）について）を議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第52号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第52号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第53号 朝日村県営土地改良事業分担金徴収条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第53号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号 朝日村税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号 平成29年度朝日村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第55号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第55号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第56号 平成29年度朝日村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第56号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第56号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第57号 平成29年度朝日村介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第57号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第57号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第58号 平成29年度朝日村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第58号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第58号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第59号 平成29年度朝日村簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第59号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第59号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第60号 平成29年度朝日村下水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第60号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第60号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第61号 平成29年度あさひプライムスキー場事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第61号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第61号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第62号 平成30年度朝日村一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第62号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号 平成30年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第63号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号 平成30年度朝日村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第64号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号 平成30年度朝日村簡易水道特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第65号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号 平成30年度朝日村下水道特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第66号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎発議第4号から第6号までの上程

○議長（清沢正毅君） 日程第6、発議第4号から日程第8、発議第6号までの議案を一括上程いたします。

提出されました議案は、お手元に配付のとおりであります。

---

#### ◎議案提案説明



○議長（清沢正毅君） 日程第9、ただいま提出されました議案について提案理由の説明を求めます。

お諮りいたします。発議第4号から第6号までの議案提案説明については、先ほどの常任委員長からの報告の際、それぞれ採択理由と説明があり、採択に伴う意見書の提案でありますので、会議規則第39条第2項の規定により省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号から発議第6号までについては、提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

---

#### ◎議案内容説明

○議長（清沢正毅君） 日程第10、議案内容説明を求めます。

お諮りいたします。発議第4号から発議第6号までの議案内容説明につきましても、会議規則第39条第2項の規定により省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号から発議第6号までについては、議案内容説明を省略することに決定いたしました。

---

#### ◎発議第4号から第6号までの質疑、討論、採決

○議長（清沢正毅君） 日程第11、発議第4号から第6号までについて質疑、討論、採決を行います。

初めに、発議第4号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第5号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第6号 私立高校への公費助成に関する意見書についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時03分

○議長（清沢正毅君） それでは、再開いたします。

---

#### ◎日程の追加

○議長（清沢正毅君） 先ほど、中村賢郎議員より議員辞職願が提出されました。

お諮りいたします。議員辞職願の取り扱いについてを日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

よって、議員辞職願の取り扱いについてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

では、議案書を配ります。

[議案書配付]

---

#### ◎議員辞職願の取り扱いについて

○議長（清沢正毅君） 追加日程第1、議員辞職願の取り扱いについてを議題といたします。

お諮りいたします。中村賢郎議員の議員辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

よって、中村賢郎議員の辞職を許可することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時15分

○議長（清沢正毅君） それでは、本会議を再開いたします。

---

#### ◎日程の追加

○議長（清沢正毅君） お諮りいたします。ただいま中村賢郎議員の辞職許可に伴い、副議長が欠けましたので、副議長選挙を日程に追加し、これから副議長選挙を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

よって、副議長選挙を日程に追加し、副議長選挙を行うことに決定いたしました。

---

#### ◎副議長選挙

○議長（清沢正毅君） 追加日程第2、副議長選挙を行います。

ただいまの出席議員数は9名です。

次に、立会人を指名いたします。

議会会議規則第32条第2項の規定により、1番、高橋廣美議員、3番、上條俊策議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（清沢正毅君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。白票は無効として取り扱います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（清沢正毅君） 投票箱の異状なしと認めます。

それでは、ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票願います。事務局が投票箱を持って議員席に回りますので、よろしく願います。

〔投 票〕

○議長（清沢正毅君） それでは、立会人に確認し、報告をお願いしたいと思います。

〔開 票〕

○議長（清沢正毅君） それでは、投票結果を報告いたします。

投票総数 9 票

有効投票 9 票

有効投票の内訳を申し上げます。議員番号順に申し上げます。

上條俊策議員 1 票

上條昭三議員 4 票

小林弘幸議員 1 票

塩原智恵美議員 3 票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は2,250票であります。

したがって、上條昭三議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました上條昭三議員が議場におられますので、本席から議会会議規則第33条第2項の規定により、選挙の結果、副議長に当選されましたので告知いたします。

それでは、新副議長承諾及び就任のご挨拶をお願いいたします。

上條昭三議員。

〔6番 上條昭三君登壇〕

○副議長（上條昭三君） 議員の皆様、ご支援ありがとうございました。議員任期としましては、あと半年でございますが、副議長に選んでいただいたためには朝日村のためにしっかり頑張りたいと思います。

私の第一の目標とすることは、朝日村の人口を確保して、朝日村を朝日村として存続させる、これが第一の使命ではないかと思っております。これから朝日村を元気にするために頑張りたいと思いますので、どうかご支援よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 以上で副議長選挙が終了いたしました。

---

#### ◎日程の追加

○議長（清沢正毅君） ただいまの副議長選挙の結果に伴い、常任委員会委員の選任が必要となりましたので、常任委員会委員の選任を日程に追加し、これからその選任を行いたと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

---

#### ◎常任委員会委員の選任について

○議長（清沢正毅君） 追加日程第3、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。  
この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時29分

〔全 員 協 議 会〕

再開 午後 2時54分

○議長（清沢正毅君） それでは、本会議を再開いたします。

お諮りいたします。常任委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により議長より指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

よって、社会文教委員会に6番、上條昭三議員を指名いたします。

なお、社会文教常任委員の正副委員長には変更がございませんので、ご承知おき願います。

---

#### ◎日程の追加

○議長（清沢正毅君） ただいまの副議長選挙及び常任委員会委員の選任結果に伴い、議会運営委員会委員の選任が必要となりました。議会運営委員会委員の選任を日程に追加し、これからその選任を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

---

#### ◎議会運営委員会委員の選任について

○議長（清沢正毅君） 追加日程第4、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

委員会条例第7条第1項の規定により議長より指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員に6番、上條昭三議員を指名いたします。

なお、正副委員長は変更ありませんので、ご承知おき願います。

---

◎日程の追加

○議長（清沢正毅君） お諮りいたします。ただいまの副議長選挙の結果及び常任委員等の選任に伴い、一部事務組合等の議会議員の選挙が必要となります。この際、一部事務組合等の議会議員の選挙を日程に追加し、一部事務組合等の議会議員の選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

よって、一部事務組合等議会議員の選挙を日程に追加し、直ちに一部事務組合等議会議員の選挙を行うことに決定いたしました。

---

◎一部事務組合等議会議員の選挙

○議長（清沢正毅君） 追加日程第5、一部事務組合等議会議員の選挙を行います。

選挙の方法は、いずれも指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

指名の方法は、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

よって、議長から指名することに決定いたしました。

松本市山形村朝日村中学校組合議会議員に上條昭三議員、松塩筑木曾老人福祉施設組合議会議員に上條昭三議員をそれぞれ指名いたします。ほかのメンバーに変更はございません。

お諮りいたします。ただいま申し上げましたとおり、それぞれ指名いたしました皆さんを議会選出の一部事務組合等議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。



〔「異議なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました皆さんが当選人と決定いたしました。

本席から、会議規則第33条第2項の規定により、おのおの告知をいたします。

---

#### ◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長（清沢正毅君） 日程第12、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長、総務産業常任委員長、社会文教常任委員長より、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

---

#### ◎村長挨拶

○議長（清沢正毅君） ここで、村長から挨拶したい旨申し出がありましたので、これを許可いたします。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 発言の機会をいただきましたので、閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

去る9月5日に開会されました今期定例会を、本日をもちまして閉会となります。この間、15日間に及ぶ会期中、議員の皆様には熱心にご審議を賜り、それぞれ原案どおり認定または

承認をいただき、厚くお礼を申し上げます。これら決定をいただきました案件につきましては、遺憾のないよう執行してまいり所存でございます。

特に、平成29年度の決算におきましては、懸案でありました百年の計であります新役場庁舎建設という大事業が、計画的に、安全に竣工することができました。しかも、財政につきましては大型の投資が必要でありましたので、私は就任以来、まず財政の立て直し、健全財政に取り組む中で、毎年必要な事務事業を着実に実施しながら、財政の健全化を維持し、推進を図ることができました。これによりまして、私の政治姿勢であります次代へのツケは最小限にの方針がクリアできまして、次代へのツケを残さずに新役場庁舎が竣工できたことは、特筆すべきことであり、誇りであると捉えております。

そのほか、村政全般にわたりますご意見、ご提言につきましては、検討させていただき、当面しております重要事項につきまして、村民のため、村政発展のために実現に努めてまいり所存でございます。

また、村で取り扱っております各種の税を初めとします公共料金、これ村は13会計ありますが、この収納率につきましては前年同様高水準を持続しておりまして、村民の皆様の理解と担当職員の努力に感謝をするものでございます。

さて、今定例会の冒頭で申し上げましたが、台風21号の当村の被害につきましては、公民館入り口のしだれ桜の枝の被害以外は大きな影響がなく、助かったところでございます。しかしながら、今定例会開会の翌日になりますが、9月6日の深夜、朝3時ごろ、北海道胆振地域で震度7の地震が発生しました。この地震前日までの台風等によります大雨が重なり、山林崩壊がすさまじく、厚真町の集落が土石流の下敷きとなる痛ましい報道がされております。しかも、北海道全土が停電となるなど甚大な被害となりました。改めて、41人の犠牲者と避難所での犠牲者の皆様に心からご冥福をお祈りを申し上げます。また、災害に遭われました皆様には心からお見舞いを申し上げ、被災地の一刻も早い復旧復興がされ、住民の皆様の安全・安心・安寧が戻りますよう願うものでございます。

そこで、当村は早速、平成30年北海道胆振東部地震災害義援金として村民の皆様のご支援をお願いしているところでございます。役場窓口では、日本赤十字社を通じ、かたくりの里、社会福祉協議会では共同募金会を通じまして受付を行っておりますので、村民の皆様の温かいご支援と、災害に遭ったときはお互いさまという広い共助の心でご支援を願うものでございます。

次に、当9月は敬老月間でございます、去る17日の祝日が敬老の日でございました。村

では、一足早く、去る7日に敬老訪問をいたしました。本年は、100歳、いわゆる百寿の方がお二人、88歳、米寿の方が41人、77歳、喜寿の方が61人ございまして、それぞれお祝いの品を贈らせていただきました。このうち100歳、百寿を迎えられました方には、総理大臣からお祝い状と銀杯が贈られ、県知事からはお祝い状を、村からはお祝い状と長寿年金を贈らせていただきました。特に、100歳の一人の方は、声の張りもよくお元気で、8月のお夏まつりのうちわに印刷してありました朝日小唄を順序よく6番まで歌われ、百寿のエネルギーをしっかりといただいてきたところでございます。長寿の皆様には、いつまでもお元気で、幸せな生活を願ったところでございます。

また、ただいまは、中村賢郎議員が一身上の理由によりまして辞職をされましたことは、唐突でありまして驚いておりますが、中村議員には、人生90年時代を迎える中で今後健康回復に努められ、余生を送っていただければと願うところでございます。

また、これに伴います副議長に就任されました上條昭三議員にはお祝いを申し上げます。残任期間7カ月猶予ではありますが、村民のため、村政発展のため議長を補佐し、ご活躍を期待するところでございます。

それでは、終わりに当たりまして、議員の皆様におかれましては、季節の変わり目でございますし、健康にはご留意をされ、村政の発展のためご尽力を賜りますよう期待をいたしまして、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（清沢正毅君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

以上で平成30年朝日村議会9月定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 3時12分

平成三十年 朝日村議会 九月定例会会議録

平成三十年 朝日村議会 九月定例会会議録

朝 日 村 議 会

朝 日 村 議 会